株式交換・移転、会社分割マニュアル

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

第１章　株式交換・移転 ･･ 1
第１　株式交換・移転の意義 ･･ 1
１　株式交換のしくみとメリット ･･ 1
(1)株式交換のしくみ ･･ 1
(イ)内容 ･･ 1
(ロ)税法での取扱い ･･ 2
(2)株式交換のメリット ･･ 2
(イ)制度の定義 ･･ 2
(ロ)制度のメリット ･･ 2
２　株式移転のしくみとメリット ･･ 4
(1)株式移転のしくみ ･･ 4
(イ)内容 ･･ 4
(ロ)税法での取扱い ･･ 5
(2)株式移転のメリット ･･ 5
(イ)制度のメリット ･･ 5
３　株式交換・移転の活用方法・活用例 ･･････････････････････････････････････ 6
(1)企業再編のための株式交換・移転 ･･ 6
(イ)株式交換を使った親会社による子会社の完全子会社化 ･･････････････････････ 6
(ロ)株式移転を使った完全親会社としての持株会社設立と完全子会社化 ･･････････ 6
(ハ)株式交換を使った関係会社の資本関係の整理 ･･････････････････････････････ 7
(ニ)株式交換を使った自己資本増強 ･･ 8
(2)Ｍ＆Ａのための株式交換・移転 ･･ 9
(イ)株式交換を使った上場会社による非上場会社のＭ＆Ａ ･･････････････････････ 9
(ロ)中堅・中小企業における株式交換を使ったＭ＆Ａ ･･････････････････････････ 10
(3)オーナーの事業承継対策のための株式交換・移転 ･･････････････････････････ 10
(イ)株式交換を使って土地保有特定会社による評価をはずす ･･････････････････････ 10
(ロ)株式交換により類似業種比準価額が低下するケース ･･････････････････････････ 11
(ハ)株式交換を使って後継者のいない会社の承継対策を行う ･･････････････････････ 13
(ニ)株式移転を使った持株会社の設立とグループ化 ･･････････････････････････････ 14
(4)株式交換・移転を活用した、複雑な資本関係によって生じる会社紛争の防止 ･････ 15
(イ)株主構成が複雑で、所有と経営の分離が望ましい場合 ･･････････････････････ 15

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

（ロ）オーナーが所有する複数の会社を統合し、各子会社をそれぞれの後継者にまかせる……16
第２　株式交換の実務……18
１　株式交換の意義及び前提要件……18
(1)株式交換の意義……18
(2)当事者……18
(3)完全子会社となる会社が債務超過会社である場合……18
２　株式交換手続……19
(1)株式交換契約の締結……19
(2)事前の開示……20
(3)株主総会における株式交換契約の承認……20
(4)株式買取請求権……20
(5)会社債権者保護手続……20
(6)事後の開示……21
３　株式交換比率……22
(1)対価柔軟化……22
(2)株式交換比率の意義……22
(3)株式交換比率の算定……22
（イ）株式交換交付金がないケース……23
（ロ）株式交換交付金があるケース……23
(4)株式交換比率が不適正な場合に生ずる問題……23
（イ）持株比率の問題……24
（ロ）課税上の問題……24
(5)株式価値（株価）評価の考え方と交換比率の算定例……28
(6)株価評価方法……29
（イ）公開会社の株式の評価方法……29
（ロ）非公開会社の株式の評価方法……29
（ハ）株価の具体的算定方法……30
(7)相続税法上の株式評価方法……40
（イ）上場株式……41
（ロ）気配相場のある株式……42
Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(ハ)取引相場のない株式（非上場株式） ･････････････････････････････････････ 42
(ニ)配当還元方式 ･･･ 54
(ホ)特別な評価方法 ･･･ 55
(8) 法人税法上の株式評価方法 ･･･ 57
(イ)上場株式（法人税施行令１１９条の１３） ･････････････････････････････ 57
(ロ)気配相場のある株式 ･･･ 58
(ハ)取引相場のない株式（非上場株式）（法人税基本通達９－１－１３） ･････････ 58
(9) 所得税法上の株式評価方法 ･･･ 58
(イ)上場株式 ･･･ 58
(ロ)気配相場のある株式 ･･･ 59
(ハ)（イ）から（ロ）までに掲げる場合以外の場合 ･････････････････････････････ 59
４　株式交換比率 ･･･ 60
(1) 完全親子会社関係の形成 ･･･ 60
(2) 資本の部の計数 ･･･ 60
５　株式交換無効の訴え ･･･ 61
(1) 手続 ･･･ 61
(2) 判決の効力 ･･･ 61
第３　株式交換の会計と税務 ･･･ 62
１　会計処理と税務の概要 ･･･ 62
(1) 会計処理 ･･･ 62
(2) 税務 ･･･ 62
２　株式交換をした株主の会計処理と税務 ･････････････････････････････････････ 63
(1) 法人株主（租税特別措置法６７条の９） ･････････････････････････････････ 63
(イ)交付金銭等がないケース ･･･ 63
(ロ)交付金銭等があるケース ･･･ 63
(2) 個人株主（租税特別措置法３７条の１４） ･････････････････････････････････ 64
(イ)交付金銭等がないケース ･･･ 64
(ロ)交付金銭等があるケース ･･･ 64
３　具体例での会計処理と税務調査 ･･･ 65
(1) 法人５０人未満の場合 ･･･ 65
(イ)交付金銭等がないケース ･･･ 65

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(ロ)交付金銭等があるケース・・・66
(ハ)自己株式の移転を新株発行に代えるケース・・・69
(2) 株主５０人以上の場合（租税特別措置法３７条の１４）・・・70
(イ)交付金銭等がないケース・・・70
(ロ)交付金銭等があるケース・・・72
(ハ)自己株式の移転を新株発行に代えるケース・・・74
４　株式交換と相続税・贈与税・・・77
(1) 株式交換と相続税評価額・・・77
第４　株式移転の実務・・・79
１　株式移転の意義及び前提要件・・・79
(1) 株式移転の意義・・・79
(2) 当事者・・・79
２　株式移転の手続・・・80
(1) 株式移転計画の作成・・・80
(2) 事前の開示・・・81
(3) 株主総会における株式移転計画の承認・・・81
(4) 株式買取請求権・・・82
(5) 会社債権者保護手続・・・82
(6) 登記・・・82
(7) 事後の開示・・・82
３　株式移転比率・・・83
４　株式移転無効の訴え・・・84
(1) 手続・・・84
(2) 判決の効力・・・84
第５　株式移転の会計と税務・・・85
１　会計処理と税務の概要・・・85
(1) 会計処理・・・85
(イ)完全親会社となる会社（完全子会社となる会社の株主）・・・85
(ロ)完全子会社となる会社・・・85
(ハ)完全親会社となる場合の株主・・・85
(2) 税務・・・85

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

２　株式移転をした株主の会計処理と税務 ･･･ 86
３　具体例での会計処理と税務調査 ･･･ 87
第６　書式 ･･･ 88
１　株式交換契約書 ･･･ 88
２　株式移転の株主総会の議案の要領：但しある会社が甲株式会社と共同して株式移転をなす場合を前提とする ･･･ 92
第２章　会社分割 ･･･ 95
(1) 四つの類型 ･･･ 95
(イ)新設・分社型分割 ･･･ 95
(ロ)新設・分割型分割 ･･･ 96
(ハ)吸収・分社型分割 ･･･ 97
(ニ)吸収・分社型分割 ･･･ 98
(2) メリット ･･･ 99
(イ)分社化の手続きの効率化 ･･･ 99
(ロ)人的な分割が可能 ･･･ 99
(3) 従来の分割方法との比較 ･･･ 100
(イ)営業譲渡 ･･･ 100
(ロ)現物出資 ･･･ 100
(ハ)従来の分割方法との比較 ･･･ 100
３　会社分割の活用方法・活用例 ･･･ 101
(1) 企業再編のための会社分割 ･･･ 101
(イ)持株会社の設立（新設・分社型分割） ･････････････････････････････････････ 101
(ロ)成長部門等を切り離して子会社を設立する（新設・分社型分割） ･････････････ 101
(ハ)不採算部門を分離し，別会社とする（新設・分社型分割） ･････････････････ 102
(ニ)企業グループ内での会社の再編－新設・分社型分割の例 ･････････････････････ 104
(ホ)企業グループ内での会社の再編－吸収・分社型分割の例 ･････････････････････ 104
(ヘ)企業グループ内での会社の再編－新設・分割型分割の例 ･････････････････････ 105
(ト)企業グループ内での会社の再編－株式移転と吸収・分割型分割の組み合わせ 106
(2) 企業売却のための会社分割 ･･･ 109
(イ)吸収・分社型分割の例 ･･･ 109
(ロ)吸収・分割型分割の例 ･･･ 109

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(ハ)新設・分社型分割の例 110
(3) 事業承継のための会社分割 112
(イ)新設・分社型分割で非按分の例 112
(ロ)吸収・分割型分割で非按分の例 113
(4) 企業価値を高めるための会社分割 113
(5) 企業救済のための会社分割 113
(6) 合弁会社解消のための会社分割 114
(7) 独占禁止法の規制を回避するための会社分割 114
(イ)寡占的状況を解消する場合 114
(ロ)合併等の際に独占禁止法の規制に抵触する場合 114
第２　新設分割の実務 115
１　新設分割の意義及び前提要件 115
(1) 新設分割・吸収分割 115
(イ)新設分割 115
(ロ)吸収分割 115
(2) 物的分割・人的分割 115
(イ)物的分割（分社型分割） 115
(ロ)人的分割（分割型分割） 115
(ハ)会社法における構成 115
(3) 会社分割の対象 115
(イ)「事業」の意義 115
(ロ)「事業に関して有する権利義務の全部又は一部」の意義 116
(4) 当事者 116
(イ)分割会社 116
(ロ)承継会社・新設会社 117
２　新設分割の手続 118
(1) 分割計画の作成 118
(2) 事前の開示 120
(3) 株主総会における新設分割計画の承認 120
(4) 株式買取請求権 120
(5) 会社債権者保護手続 120

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(6) 登記 …… 120
(7) 事後の開示 …… 120
３　新設分割の効果 …… 121
(1) 会社の支配関係 …… 121
(2) 株式の交付と分割比率 …… 121
(3) 事業に関して有する権利義務の移転 …… 121
４　新設分割無効の訴え …… 122
(1) 手続 …… 122
(2) 判決の効力 …… 122
第３　吸収分割の実務 …… 123
１　吸収分割の意義及び前提要件 …… 123
(1) 新設分割・吸収分割 …… 123
(イ)新設分割 …… 123
(ロ)吸収分割 …… 123
(2) 物的分割・人的分割 …… 123
(イ)物的分割（分社型分割） …… 123
(ロ)人的分割（分割型分割） …… 123
(ハ)会社法における構成 …… 123
(3) 会社分割の対象 …… 123
(イ)「事業」の意義 …… 123
(ロ)「事業に関して有する権利義務の全部又は一部」の意義 …… 124
(4) 当事者 …… 124
(イ)分割会社 …… 124
(ロ)承継会社・新設会社 …… 125
２　吸収分割の手続 …… 126
(1) 吸収分割契約の作成 …… 126
(2) 事前の開示 …… 127
(3) 株主総会における吸収分割契約の承認 …… 127
(4) 株式買取請求権 …… 127
(5) 会社債権者保護手続 …… 127
(6) 効力発生 …… 128

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(7) 事後の開示 …… 128
３　吸収分割の効果 …… 129
(1) 対価柔軟化 …… 129
(2) 会社の支配関係 …… 129
(3) 株式の交付と分割比率 …… 129
(4) 事業に関して有する権利義務の移転 …… 129
４　吸収分割無効の訴え …… 131
(1) 手続 …… 131
(2) 判決の効力 …… 131
第４　会社分割の税制と会計処理 …… 132
１　会社分割の税制 …… 132
(1) 適格組織再編税制の概要 …… 132
(イ)法人に対する課税の取扱い …… 132
(ロ)株主等における課税の取扱い …… 135
(ハ)その他引当金等の取扱い …… 135
(2) 適格分割が行われた場合の取扱い …… 135
(イ)分割法人における取扱い …… 135
(ロ)分割承継法人の取扱い …… 137
(3) 非適格分割が行われた場合の取扱い …… 139
(イ)分割法人における取扱い …… 139
(ロ)分割承継法人の取扱い …… 139
(4) 株主等の取扱い …… 140
(イ)みなし配当課税 …… 140
(ロ)旧株式の譲渡損益 …… 141
２　会計処理 …… 142
(1) 根拠 …… 142
(2) 概要 …… 142
(3) 会計処理方法の判定図 …… 142
(4) 定義 …… 142
(イ)企業結合 …… 142
(ロ)取得 …… 143

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(ハ)持分の結合 …… 143
(ニ)売買処理法 …… 143
(ホ)簿価引継法 …… 143
３　会計処理と税務処理のケース分け …… 144
４　具体的処理 …… 145
(1)　分割型分割 …… 145
(イ)図 …… 145
(ロ)法人Ｃの分割前の貸借対照表 …… 145
(ハ)会計上の処理 …… 146
(2)　分社型分割 …… 150
(イ)図 …… 150
(ロ)法人Ｃの分割前の貸借対照表 …… 150
(ハ)会計上の処理 …… 151
第５　書式 …… 154
１　分割計画書 …… 154
２　分割契約書 …… 157

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

第１章　株式交換・株式移転

第１　株式交換・株式移転の意義

１　株式交換のしくみとメリット

(1)株式交換のしくみ

（イ)内容

株式交換による完全親子関係の成立は，具体的には以下の手続きによります。

（※他の会社の発行済株式の 100％を保有する会社を「完全親会社」，他の会社に発行済株式の 100％を保有される会社を「完全子会社」といいます。）

(a)既存の会社（Ａ社とＢ社）が株式交換契約書を締結する。

(b)株式交換契約に関する書面等を備え置き，完全子会社となるＢ社の株主及び新株予約権者，及び完全親会社となるＡ社の株主の閲覧等に供する（会社法 782 条，同法 794 条)。

(c)株主総会の特別決議による承認を経る（会社法 783 条 1 項，同法 795 条 1 項，同法 309 条 2 項 12 号。ただし，略式手続，簡易手続の場合には，株主総会の決議は不要。)。

(d)株式交換をする旨の通知，公告をする（会社法 785 条 3 項，4 項，同法 797 条 3 項，4 項，同法 787 条 3 項，4 項)。

(e)反対株主，新株予約権者に株式，新株予約権の買取請求権が認められる（会社法 785 条，同法 797 条）

(f)株式交換の効力発生日に，完全親会社は完全子会社の発行済株式全てを取得する（譲渡制限株式も含まれる。)。これを図で示しますと，次のとおりです。

(a)〈株式交換前〉

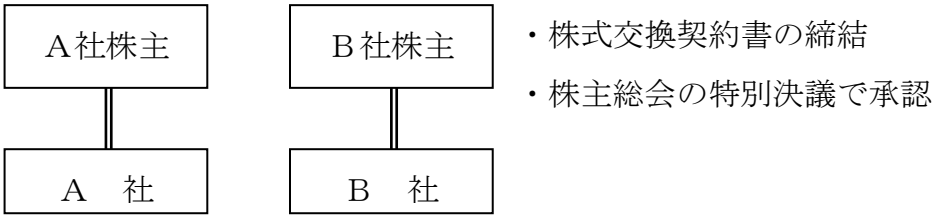

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(b)〈株式交換手続〉

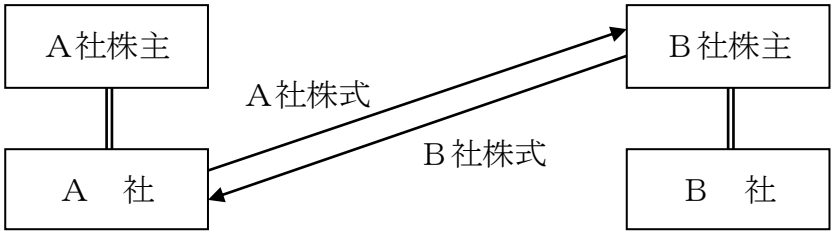

(c)〈株式交換後〉

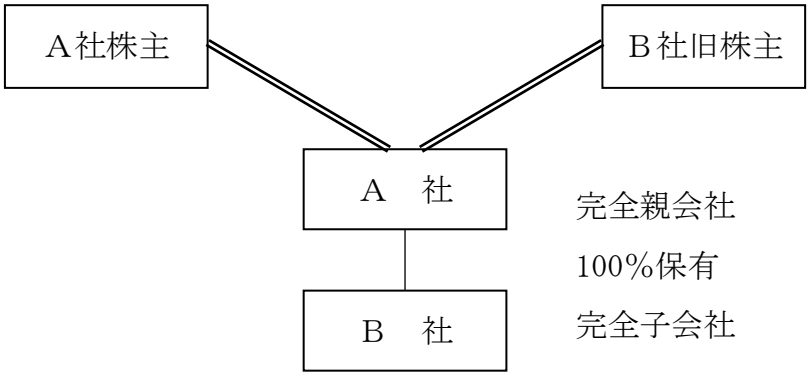

(ロ)税法での取扱い

株式交換の制度が広く普及，活用されることを目的とし，税法で定める一定の要件を満たすことを条件に，課税関係が生じないようにしています。詳細は，第３株式交換の会計と税務で述べています。

(2)株式交換のメリット

(イ)制度の定義

株式交換：株式会社がその発行済み株式の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させること（会社法 2 条 31 号）

(ロ)制度のメリット

(a)株式の 100％取得を実現

完全親会社となる会社と完全子会社となる会社との間で株式交換契約を締結し，双方の会社の株主総会の特別決議で承認されますと，完全子会社となる会社の株主の意思にかかわらず，強制的に完全子会社の株式のすべてが完全親会社に移転します。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

なお，株式交換に反対である完全子会社となる会社の株主については，「反対株主の株式買取請求権」を与えて反対株主の保護を図ることにより，　株式交換の容易及び円滑な運用を行うことができます。

(b)資金手当を必要としない

株式交換の場合には，完全親会社となる会社は完全子会社となる会社の株式の取得の対価として，完全子会社となる会社の株主に対して自社の株式を交付すればよいので，資金を必要としません。

(c)課税上のメリット

株式交換による株式の移転においては，一定の要件のもとに譲渡損益を認識しませんので，課税が生じません。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

2　株式移転のしくみとメリット

(1)株式移転のしくみ

(イ)内容

株式移転制度による持株会社の設立は，具体的には以下の手続きによります。

(a)株式移転計画を作成します（会社法 772 条）

(b)株式移転計画に関する書面等を備え置き，株主及び新株予約権者の閲覧等に供します（会社法 803 条)。

(c)株主総会の特別決議による承認を経ます（会社法 804 条 1 項，同法 309 条 2 項 12 号。）

(d)株式移転をする旨等の通知，公告をします（会社法 806 条 3 項，4 項，同法 808 条 3 項，4 項)。

(e)登記をします（会社法 925 条)。

(f)株式移転事項書面等を備え置き，株主及び会社債権者等の閲覧等に供します（会社法 811 条，同法 815 条)。

これを図示すると次のとおりです。

(a)〈株式移転前〉

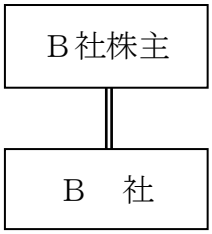

・株主総会の特別決議により

・Ａ社の設立の承認を決議

(b)〈株式移転手続〉

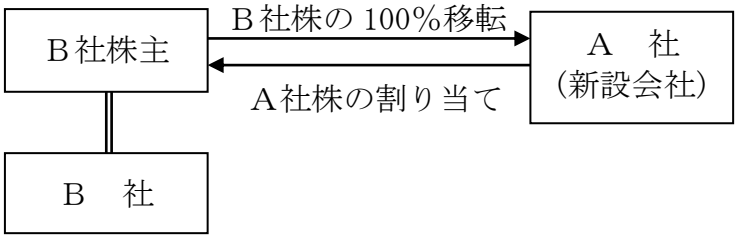

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(c)〈株式移転後〉

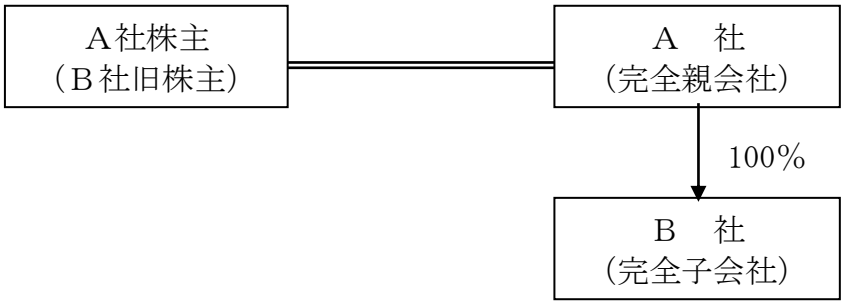

(ロ)税法での取扱い

株式移転についても，株式交換同様，制度の普及，活用されることを目的として税法上種々の特例が設けられています。なお，詳細は，第５株式移転の会計と税務で述べています。

(2)株式移転のメリット

(イ)制度のメリット

(a)複数企業による共同持株親会社の設立

完全子会社となる会社の株主が，株主総会の特別決議で株式移転による完全親会社の設立の承認を受けますと，株式移転の日に新たに完全親会社が設立され，完全子会社の発行済株式全部が完全親会社に移転し，完全子会社の株主には，一定の移転比率によって完全親会社の株式が割当てられます。このようにして，複数の既存企業が，統合を目的として新設の持株親会社を設立し，その傘下のもとに企業グループの効率化，競争力の向上を図ることが手続上容易にできることになります。

(b)資金手当を要しない

株式交換と同様，持株会社を設立するに当たり，株式を移転するだけで資金出資は伴わないので資金手当を要しないメリットがあります。

(c)課税上のメリット

株式移転による譲渡損益は一定の要件のもとに認識いたしません。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

3　株式交換・移転の活用方法・活用例

(1)企業再編のための株式交換・移転

(イ)株式交換を使った親会社による子会社の完全子会社化

株式交換制度を使い，既存の親会社・子会社の関係を完全子会社にすることにより，意思決定を一本化し，各会社に必要な資本，労働，ノウハウ，特許権等の知的所有権，ネットワーク等の経営資源を最適配置することが可能となります。又，完全子会社の企業価値を 100%親会社の企業価値に反映することが可能となります。株式交換を使った企業再編は具体的には下記の目的で活用されると考えられます。

・親会社と関連する事業領域での共同開発や共同事業を，より強力に押し進めるために完全子会社化する。

・インターネットやＩＴ技術の急速な発達などに見られるような時代の急激な変化に対応したビジネスモデルや，新しい企業体を作るため，完全子会社化する。

・不採算事業からの撤退と人員の再配備，事業の転換や資金の投入を迅速に行うため，完全子会社化する。

・親会社子会社間で無駄に重複していた店舗や業務を整理しやすくするために完全子会社化する。

・オーナー企業において，オーナーが複数の会社の株式を所有している場合に，より強力かつ密接な会社グループを構築し，グループ全体としての競争力を上げるため完全子会社化を行っていく。

このような株式交換を使った企業再編の代表例として，ソニーグループの例が挙げられます。

(ロ)株式移転を使った完全親会社としての持株会社設立と完全子会社化

新たな持株会社を作り，それぞれの企業グループ会社の株式を株式移転により移転して，完全子会社することにより，株式交換を活用した企業再編と同様，資本や人材等の経営資源を重点的かつ戦略的に配分でき，企業グループの再編が可能となります。株式移転を使った企業再編は具体的には下記の目的で活用されると考えられます。

・同一業種で資本提携関係のある複数の会社が，株式移転を使って持株会社のもとに一体となり，大きな市場占有率を持つことができるようにするため。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

・異なった業種で資本提携関係のある複数の会社が株式移転を使って持株会社のもとに一体となり，広い市場について有機的にビジネスをしてゆくことが可能となり，またそれぞれの業種が関連性の出るものであれば，相乗効果により，単体の利益以上のものを上げることができるようにするため。

・オーナー企業において，オーナーの意思を複数の会社に素早く伝え，機動的なマネージメントをするため。

このような株式移転を使った企業再編の代表例として，みずほグループの例が挙げられます。

(ハ)株式交換を使った関係会社の資本関係の整理

株式公開準備会社が子会社を持っており，その子会社の株主に親会社（株式公開会社）のオーナーが入っている場合，資本関係の整理を求められることがあります。

［例］

株式公開準備会社　　Ａ社

子会社　　Ｂ社

Ａ社のオーナー株主　　Ｘ

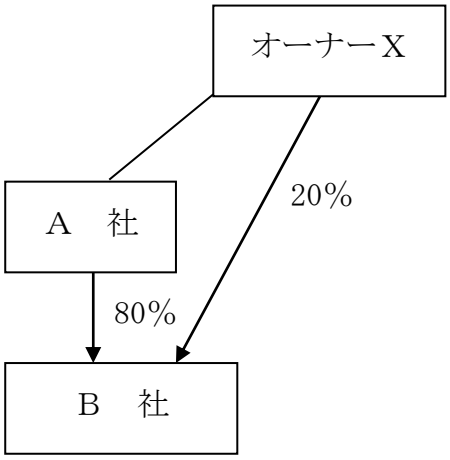

資本関係の整理とは，オーナーＸの所有するＢ社株式をＡ社に移し，Ｂ社をＡ社の完全子会社とすることを指します。資本関係の整理が求められる理由としては，Ｂ社を通じてオーナーＸに不当に利益が流出する危険性や，Ｂ社の経営方針にオーナーＸの意向が反映しやすい，などがあります。

（従来の整理手法）

・オーナーＸの所有するＢ社株式をＡ社に譲渡する。この方法での デメリットは下記の点にありました。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

・譲渡する株価によっては，オーナーＸに株式譲渡益課税が生じる

・Ａ社は買取資金を準備する必要がある

（株式交換の手法）

・オーナーＸの所有するＢ社株式を，Ａ社が新たに発行するＡ社株式と交換する。この手法により税負担なしにＢ社をＡ社の 100％子会社にすることができます。

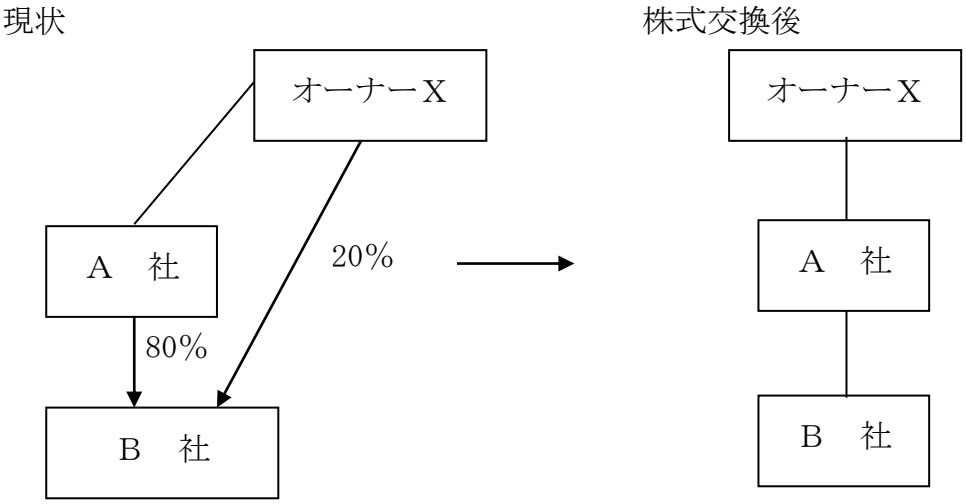

（ニ）株式交換を使った自己資本増強

オーナーが複数の会社の株式を所有している場合に，自己資本を増強したい会社がその中にあれば，当該会社を完全親会社とする株式交換を行うことにより，自己資本の増強ができます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

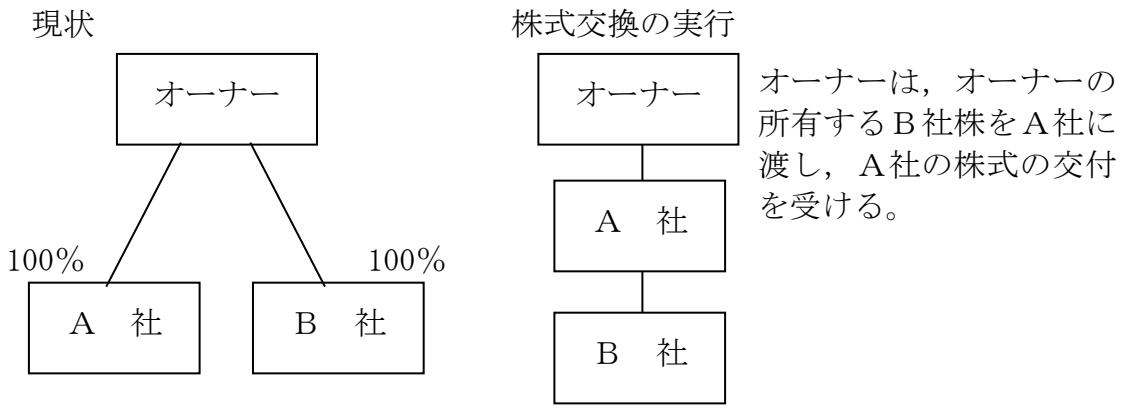

上記の実行の結果Ａ社の貸借対照表は，

Ａ社Ｂ／Ｓ

資産	×××	負債	×××
子会社株式	○○○	資本金	□□□ —— 交換前の資本金＋増加資本金

となります。

このように，資産として子会社株式が増加し，資本金が増加します。これを新たな出資（増資）という形でなく，資金の移動を伴わずに行うことができます。

(2)Ｍ＆Ａのための株式交換・移転

(イ)株式交換を使った上場会社による非上場会社のＭ＆Ａ

上場会社が非上場会社を買収という目的で完全子会社化する手法として，株式交換が有効な手段となります。

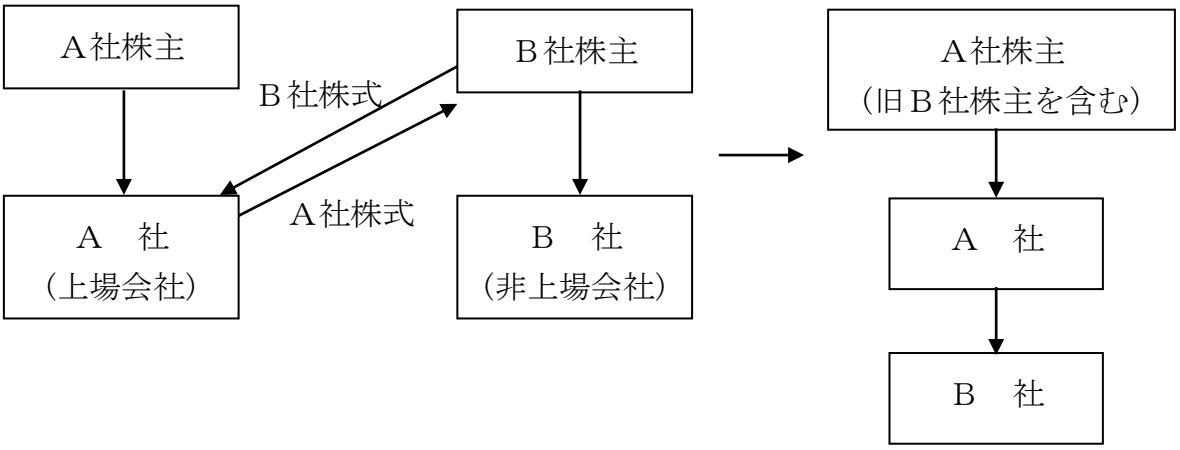

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

企業買収にあたっての株式交換の意義として，３つの意義が考えられます。

・上場会社の株式で買収ができるため，買収資金の調達が不要で新たな借入や社債発行をしなくて良い。
・吸収合併ではなく，100％の資本を持つ親子会社関係という形での会社の買収ができる。
・非上場会社の株主にとって上場会社の株式との交換になるため，所有する株式の市場での処分等が容易となる。

株式交換によるＭ＆Ａは下記のような会社を買収する場合に活用されると考えられます。

・非常に優れた技術や営業ノウハウを持つ会社
・後継者のいない会社
・好立地に有利な土地を所有している会社

(ロ)中堅・中小企業における株式交換を使ったＭ＆Ａ

中堅企業・中小企業においても，もともと元請会社，下請会社の関係とか発注元会社，受注会社等の関係がある場合は，株式交換を使って，完全親会社・完全子会社となることができます。

完全親会社側は，資金負担なしに系列子会社の株式をすべて取得することができますし，系列子会社の株主は，親会社の株式を取得できます。親会社が交換後公開を行えば，その株式は市場で流通するものとして価値が高まることとなります。また，公開しない場合でも株式の財産的価値の増加が得られます。この他，非上場の数社の会社が単独では上場するだけの経営的基盤や体力等がない場合に，有力な一社が他の数社を株式交換により完全子会社化し，グループ化することで，上場することも将来的には可能になると予想されます。

(3)オーナーの事業承継対策のための株式交換・移転

(イ)株式交換を使って土地保有特定会社による評価をはずす

土地保有特定会社と一般事業会社を一人のオーナーが持っている場合に，土地保有特定会社が新株を発行し，株式交換により一般事業会社を完全子会社にすることにより，土地保有会社の資産の部に一般事業会社の株式（有価証券）が計上されるため，資産全体に占める土地保有割合が下がり，土地保有特定会社による評価をはずすことが可能となります。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

［例］

Ａ社（土地保有特定会社）の
貸借対照表

（百万円）

土　　地	1，000	負　債	300
Ｂ社株式	100	資本金等	900
その他資産	100		
	1，200		1，200

Ｂ社（一般事業会社）の
貸借対照表

（百万円）

流動資産	600	負　　債	300
固定資産	200	資本金等	500
	800		800

Ａ社（土地保有特定会社）がＢ社（一般事業会社）を株式交換により完全子会社化すると（額面で１：１の交換を行った場合）

Ａ社

（百万円）

土　　地	1，000	負　債	300
Ｂ社株式	500	資本金等	1，300
その他資産	100		
	1，600		1，600

Ｂ社

変更なし

となり，Ａ社の総資産に占める土地以外の資産の割合が高くなることから土地保有特定会社からはずれることができます。

この結果，非上場会社の株式は，純資産価額のみによる評価ではなく，類似業種比準価額を一定割合合わせたものとなり，株式の評価が下がる可能性が高くなります。

但し，株式保有特定会社との関係も考えておく必要があります。

株式保有特定会社に該当するかどうかの要件の概要は第１章，第２，３，(7)，(ハ)，(e)を参照して下さい。

(ロ)株式交換により類似業種比準価額が低下するケース

株式交換により，完全親会社となる会社の株価評価において，類似業種比準価額が低下する場合があります。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

［例］

(a)前提事項

1)会社の状況

	甲　社	乙　社
業種	建設業	建設業
資本金	3，000 万円	1，000 万円
発行済株式総数	600，000 株	200，000 株
額面金額	50 円	50 円
１株当たりの年配当金額	14 円	8 円
１株当たりの年利益金額	70 円	40 円
１株当たりの純資産価額	900 円	200 円

2)類似業種の株価　171 円

比準価額　配当金額 3.9 円　利益金額 26 円　簿価純資産価額 305 円

3)株式交換の条件

交換前の類似業種比準価額により計算した株価により交換比率を算定

4)所有株式

甲社の社長は甲社株式を 200，000 株所有。ただし，乙社の株式は所有していない。

5)株式交換後の配当，利益，純資産の価額の条件

完全子会社となる乙社の年利益，配当，純資産価額は変化しないものとし，乙社の配当は甲社の利益に加算されるものとします。

(b)交換比率

1)甲社の株価

$$171円\times\frac{\frac{14}{3.9}+\frac{70}{26}\times3+\frac{900}{305}}{5}=500円$$

2)乙社の株価

$$171円\times\frac{\frac{8}{3.9}+\frac{40}{26}\times3+\frac{200}{305}}{5}=250円$$

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

3)交換比率

500 円：250 円 ＝ 1：0.5

(c)交換後の甲社の株価

1)増加株式数

200，000 株×0.5 ＝ 100，000 株

2)１株当たりの配当金額

$$\frac{600{,}000\text{株}\times 14\text{円}}{600{,}000\text{株}+100{,}000\text{株}}=12\text{円}$$

3)１株当たりの利益金額

$$\frac{600{,}000\text{株}\times(70\text{円}+8\text{円})}{600{,}000\text{株}+100{,}000\text{株}}=66\text{円}$$

4)１株当たりの純資産価額

$$\frac{600{,}000\text{株}\times 900\text{円}+200{,}000\text{株}\times 200\text{円}}{600{,}000\text{株}+100{,}000\text{株}}=828\text{円}$$

5)類似業種比準価額

$$171\text{円}\times\frac{\frac{12}{3.9}+\frac{66}{26}\times 3+\frac{828}{305}}{5}=458\text{円}$$

(d)結果

株式交換前と株式交換後の甲社の配当金額の総額，利益金額の総額が同額であると仮定しますと，甲社の株式が株式交換により 600，000 株から 700，000 株に増加するため，１株当りの年配当金額，年利益金額，純資産価額が減少し，類似業種比準価額が１株当り 500 円から 458 円に低下することとなります。なお，甲社の株価評価については類似業種比準方式を採用するため，株式交換により甲社が取得した乙社の株価は影響しません。

(ハ)株式交換を使って後継者のいない会社の承継対策を行う

後継者はいないが優良な企業のオーナーは，自分の所有する会社の株式を，上場会社の株式と交換することにより，会社の経営を上場会社に委ねるとともに，上場会社株式を取得することになり，相続税対策，相続税納税対策上大きなメリットを得ることとなります。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

オーナーの所有する株式を売却して，M&Aに応じた場合，株式の譲渡益課税が生じますが，株式交換により上場会社株式を取得した段階では課税の問題が生じないので，オーナーにとって非常にメリットのある手法だといえます。

［例］

ケース１．　持株売却の形でM&Aに応じた場合

A　社

資　産	1，000	負　債	500
		資本等	500
	1，000		1，000

→ A社オーナーが1，000で売却 → A社オーナーは1,000の譲渡代金に対して譲渡所得税を負担する（譲渡税は譲渡益の20%）

ケース２．　株式交換の形でM&Aに応じた場合

A　社

資　産	1，000	負　債	500
		資本等	500
	1，000		1，000

→ B社

A社株式↑↓B社株式

A社オーナー →譲渡益課税なし

(ニ)株式移転を使った持株会社の設立とグループ化

複数の会社の事業オーナーは，それぞれの会社の持株が相続財産となり，それらが非上場株式の場合，換金性が乏しくて，しかも相続税が多額にかかる財産を所有していることになります。

これらの株式を株式移転の手法により，新設持株会社の株式に転換することにより，当該事業のオーナーは，新設持株会社の株式のみを保有することになります。

このため，グループ企業全体の事業承継であっても，持株会社の株式の事業承継のみを考えれば良いこととなります。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

［例］

現状

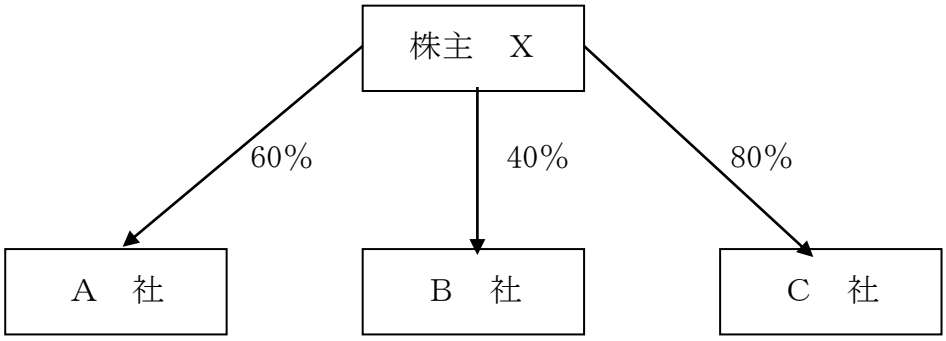

株式移転実行後

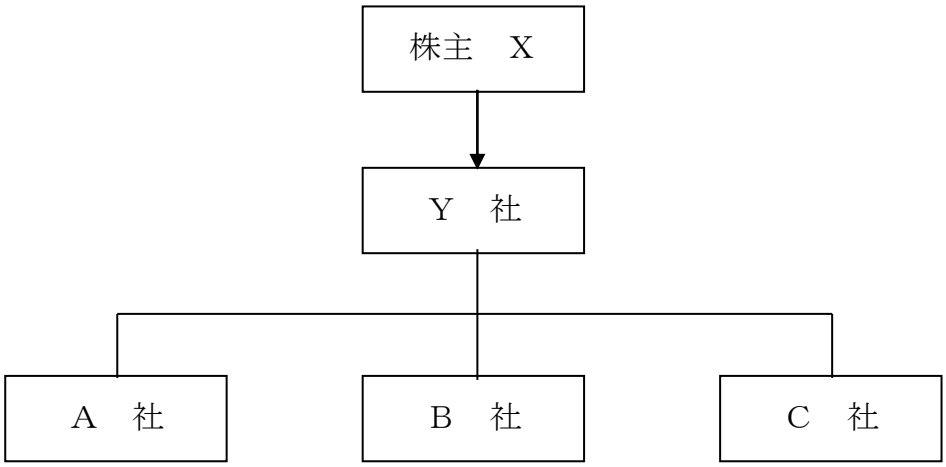

(4)株式交換・移転を活用した，複雑な資本関係によって生じる会社紛争の防止

(イ)株主構成が複雑で，所有と経営の分離が望ましい場合

株主構成が複雑で，事業会社の日々の経営や，株主総会等の運営に困難がある場合に，株式移転の制度を使って事業会社と株主の間に持株会社を作ることにより，所有と経営が分離されます。

事業会社の株主は持株会社１社になり，より強力な指導力のもと，迅速な事業展開が可能となります。持株会社の株主にとっては，持株会社の財務状況，収益状況だけが関心事となり，配当金の水準さえ守られれば事業会社の経営にまで，意見を差しはさむことは殆どなくなるといえます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

［例］

現 状

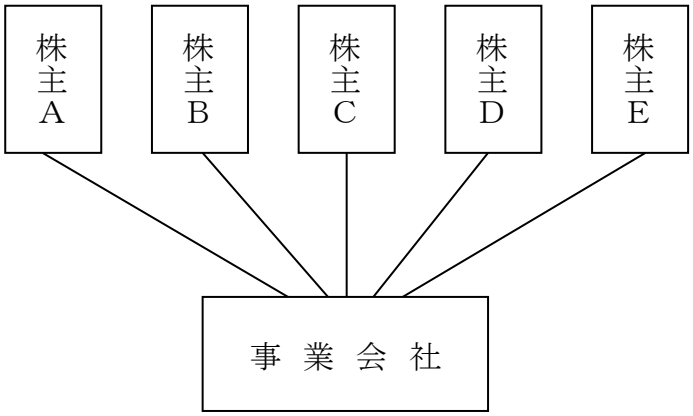

株式移転実行後

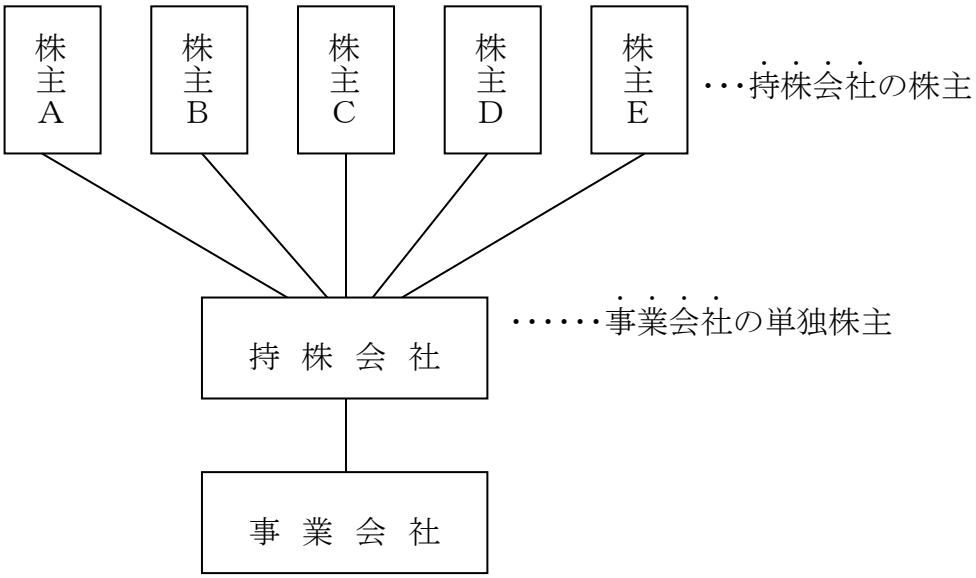

(ロ)オーナーが所有する複数の会社を統合し，各子会社をそれぞれの後継者にまかせる

オーナー一族で複数の会社を所有している場合に，株式移転の制度を使って統合します。統合により出来た持株会社はオーナーのファミリーが各持分を持つ会社になります。

ファミリー後継者（例えば子供たち）は，持株会社の下にある各事業会社をそれぞれ担当し，経営にあたることになります。もともとの各事業会社の株主構成が複雑に入り乱れていたとしても株式移転後の株主構成は非常にシンプルになり，各後

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

継者も自分の担当する会社の株主構成を気にすることなく，経営を行うことができます。

［例］

現 状

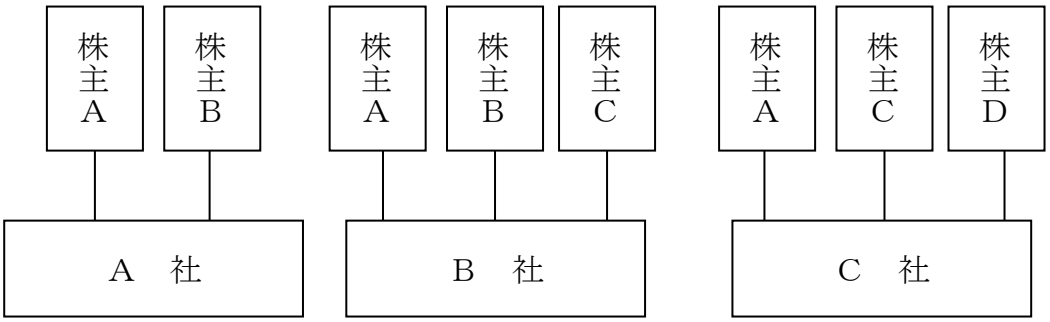

株式移転実行後

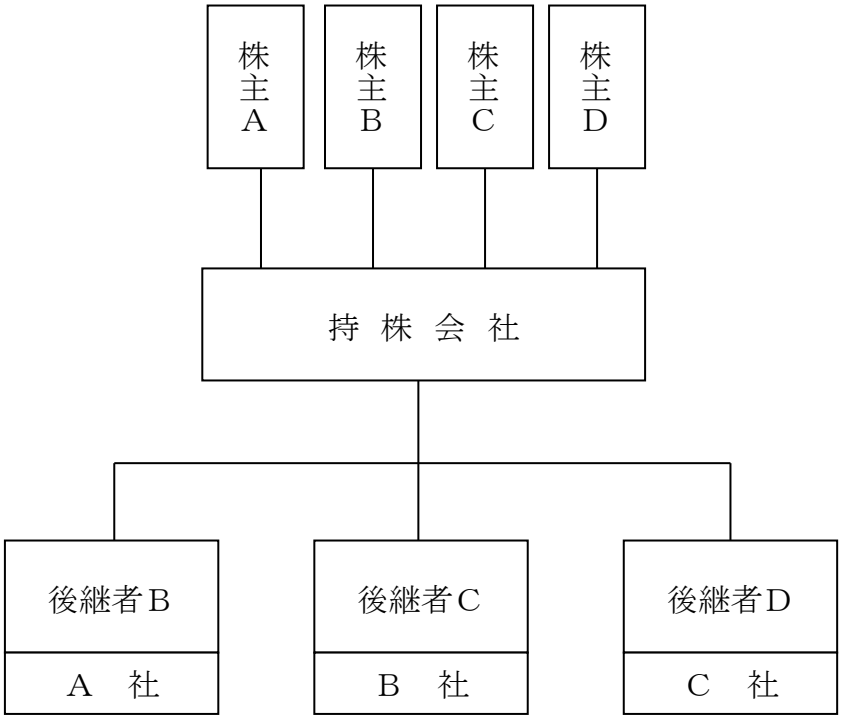

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

第２　株式交換の実務

１　株式交換の意義及び前提要件

(1)株式交換の意義

株式交換は，既存の会社を完全親会社として完全親子会社関係を創設する制度です。

典型的には，株式交換により，完全子会社となる会社のすべての株式を，完全親会社となる会社が取得し，その完全子会社となる会社の株主は，その完全親会社となる会社の株式等の対価を取得します。

ここで，完全親会社とは，他の会社の発行済株式の総数を所有する会社のこと，完全子会社とは，他の会社に発行済株式の総数を所有されている会社のことを意味します。

(2)当事者

株式交換における契約の当事者は，完全親会社となる会社と完全子会社となる会社です。完全子会社となる会社の株主は当事者ではありません。

平成１７年改正前商法では，完全親会社・完全子会社のいずれもが株式会社に限定されていましたが，会社法では，株式会社のほか合同会社も完全親会社となることができることとされました（会社法 767 条，同法２条 31 号)。

もっとも，完全子会社となる会社は平成 17 年改正前商法と同様に株式会社に限定されています。

(3)完全子会社となる会社が債務超過会社である場合

会社法は，株式交換によって差損が生じる場合（①完全親会社が承継する負債の簿価が資産の簿価を超える場合，及び②株式交換に際して交付する対価の完全親会社における簿価が当該株式交換により承継する純資産額を超える場合。会社法 795 条２項各号参照）を制度上認め，その上で，そのような場合には，完全親会社における株式交換に係る契約を承認する株主総会においてその旨を説明しなければならないこととするとともに（会社法 795 条２項)，簡易手続をすることはできないこととし（会社法 796 条３項)，完全親会社の株主の保護を図っています。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

2　株式交換手続

(1)株式交換契約の締結

会社が株式交換をなす場合，株式交換契約を締結しなければなりません（会社法 767 条)。

株式交換契約において定めるべき事項は，以下のとおりです（会社法 768 条１項各号。なお，同条２項，３項)。

(イ)完全子会社及び完全親会社の商号及び住所

(ロ)完全親会社が株式交換に際して完全子会社の株主に対してその株式に代わる金銭等を交付するときは，当該金銭等についての次に掲げる事項

(a)当該金銭等が完全親会社の株式であるときは，当該株式の数（種類株式発行会社にあっては，株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

(b)当該金銭等が株式交換完全親株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く）であるときは，当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

(c)当該金銭等が完全親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く）であるときは，当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

(d)当該金銭等が完全親会社の新株予約権付社債であるときは，当該新株予約権付社債についての(b)に規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての(c)に規定する事項

(e)当該金銭等が株式交換完全親株式会社の株式等以外の財産であるときは，当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

(ハ)（ロ）の場合には，完全子会社の株主（完全親会社を除く）に対する（ロ）の金銭等の割当てに関する事項

(ニ）完全親会社が株式交換に際して完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該完全親会社の新株予約権を交付するときは，当該新株予約権についての次に掲げる事項

(a)当該完全親会社の新株予約権の交付を受ける完全子会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下「株式交換契約新株予約権」という）の内容

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(b)株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する完全親会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

(c)株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは，完全親会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

（ホ）（ニ）に規定する場合には，株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対する（ニ）の完全親会社の新株予約権の割当てに関する事項

（ヘ）株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）

(2)事前の開示

各当事会社において，株式交換契約の内容その他法務省令事項を事前に開示し，株主及び会社債権者等の閲覧に供することが要求されています（会社法 782 条，同法 794 条)。

(3)株主総会における株式交換契約の承認

株式交換契約について，効力発生日の前日までに，各当事会社において，株主総会の特別決議による承認を得ることが必要です(ただし，略式手続・簡易手続の場合は総会決議は不要です。会社法 783 条，同法 784 条，同法 795 条，同法 796 条)。

(4)株式買取請求権

反対株主や新株予約権者には公正な価格での買取請求権が認められます。(会社法 785 条乃至 788 条，同法 797 条，同法 798 条)。

(5)会社債権者保護手続

株式交換を行っても各当事会社の財産は変動しないので，会社法は，原則として会社債権者保護手続を実施することを要求していません。

しかし，会社法は，平成１７年改正前商法が認めていなかった新株予約権付社債の承継を認めることとし，また，株式交換で完全親会社となる会社の株式以外のものを対価として交付すること（対価柔軟化）を認めることとしました。これらの場合には，各当事会社の財産が変動することになります。そのため，会社法は，これらの場合に限り，会社債権者保護手続の実施を要求しています（会社法 789 条１項３号，会社法 799 条１項３号)。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(6)事後の開示

完全子会社については会社法 791 条により，完全親会社については会社法 801 条により，株式交換に関する一定の情報の開示の制度が設けられています。

開示する情報の具体的な内容は，法務省令で定められます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

3　株式交換比率

(1)対価柔軟化

平成１７年改正前商法では，株式交換に際して完全子会社となる会社の株主に対して交付される財産は，原則として，完全親会社となる会社の株式に限定されることを各種の規律が設けられていました。

しかし，近年，事業の再構築の必要性の高まり等を背景として，経済界を中心として，金銭その他の財産をもその対価とすることができるようにし，いわゆる三角合併やキャッシュ・アウト・マージャー等の選択肢を増やしたいという要望が強くなっています。

会社法は，このような状況を踏まえて，吸収合併における存続会社や株式交換における完全親会社の株式を交付することなく，金銭その他の財産を交付することや，対価を交付しないことができることとしています。これを「対価柔軟化」といいます。

なお，株式移転においては，対価柔軟化は認められません。株式移転は，新たに会社を設立するという性質を有するからです。

(2)株式交換比率の意義

株式交換及び株式移転をすると，完全子会社となる会社の株式がその株式を所有する株主から完全親会社となる会社に移転します。この場合，完全親会社になる会社が完全子会社となる会社の株主に株式の割当てをすることもできます。

株式交換比率又は株式移転比率（以下，株式交換比率等）とは，完全子会社の株式１株に対して完全親会社の株式を何株割当てるかの比率を意味します。

株式交換比率等は，完全親会社となる会社の株主にとっても，完全子会社となる会社の株主にとっても重要な意味を持ちます。

(3)株式交換比率の算定

株式交換比率は，完全子会社となる会社の株式に対する完全親会社となる会社の割当株式数の比率です。株式移転比率の算定も全く同一ですので 説明は省きます。

算式で表すと，

$$\text{株式交換比率} = \frac{\text{完全親会社となる会社の１株当りの株価}}{\text{完全子会社となる会社の１株当りの株価}}$$

となります。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(イ)株式交換交付金がないケース

(a)前提条件

完全親会社となる会社（Ａ社）の発行済株式総数	100 万株
Ａ社の１株当りの株価	1，000 円
完全子会社となる会社（Ｂ社）の発行済株式総数	10 万株
Ｂ社の１株当りの株価	500 円
Ｂ社の株式総数のうちＡ社以外の株主が保有する株式総数	４万株

(b)結果

・株式交換比率＝1，000 円：500 円＝２：１

すなわち，Ｂ社株式１株に対して，Ａ社株式 0.5 株が割当てられることになります。

・Ａ社が発行する，　新株の総数

４万株×0.5＝２万株

(ロ)株式交換交付金があるケース

(a)前提条件

完全親会社となる会社（Ａ社）の発行済株式総数	100 万株
Ａ社の１株当りの株価	960 円
完全子会社となる会社（Ｂ社）の発行済株式総数	10 万株
Ｂ社の１株当りの株価	1000 円
１株当りの交付金銭（特定親会社が支払うものとする）	40 円

(b)結果

・株式交換比率＝960：1，000＝1：1.0416

すなわち，Ｂ社株式１株に対して，Ａ社株式 0.0416 株を割当てることになるため，　１：１の新株交付を行うとともに交換比率の調整のため１株当り 40 円の交換交付金を支払うこととなります。

(4)株式交換比率が不適正な場合に生ずる問題

不適正な交換比率によった場合には，株主の権利・財産が侵害されるだけでなく，譲渡益課税以外の課税を受ける可能性が発生します。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(イ)持株比率の問題

完全親会社の株式を完全子会社の旧株主に割当てる場合，親会社の発行済株式総数が増加し，必然的に完全親会社の従来の株主の持株比率を低下させます。

・従来から完全親会社（Ａ社）の株主Ｘが有していた株数　　２万株

・従来のＡ社発行株式総数　　10 万株

・交換により発行したＡ社株式数　　２万株

株主Ｘの持株比率

交換前　$\frac{2万株}{10万株}=20\%$

交換後　$\frac{2万株}{10万株+新株2万株}\fallingdotseq 16.6\%$

持株比率　20％ ――→ 約 16％へ低下

もし適切な交換比率による発行株式数が１万株であったとすると，交換後の株主Ｘの持株比率は

$$\frac{2万株}{10万株+1万株}\fallingdotseq 18.1\%$$

となり，２ポイント近い差が生じます。

(ロ)課税上の問題

(a)株式交換

親会社（Ａ社）の株主と子会社（Ｂ社）株主が同族で占められている場合，交換比率が不適正でＢ社株主にＡ社株式が割当てられた場合，そこに贈与が生じ，受贈益について贈与税・所得税が課税される可能性があります。

適正な交換比率　Ａ社：Ｂ社＝１：１

実際の交換比率　Ａ社：Ｂ社＝１：２

Ａ社の株価が減少し，Ｂ社の株価が増加する結果となり，Ａ社の株主からＢ社の株主に対して株式価値の移転が起こります。

Ｂ社の同族株主が受けた経済的利益については，贈与税・所得税の課税を受ける可能性が生じます（相続税法９条・相続税法基本通達９－２）。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

［例］

完全親会社となるＡ社の株価（１株当り）　1，500 円

〃　〃　発行済株式総数　100，000 株

〃　〃　時価総額　１億 5，000 万円

完全子会社となるＢ社の株価（１株当り）　1，500 円

〃　〃　発行済株式総数　50，000 株

〃　〃　時価総額　7，500 万円

Ａ社の株主Ｘが所有するＡ社株式　100，000 株

Ｂ社の株主Ｙが所有するＢ社株式　50，000 株

ケース１　交換比率が１：１の場合

株主Ｙが取得するＡ社株式　50，000 株

（Ｂ社株式１株に対してＡ社株式１株割当）

株式交換後のＡ社の１株当り株価　1，500 円

（計算）

（１億 5，000 万円＋7，500 万円）÷（100，000 株＋50，000 株）

＝1，500 円

株主Ｙの取得するＡ社株式の時価総額　7，500 万円

（計算）

50，000 株×1，500 円＝7，500 万円

株主Ｘの所有するＡ社株式の時価総額　１億 5，000 万円

（計算）

100，000 株×1，500 円＝１億 5，000 万円

ケース２　交換比率が１：２の場合

株主Ｙが取得するＡ社株式　100，000 株

（Ｂ社株式１株に対してＡ社株式２株割当）

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

株式交換後のＡ社の１株当り株価　　1，125 円

（計算）

（１億 5，000 万円＋7，500 万円）÷（100，000 株＋100，000 株）

＝1，125 円

株主Ｙが取得するＡ社株式の時価総額　　１億 1，250 万円

（計算）

100，000 株×1，125 円＝１億 1，250 万円

株主Ｘの所有するＡ社株式の時価総額　　１億 1，250 万円

（計算）

100，000 株×1，125 円＝１億 1，250 万円

ケース１とケース２の場合の経済的利益の移転

	ケース１	ケース２	差　額
株主Ｘ	１億 5，000 万円	１億 1，250 万円	△3，750 万円
株主Ｙ	7，500 万円	１億 1，250 万円	3，750 万円

ケース１とケース２で 3，750 万円の経済的価値が株主Ｘから株主Ｙに移転したことになります。

(b)株式移転

株式の移転が単独で行われる場合には，課税問題は生じませんが，共同移転の場合で両社の株主が同族で占められている場合に，特定の株主に有利な移転比率が適用されることがあれば，株式交換の場合と同様に，贈与税・所得税の課税を受ける可能性が生じます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

［例］

Ａ社とＢ社で株式移転により持株会社Ｈ社を作る。

Ａ社の株価（１株当り）	2，000 円
〃　発行済株式総数	100，000 株
〃　時価総額	２億円
Ｂ社の株価（１株当り）	1，000 円
〃　発行済株式総数	50，000 株
〃　時価総額	5，000 万円
Ａ社の株主Ｘが所有するＡ社株式	100，000 株
Ｂ社の株主Ｙが所有するＢ社株式	50，000 株
持株会社Ｈ社の１株当り額面	５万円

ケース１　Ａ社とＨ社の株式移転比率１：25

Ｂ社とＨ社の株式移転比率１：50 の場合

株式移転後の割当株式数

株主Ｘが取得するＨ社株式数　4，000 株

（計算）

100，000 株×1／25＝4，000 株

株主Ｘが取得するＨ社株式時価総額　２億円

（計算）

{（２億円＋5，000 万円）÷（4，000 株＋1，000 株）}×4，000 株

＝２億円

株主Ｙが取得するＨ社株式数　1，000 株

（計算）

50，000 株×1／50＝1，000 株

株主Ｙが取得するＨ社株式時価総額　5，000 万円

（計算）

{（２億円＋5，000 万円）÷（4，000 株＋1，000 株）}×1，000 株

＝5，000 万円

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

ケース２　Ａ社とＨ社の株式移転比率１：25

Ｂ社とＨ社の株式移転比率１：25 の場合

株式移転後の割当株式数

株主Ｘが取得するＨ社株式数　4，000 株

（計算）

100，000 株×1／25＝4，000 株

株主Ｘが取得するＨ社株式時価総額　１億 6，666 万円

（計算）

{（２億円＋5，000 万円）÷（4，000 株＋2，000 株）}×4，000 株

＝1 億 6，666 万円

株主Ｙが取得するＨ社株式数　2，000 株

（計算）

50，000 株×1／25＝2，000 株

株主Ｙが取得するＨ社株式時価総額　8，333 万円

（計算）

{（２億円＋5，000 万円）÷（4，000 株＋2，000 株）}×2，000 株

＝8，333 万円

ケース１とケース２の場合の経済的利益の移転

	ケース１	ケース２	差　額
株主Ｘ	２億円	１億 6，667 万円	△3，333 万円
株主Ｙ	5，000 万円	8，330 万円	3，333 万円

ケース１とケース２で 3，333 万円の経済的価値が株主Ｘから株主Ｙに移転したことになります。

(5)株式価値（株価）評価の考え方と交換比率の算定例

株式交換比率を公正に算定するためには，その前提として株式交換を行う会社の株式価値の評価を公正に行わなければなりません。株価の評価方法は，その目的や用途に応じて種々の方法が存しておりますが，株式交換比率算定に当っての株価評価では，法令等で定められた方法はありませんので，どの方法を採用するかは会社の裁量に委ねら

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

れています。株価をめぐって関係者間で争いになった場合に，最終的に判断を下すのは裁判所です。

(6)株価評価方法

株式交換・移転の対象となる会社には，公開会社と非公開会社があります。交換比率を適正に決めるためには，各会社の株価評価方法が重要となりますが，公開会社の場合は原則として，市場株価を基準とします。非公開会社の場合は，公開会社のような流通市場で決定される株価がないため，企業価値を評価して価格を決定します。

完全親会社による会社と完全子会社となる会社の組合せは，以下の３つの種類が考えられます。

(a)公開会社と公開会社

(b)公開会社と非公開会社

(c)非公開会社と非公開会社

これらの会社間の交換比率決定のための株式の評価方法について以下詳述します。

(イ)公開会社の株式の評価方法

上場株式や店頭株式のように株式市場を形成しており，第三者による株価の客観的価値を有している株式では，市場価格がある程度その会社の株式価値を表しているといえます。

しかし，株式価値は，各会社の純資産価値，株価等の市場価値，技術力・営業力・市場動向等を考慮した将来収益の還元価値等の多数の要素に影響されます。またこれら要素の検討にあたっては，当該株式交換が与える各会社の株式価値への影響も考慮せねばならないケースもあります。

(ロ)非公開会社の株式の評価方法

非公開株式の場合，株式の取引市場がなく，客観的な価格が形成されていないため，非公開株式を評価することは困難であるといえます。また，当事会社間の交渉力などの主観的要素が影響し，客観性や公平性に欠ける可能性もあります。

株主など利害関係者の納得を得るためには，合理的な評価方法を選定することが重要となってきます。

非公開会社の特徴として，

(a)創業者等の同族関係者が企業を支配している。

(b)譲渡制限が設定されている場合がある。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(c)財務情報の信頼性が必ずしも高くない。

(d)株式に換金性がない。

(e)配当政策などに恣意性がある。

但し，非公開会社の株式であっても，下記の要件に当てはまるような取引事例があれば，会社の客観的価値を示す大きな要素となります。

［適当な取引事例の要件］

(a)取引事例数が相当程度反復的にあること。

(b)取引事例が最近のものであること。

(c)取引が独立した第三者間であること。

(ハ)株価の具体的算定方法

株式価値の算定方法の主なものとして，以下があげられます。

(a)純資産価値法

(b)収益還元価値法

(c)ＤＣＦ方法（ディスカウント・キャッシュフロー法）

(d)市場価値法

(e)類似会社比準法

(f)配当価値比較法

(g)併用方式

(a)純資産価値法

1)時価純資産価額法

完全親会社となる会社と完全子会社となる会社の時価純資産額を各会社の発行済株式総数で割って１株当り時価純資産額を算定し，各社の時価純資産額を比較して株式交換比率とする方法です。具体的には時価純資産額を株式評価日現在の貸借対照表に基づいて算定するところから，企業の一定時期の資産価値で株式交換比率を示そうとするものです。

なお，時価純資産を算定する場合の時価としては，再調達時価（現在，市場で購入するとした場合の価額）処分時価（現在，市場で処分するとした場合の価額）相続税評価額（財産評価基本通達による評価額）などがあります。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

計算式

$$株式交換比率＝\frac{完全子会社となる会社の１株当り純資産}{完全親会社となる会社の１株当り純資産}$$

この方法は，会社資産が会社の価値を表している会社（例えば，不動産賃貸業など）の場合は有効ですが，会社資産よりもノウハウや人的資源が会社の価値を表す場合は，必ずしも十分な尺度とは言えません。株式交換比率算定の具体例を示すと，次のとおりです。Ａ，Ｂ２社があり，Ａ社を完全親会社，Ｂ社を完全子会社とし，Ｂ社株主に交付されるＡ社株式の交換比率は次のように計算されます。

Ａ社　Ｂ／Ｓ　（単位：円）

諸資産（時価）	50，000，000	諸負債	20，000，000
		資本金	7，000，000
		法定準備金	1，000，000
		剰余金	1，000，000
		含み益	21，000，000
	50，000，000		50，000，000

発行済株式数…14，000 株

$$１株当りの純資産価額＝\frac{50{,}000{,}000円－20{,}000{,}000円}{14{,}000株}＝2{,}142円$$

Ｂ社　Ｂ／Ｓ　（単位：円）

諸資産（時価）	20，000，000	諸負債	10，000，000
		資本金	4，000，000
		法定準備金	500，000
		剰余金	500，000
		含み益	5，000，000
	20，000，000		20，000，000

発行済株式数…8，000 株

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

１株当りの純資産価額＝$\frac{20,000,000円－10,000,000円}{8,000株}$＝1,250円

◎株式交換比率＝$\frac{1,250}{2,142}$

2)簿価純資産価額法

この方法は，帳簿価額による企業の純資産(資産－負債)をもって評価する方法です。 時価純資産価額法と比較しても，会社の価値を評価する方法としては不適正ですが，簡易に評価を行うことができるというメリットがあります。具体例を示すと，次のとおりです。

Ａ，Ｂ２社があり，Ａ社を完全親会社，Ｂ社を完全子会社として，Ｂ社株主に交付されるＡ社の株式の交換比率は次のように計算されます。

Ａ社　Ｂ／Ｓ　（単位：円）

諸資産（時価）	30，000，000	諸負債	20，000，000
		資本金	7，000，000
		法定準備金	1，000，000
		剰余金	2，000，000
	30，000，000		30，000，000

発行済株式数…14，000 株

１株当りの純資産価額＝$\frac{30,000,000円－20,000,000円}{14,000株}$＝714円

Ｂ社　Ｂ／Ｓ　（単位：円）

諸資産（時価）	15，000，000	諸負債	10，000，000
		資本金	4，000，000
		法定準備金	500，000
		剰余金	500，000
	15，000，000		15，000，000

発行済株式数…8，000 株

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

$$1\text{株当りの純資産価額}=\frac{15{,}000{,}000\text{円}-10{,}000{,}000\text{円}}{8{,}000\text{株}}=625\text{円}$$

$$◎\text{株式交換比率}=\frac{625}{714}$$

3)相続税評価方式による純資産価額

この方法は会社の財産を相続税法上の財産評価基本通達により計算し，帳簿価額と評価額との差額（含み益に相当するもの）の 42%を会社清算を前提とした法人税等として控除して導き出します。比較的評価が簡易であり，財産評価基本通達という一定の基準に従って算定できる点で，客観性も具備していますので， 同族会社間等での交換比率の算定においては活用が可能と考えられます。 純資産価額の計算は以下のとおりとなっています。

$$1\text{株当たりの純資産価額（相続税評価額）}=\frac{\text{資産の合計額（相続税評価額）(注1)}-\text{負債の合計額(注2)}-\left\{\left[\text{相続税評価額による資産の合計額}-\text{負債の合計額}\right]-\left[\text{帳簿価額による資産の合計額}-\text{負債の合計額}\right]\right\}\times 42\%}{\text{発行済株式数}}$$

（注 1）判定時期現在で仮決算して求めるのが原則です。

繰延資産など財産性のないものは除きます。

（注 2）加えるもの

・確定した前期分の法人税， 事業税等

・前期分の配当金

・未納の固定資産税

・課税時期後に支給される死亡退職金

差し引くもの

・準備金及び引当金

（退職給与引当金以外のもの）

具体例を示しますと， 次のとおりです。

Ａ，Ｂ２社があり，Ａ社を完全親会社，Ｂ社を完全子会社として，Ｂ社株主に交付されるＡ社の株式の交換比率は， 次のように計算されます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

Ａ社純資産計算表

資　産	相続税評価額	帳簿価額	債　務	相続税評価額	帳簿価額
資　産	20，000，000	15，000，000	負　債	10，000，000	10，000，000
合　計	20，000，000 (A)	15，000，000 (B)	合　計	10，000，000 (C)	10，000，000 (D)

Ａ社の１株当りの純資産額

相続税評価額による純資産額(E)	10，000，000	(A)－(C)
帳簿価額による純資産額(F)	5，000，000	(B)－(D)
評価差額(G)	5，000，000	(E)－(F)
(G)×42％(H)	2，100，000	
純資産額	7，900，000	(E)－(H)
１株当りの純資産額 （額面 500 円，10，000 株）	790	

Ｂ社純資産計算表

資　産	相続税評価額	帳簿価額	債　務	相続税評価額	帳簿価額
資　産	34，900，000	18，000，000	負　債	12，000，000	12，000，000
合　計	34，900，000 (A)	18，000，000 (B)	合　計	12，000，000 (C)	12，000，000 (D)

Ｂ社の１株当りの純資産額

相続税評価額による純資産額(E)	22，900，000	(A)－(C)
帳簿価額による純資産額(F)	6，000，000	(B)－(D)
評価差額(G)	16，900，000	(E)－(F)
(G)×42％(H)	7，098，000	
純資産額	15，802，000	(E)－(H)
１株当りの純資産額 （額面 500 円，10，000 株）	1，580	

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

◎株式交換比率＝$\frac{1,580}{790}$

(b)収益還元価値法

完全親会社となる会社と完全子会社となる会社の収益力を基に，その収益還元価値を求め，各社の１株当りの収益還元価値を比較して，株式交換比率とする方法です。

収益還元価値とは予想収益などを資本還元率で除したものです。具体的には，会社の将来の予想損益計算書５年から 10 年分を作成し，その予想損益を現在価値に引き直すため，資本還元率で割戻して収益還元価値を計算します。資本還元率としては市場利子率などが使われます。

計算式

$$株式交換比率＝\frac{完全子会社となる会社の１株当り収益還元価値（※）}{完全親会社となる会社の１株当り収益還元価値（※）}$$

（※）収益還元価値＝予想損益÷資本還元率

この方法は，会社の生む将来の収益力を基として会社を評価しますので，営利を目的として活動する存在である会社の評価としては，合理的なものといえます。

しかし，将来の予想損益の計上や資本還元率の設定については，確定的な数値ではなく，仮定の数値が含まれるため，数値の根拠が問題となります。

具体例を示すと次のとおりです。

Ａ，Ｂ２社があり，Ａ社を完全親会社，Ｂ社を完全子会社とし，Ｂ社の株主に交付されるＡ社の株式の交換比率は次のように計算されます。

過去５年間の平均利益額をＡ社は 120 万円，Ｂ社は 84 万円とし，資本還元率を８％とします。

Ａ社評価額＝1，200，000 円÷0.08＝15，000，000 円

Ｂ社評価額＝　840，000 円÷0.08＝10，500，000 円

Ａ社発行済株式数…14，000 株

Ｂ社発行済株式数…8，000 株

Ａ社１株当りの価額＝$\frac{15,000,000円}{14,000株}$＝1,071円

Ｂ社１株当りの価額＝$\frac{10,500,000円}{8,000株}$＝1,312円

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

◎株式交換比率＝$\frac{1,312}{1,071}$

(c)ＤＣＦ法（ディスカウント・キャッシュフロー法）

収益還元価値比較法の計算式の中で，　予想損益を将来のキャッシュフローで置き換え計算したものがディスカウント・キャッシュフロー法です。すなわち，会社の将来の予想キャッシュフロー計算書５年から 10 年分を作成し，その予想キャッシュフローを現在価値に引き直すため，資本還元率で割戻して予想ディスカウント・キャッシュフローを求めます。

計算式

$$株式交換比率＝\frac{完全子会社となる会社の１株当りのディスカウント・キャッシュフロー(※)}{完全親会社となる会社の１株当りのディスカウント・キャッシュフロー(※)}$$

（※）ディスカウント･キャッシュフロー＝予想キャッシュフロー÷資本還元率

キャッシュフローの計算には幾つかの方法がありますが，一般的には税引き後利益に減価償却費を加算し，運転資金と設備投資の増加予想額を差引いて計算します。

この方法は会社の生ずる将来のキャッシュフローの総和を基として会社を評価しますので，会社の財務面での強さ，成長性を表すものとして非常に優れた指標といえますが，収益還元価値比較法と同様に将来のキャッシュフローの予想や資本還元率の設定については不確定要素が多いという問題があります。

(d)市場価値法

株式公開会社のように一般に市場で流通する価額（株価）のある会社については，その株価のある期間の１株当りの平均株価をその会社の株価とします。１株当り株式評価額を算定し，その金額を比較して株式交換比率とするものです。

計算式

$$株式交換比率＝\frac{完全子会社となる会社の１株当り平均市価}{完全親会社となる会社の１株当り平均市価}$$

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

この方法は，公開された株式市場での株価の比較となりますので，最も客観性のある比較数値と言えます。

(e)類似会社比準法

この方式は，非上場会社について，対象会社と規模・業種等が類似する公開会社の株価に基づき，対象会社と公開会社の配当金額・利益・純資産額を比較して完全親会社となる会社と完全子会社となる会社の株式評価額を求めるものです。

類似会社比準法には，国税庁方式，証券会社方式，公開価格算定方式，折衷方式があります。

1)国税庁方式

国税庁が公表している上場会社の業種，株価，１株当りの配当，１株当りの利益，１株当りの簿価純資産額により評価対象会社の株価を計算します。

計算式

$$X = A \times \frac{\frac{(B)}{B} + 3 \times \frac{(C)}{C} + \frac{(D)}{D}}{5} \times (0.7 \sim 0.5) \quad (※)$$

A ＝類似業種平均株価

B ＝類似業種１株当り配当

C ＝類似業種１株当り利益

D ＝類似業種１株当り純資産

（B）＝評価会社１株当り配当

（C）＝評価会社１株当り利益

（D）＝評価会社１株当り純資産

※)…大会社 0.7，中会社 0.6，小会社 0.5

この方法は非上場会社の配当，利益，簿価純資産（以下，３要素）に注目して公開会社の類似業種の３要素と比較して，１株当りの株式評価額を算出するもので，合理性はある程度あるものの，平成 12 年の財産評価基本通達の改正により，１株当りの利益金額を３倍することによりより利益重視の株式評価になった点と斟酌率を会社規模により 0.5～0.7 まで変動させる点に会社評価上の問題点が残ると考えられます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

2)証券会社方式

上場類似会社の諸数値（下記計算式参照）と評価対象会社の諸数値を比較して株価を算定します。

計算式

$$X = A \times \frac{\frac{(B)}{B} + \frac{(C)}{C} + \frac{(D)}{D}}{3} \times 0.7$$

A ＝類似会社株価

B ＝類似会社１株当り配当

C ＝類似会社１株当り利益

D ＝類似会社１株当り純資産

（B）＝評価会社１株当り配当

（C）＝評価会社１株当り利益

（D）＝評価会社１株当り純資産

3)公開価格算定方式

上場類似会社の諸数値と評価対象会社の諸数値を比較し株価を算定します。比較する数値は１株当りの利益と１株当りの簿価純資産の２要素です。

計算式

$$X = A \times \frac{\frac{(B)}{B} + \frac{(C)}{C}}{2}$$

A ＝類似会社株価

B ＝類似会社１株当り利益

C ＝類似会社１株当り純資産

（B）＝評価会社１株当り利益

（C）＝評価会社１株当り純資産

4)折衷方式

上記の４つの評価手法により算定された数値を合併会社，被合併会社の資産構成と収益構造の特質に合わせて，各数値にウエイトを配分しながら組み合わせます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(f)配当価値比較法

配当金額で完全親会社となる会社と完全子会社となる会社の株式評価額を求めるものです。各会社の配当金額を各会社の発行済株式総数で割って１株当り配当金額を算定し，各社の配当金額を比較して株式交換比率とするものです。

計算式

$$\text{株式交換比率}=\frac{\text{完全子会社となる会社の１株当り配当金額}}{\text{完全親会社となる会社の１株当り配当金額}}$$

１株当りの配当金額の計算の基となる配当金額は，

1)実際配当予想額

2)標準配当金額

3)国税庁方式

4)配当金額＋内部留保金額

の４つの種類があり，それらの各数値の将来予想配当額を資本還元率で現在価値に引き直して１株当りの配当金額を計算します。

1)実際配当予想額を使う場合

企業の実際に行われる配当予想金額を用いるため，経営者の配当政策の影響を受けてしまいます。このため，利益が計上されているにもかかわらず，配当がゼロ，という場合も起こり得るわけで，そのようなケースではこの評価方法は採用できません。

2)標準配当金額を使う方法

経営者の配当政策に左右されずに，一般に妥当とされる配当額を用います。この一般に妥当とされる配当額は，業種における配当性向等によって算出されます。

3)国税庁方式（配当還元法）

国税庁方式の配当額は，財産評価基本通達に規定する価額を用います。この方式では，配当額は過去の実績を用い，資本還元率は一律に 10%が用いられています。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

4)配当金額＋内部留保金額を使う方法（ゴードンモデル法）

企業が獲得した利益のうち，配当に回されなかった内部留保額は再投資によって将来の利益を生み，配当の増加を期待できるものとする考え方により，それを加味して株価を算定する方法です。算式で示すと次のとおりです。

１株当りの価格

＝１株当り配当金÷(資本還元率－再投資利益率×内部留保率)

再投資利益率は，内部留保金額を再投資したときの再投資利益額と内部留保金額との割合です。実務的には，再投資利益率に自己資本利益率を使用します。

計算式

$$再投資利益率＝\frac{利益金額}{自己資本額}$$

内部留保率は，税引後利益のうち留保される部分の比率をいいます。

計算式

$$内部留保率＝\frac{利益－（配当金＋役員賞与）}{利益}$$

(g)併用方式

(a)から(f)までに述べた６方式のうち幾つかの方式を組み合わせて加重平均を出し，その加重平均値を１株当りの株式評価額とする方式です。

複数の評価方法から会社の個別事情を斟酌し，組み合わせることにより，会社の価値をより正しく表すことが可能となりますので，実務的にはよく利用される方式です。

(7)相続税法上の株式評価方法

会社の企業価値を算定するうえで，税法上の評価方法を使うことが実務上，多くありますが，株式交換，株式移転の実行にあたって，必ずしも絶対的に税法による評価方法を採用しなければいけないというものではありません。特に，利害が反する第三者間の取引においては，双方が合意した評価額が原則として適正な交換比率の基準になると考えられます。

しかし，例えば同族会社グループ間で株式交換，移転を行う場合の対象会社の評価額の計算は，客観性や税法上の株式評価方法を十分検討しておく必要があります。同族会社グループ間では，利害が反することはなく，恣意的に株式の評価額を決定できる余地

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

が大きいので，その場合に贈与税（相続税），所得税，法人税上の課税の問題が生じる可能性があります。ここでは，相続税法上の株式評価の方法について詳述します。

相続税法上の株式評価をまとめてみると，以下のとおりです。

（イ）上場株式

上場株式は，証券取引所の公表する課税時期の最終価格と，課税時期の属する月以前３ケ月間の最終価格の各月の平均額のうち，最も低い価額によって評価します。

(a)課税時期に取引がないため最終価格がない場合は，課税時期に最も近い日の最終価格を課税時期の最終価格とします。

(b)課税時期が新株権利落又は配当落の日から新株式の割当，新株式の無償交付又は配当金交付の基準日までの間にあるときは，新株権利落又は配当落の日の前日以前の最終価格のうち，課税時期に最も近い日の最終価格を課税時期の最終価格とします。

(c)２以上の証券取引所に上場されている場合は，その株式の発行会社の本店所在地の最寄りの証券取引所の最終価格によることとなっていますが，納税地の最寄りの証券取引所の最終価格によっても差し支えないものとされています。

(a)

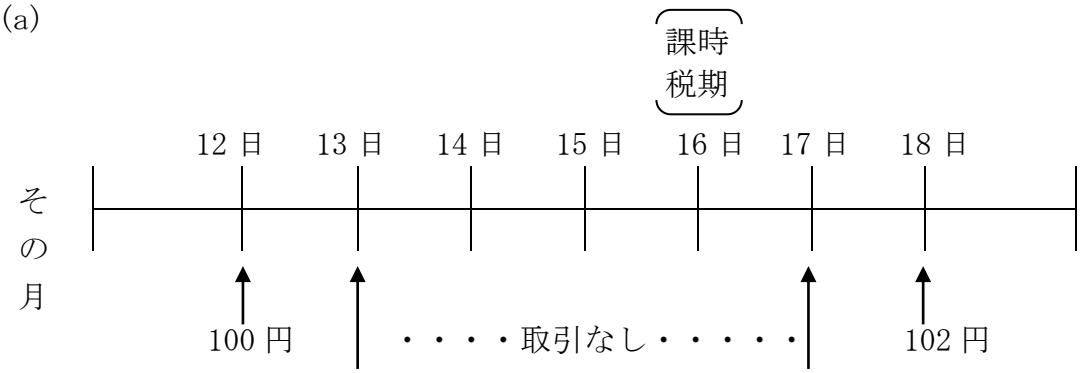

課税時期の最終価格＝102 円（100 円又は 102 円のうち課税時期に最も近い日の最終価格を採用します。）

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(b)

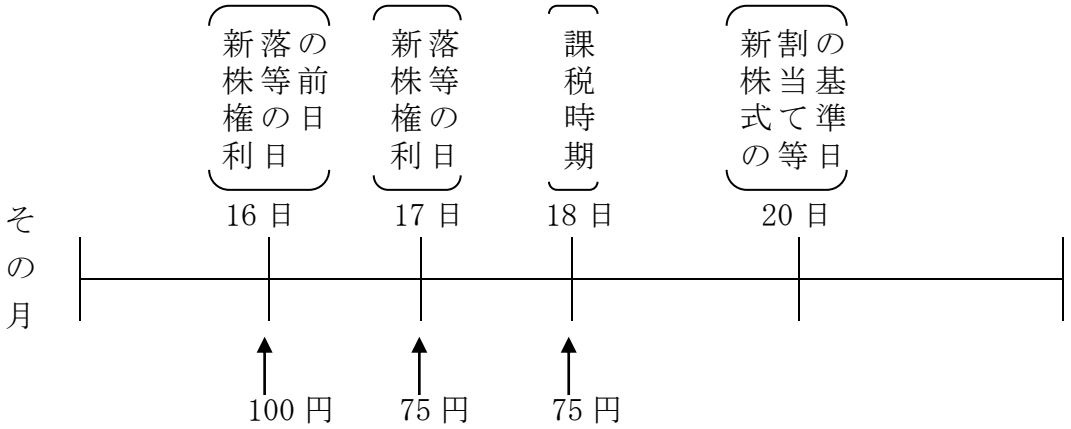

課税時期の最終価格＝100 円（75 円は新株権利落等の後の最終価格なので採用しません。）

(ロ)気配相場のある株式

(a)登録銘柄・店頭管理銘柄

公表する取引価格（高値と安値の双方について公表されている場合には，その平均額)。取引価格が課税時期以前３か月の取引価格の月平均額を超える場合には，その最も低い価額で評価します。

(b)公開途上にある株式

上場等に際して，公簿等が行われる場合は，その株式の公開価格（入札後の公簿等の価格)，公簿等が行われない場合は，以前の取引価格等を勘案して評価します。

(c)国税局長の指定する株式

日刊新聞に掲載されている取引価格と類似業種比準価額との平均額。平均額が取引価格を超える場合には，取引価格で評価します。

(ハ)取引相場のない株式（非上場株式）

(a)原則的評価方式と配当還元方式

非上場株式の株価評価方法は，(a)原則的評価方式と，(b)配当還元方式の２つの方法があります。このうちいずれの方法によるかは，株式を相続又は贈与により取得した者のその取得後の持株割合などに応じて決まります。その取得後の持株割合と評価方法の関係は次のとおりとなります。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

<table>
<tr><td colspan="5">株主の態様による区分</td><td rowspan="2">評価方法</td></tr>
<tr><td>会社区分</td><td colspan="4">株　主　区　分</td></tr>
<tr><td rowspan="6">同族株主のいる会社(注 1)</td><td rowspan="5">同族株主</td><td colspan="3">株式取得後の議決権割合(注 4，注 5)5%以上</td><td rowspan="4">原則的評価方式</td></tr>
<tr><td rowspan="4">株式取得後の議決権割合5%未満</td><td colspan="2">中心的な同族株主(注2)がいない場合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">中心的な同族株主がいる場合</td><td>中心的な同族株主</td></tr>
<tr><td>役員である株主又は役員となる株主</td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td rowspan="2">配当還元方式</td></tr>
<tr><td colspan="4">同 族 株 主 以 外 の 株 主</td></tr>
<tr><td rowspan="6">同族株主のいない会社</td><td rowspan="5">議決権割合の合計が 15%以上のグループに属する株主</td><td colspan="3">株式取得後の議決権割合 5%以上</td><td rowspan="4">原則的評価方式</td></tr>
<tr><td rowspan="4">株式取得後の議決権割合5%未満</td><td colspan="2">中心的な株主(注 3)がいない場合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">中心的な株主がいる場合</td><td>役員である株主又は役員となる株主</td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td rowspan="2">配当還元方式</td></tr>
<tr><td colspan="4">議決権割合の合計が 15%未満のグループに属する株主</td></tr>
</table>

（注 1）「同族株主」とは，株主の 1 人及びその同族関係者の有する評価会社の議決権の合計数が 30%以上を占める場合のその株主とその同族関係者をいいます。ただし，評価会社の株主のうちに株主の 1 人とその同族関係者の有する議決権の合計数が，評価会社の議決権総数の 50%超を占めるグループがある場合には，その 50%超を占めるグループの株主だけが「同族株主」となり，その他の株主はたとえ 30%以上のグループに属する場合であっても「同族株主」とはなりません。

なお，「同族関係者」とは，法人税法施行令 4 条（同族関係者の範囲）に規定する者をいい，親族（配偶者，6 親等内の血族又は 3 親等内の姻族）や関係法人（その株主等の持株割合が 50%超の法人）等がこれに含まれます。

（注 2）「中心的な同族株主」とは，同族株主の 1 人及びその配偶者，直系血族，兄弟姉妹，1 親等の姻族（これらの者の特殊関係法人を含みます）の有する

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

評価会社の議決権の合計数がその会社の議決権総数の 25%以上である場合におけるその株主をいいます。

（注 3）「中心的な株主」とは，株主の 1 人及びその同族関係者の有する評価会社の議決権の合計数がその会社の議決権総数の 15%以上である株主グループのうち，いずれかのグループに単独でその会社の議決権総数の 10%以上の議決権を有している株主がいる場合におけるその株主をいいます。

（注 4）評価会社が自己株式を有する場合には，その自己株式に係る議決権の数は 0 として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権総数となります。（評基通 188-3）

（注 5）評価会社の株主のうちに会社法第 308 条の規定により評価会社の株式につき議決権を有しないこととされる会社があるときは，当該会社の有する議決権の数は 0 として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権総数となります。（評基通 188-4）

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(b)原則的評価方法のうちの適用される評価方式の判定

株式取得後の持株割合に応じた評価方法が原則的評価方法となった場合には，まず次のフローチャートにより，適用される評価方式を決定します。

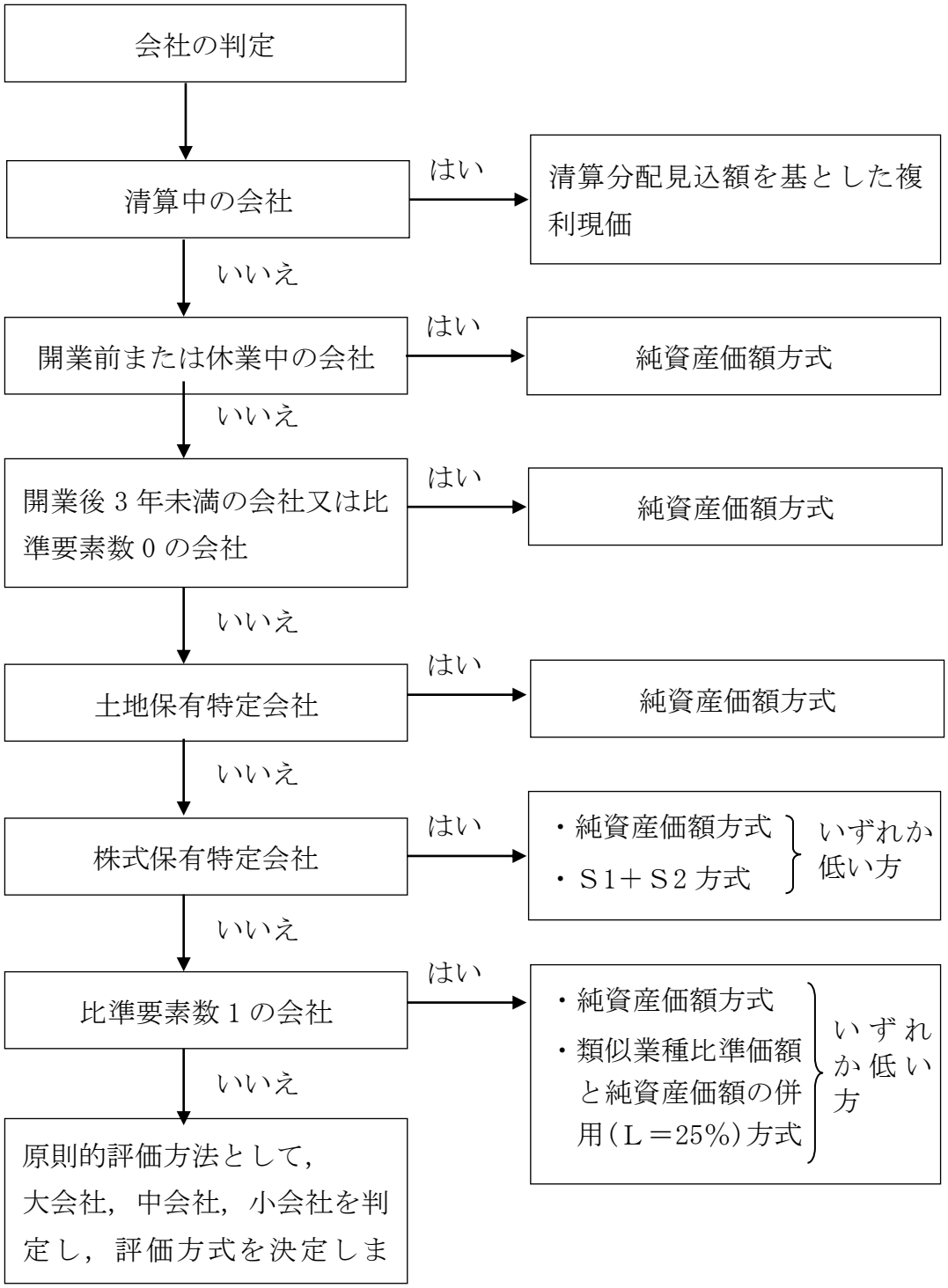

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(c)開業後3年未満の会社等に該当するかどうかの判定

開業後3年未満の会社等には，

・開業後3年未満の会社
・類似業種比準要素のうち3要素ゼロの会社

の2つがあります。

1)開業後3年未満の会社

開業後3年未満の会社の場合には，その会社が大会社，中会社，小会社のいずれであろうとも，すべて純資産価額で評価しなければなりません。

設立後3年未満ではなく，開業後3年未満ということになっていますので，設立は古くても，会社の本来の売上げがほとんどなく，預金や有価証券の運用益だけの会社などは税務当局から開業していない状態だと判定される可能性があります。

2)類似業種比準要素のうち3要素ゼロの会社

類似業種比準価額算出の3つの要素である，評価会社の1株当たりの配当金額，1株当たりの年利益金額，1株当たりの純資産価額のいずれもゼロの場合，類似業種比準価額は使うことはできず，純資産価額で評価することになります。

なお，上記比準要素のうち配当については，2期間の平均値を取ることになっていますので，前期の配当がゼロであっても前々期の配当があれば，結局2期間の配当はプラスになります。したがって，過去2期間の配当がいずれもゼロの場合に1株当たりの配当要素ゼロとなります。同じように，1株当たりの年利益金額も，原則は直前期末の利益によることになっていますが，直前期末と直前々期末の2年間の平均額を取ってもよいことになっていますので，直前期末の利益がゼロの場合，直前々期末に利益があれば，平均額を出してプラスとすることができます。

したがって，過去2期間とも利益が赤字の場合にゼロとなるということになります。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(d)土地保有特定会社に該当するかどうかの判定

土地保有特定会社に該当するかどうかの判定は次の表のとおりです。

① 大会社の場合

$$\cdots\cdots\cdots \frac{\text{土地等の価額}}{\text{総資産価額}} \geqq 70\%$$

② 中会社の場合

$$\cdots\cdots\cdots \frac{\text{土地等の価額}}{\text{総資産価額}} \geqq 90\%$$

③ 小会社の場合

$$\cdots\cdots(\text{イ})\ \frac{\text{土地等の価額}}{\text{総資産価額10億円(卸売業は20億円)以上}} \geqq 70\%$$

$$\cdots\cdots(\text{ロ})\ \frac{\text{土地等の価額}}{\begin{array}{l}\text{総資産価額5千万円以上10億円未満}\\ \text{(卸売業は7千万円以上20億円未満)}\\ \text{(小売・サービス業は4千万円以上10億円未満)}\end{array}} \geqq 90\%$$

この判定にあたっての留意事項は次のとおりです。

1)大会社，中会社，小会社の判定は後述する(g)原則的評価方式の 2)会社の規模の判定と中会社のＬの判定を参照して下さい。

2)分母・分子の金額は相続税評価額によります。

3)課税時期前において合理的理由もなく評価会社の資産構成に変動があり，その変動が土地保有特定会社と判定されることを免れるためのものと認められるときには，その変動がなかったものとして上記の判定をします。

4)土地等の保有割合を判定する場合における「総資産価額(相続税評価額による)」及び分子の「土地等の価額(相続税評価額による)」の計算に当たって，3年以内取得不動産は，購入金額から減価償却費相当分を差引いた金額で評価します。

5)保有する取引相場のない株式の１株当たりの純資産価額の計算に当たっては，「法人税額等相当額の控除の不適用」が適用されます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(e)株式保有特定会社に該当するかどうかの判定

株式保有特定会社に該当するかどうかの判定は下記の表のとおりです。

① 大会社の場合

$$\cdots\cdots\cdots \frac{\text{株式・出資の価額}}{\text{総資産価額}} \geqq 25\%$$

② 中会社及び小会社の場合

$$\cdots\cdots\cdots \frac{\text{株式・出資の価額}}{\text{総資産価額}} \geqq 50\%$$

この判定に当たっての留意事項は次のとおりです。

1)大会社，中会社，小会社の判定は(g)原則的評価方式の 2)会社の規模の判定と中会社のＬの判定を参照して下さい。

2)分母・分子の金額は相続税評価額によります。

3)課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり，その変動が株式保有特定会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは，その変動がなかったものとして上記の判定をします。

4)株式等の保有割合を判定する場合における「総資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たって，3 年以内取得不動産は，購入金額から減価償却費相当分を差引いた金額で評価します。

5)株式等の保有割合を判定する場合における「株式等の価額の合計額(相続税価額によって計算した金額)」については，その株式等の発行会社を評価会社とみなして会社の規模等に応じて財産評価基本通達に従って評価した金額によりますから，その株式の評価上の区分，発行会社の規模等及び特定の評価会社に該当するかどうかにより，その評価方法が違ってきます。

(f)比準要素数１の会社に該当するかどうかの判定

類似業種比準価額算出の３つの要素である，直前期の評価会社の１株当たりの配当金額，1 株当たりの年利益金額，1 株当たりの純資産価額のうちいずれか 2 つがゼロであり，かつ，直々前期において２つ以上の比率要素がゼロである会社をいいます。この場合において，直前期の評価会社の１株当たりの配当金額は，

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

直前期と直前々期の配当金額の平均をとることになっており，1 株当たりの年利益金額の計算については直前期と直前々期の配当金額の平均をとることが可能となっています。

同様に直前々期の評価会社の 1 株当たりの配当金額については，直前々期と直前々期の前期の配当金額の平均の金額となり，1 株当たりの年利益金額については直前々期と直前々期の前期の年利益金額の平均を選択することが可能となります。

(g)原則的評価方式

(a)による会社の判定で，原則的評価方式と判定されますと，次にその評価する会社の規模を判定いたします。その会社の規模に応じて原則的評価方法は①類似業種比準方式，②純資産価額方式，③①と②併用方式の 3 つの評価方式に分類されます。会社の規模とこれら 3 つの評価方式の関係は，会社の規模により，次頁の表のとおりです。

1)会社の規模による評価方法

大会社	イ.類似業種比準価額 ロ.純資産価額	イ.ロ.のうち 低い価額
中会社	イ.{類似業種比準価額×Ｌ ＋純資産価額×(1－Ｌ)} ロ.純資産価額	イ.ロ.のうち 低い価額
小会社	イ.純資産価額 ロ.(類似業種比準価額×0.5 ＋純資産価額×0.5)	イ.ロ.のうち 低い価額

2)会社の規模の判定と，中会社のＬの判定

会社の規模の判定とＬの数値の表

- 従業員数が 100 人以上の会社は，大会社となります。
- 従業員数が 100 人未満の会社は，それぞれ次によります。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

イ.卸売業の場合，取引金額，総資産価額，従業員数で判定しますが，該当するもののいずれか上位で判定します。

<table>
<tr><th>取引金額
総資産価額
及び従業員数</th><th>2億円未満</th><th>2億円以上
25億円未満</th><th>25億円以上
50億円未満</th><th>50億円以上
80億円未満</th><th>80億円以上</th></tr>
<tr><td>・7，000万円未満
又は5人以下</td><td>小会社</td><td rowspan="3">中会社の
「小」
（L＝0.6）</td><td rowspan="4">中会社の
「中」
（L＝0.75）</td><td rowspan="5">中会社の
「大」
（L＝0.9）</td><td rowspan="6">大会社</td></tr>
<tr><td>・7，000万円以上
（5人以下を除く）</td><td></td></tr>
<tr><td>・7億円以上
（30人以下を除く）</td><td></td></tr>
<tr><td>・14億円以上
（50人以下を除く）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>・20億円以上
（50人以下を除く）</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

ロ.卸業以外の業種の場合

<table>
<tr><th>取引金額
総資産価額
及び従業員数</th><th>8，000万円未満
（小売・サービス業の場合は6，000万未満）</th><th>8，000万円未満7億円未満
（小売・サービス業の場合は6，000万</th><th>7億円以上14億円未満
（小売・サービス業の場合は6億以上12億未満）</th><th>14億円以上20億円未満
（小売・サービス業の場合は12億以上20億未満）</th><th>20億円以上</th></tr>
<tr><td>・5，000万円未満
又は5人以下
（小売・サービス業の場合は4，000万円未満）</td><td rowspan="2">小会社</td><td rowspan="3" colspan="2">中会社の
「小」
（L＝0.6）</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>・5，000万円以上
（小売・サービス業の場合は4，000万円以上）
（5人以下を除く）</td></tr>
<tr><td>・4億円以上
（30人以下を除く）</td><td colspan="3">中会社の
「中」
（L＝0.75）</td></tr>
<tr><td>・7億円以上
（50人以下を除く）</td><td colspan="4">中会社の
「大」
（L＝0.9）</td></tr>
<tr><td>・10億円以上
（50人以下を除く）</td><td colspan="5">大会社</td></tr>
</table>

3)純資産価額の評価方式

純資産価額の計算は以下のとおりとなっています。

$$\text{1株当たりの純資産価額（相続税評価額）（注1）} = \frac{\text{資産の合計額（相続税評価額）（注2）} - \text{負債の合計額（注3）} - \left\{\left(\text{相続税評価額による資産の合計額} - \text{負債の合計額}\right) - \left(\text{帳簿価額による資産の合計額} - \text{負債の合計額}\right)\right\} \times 42\%}{\text{発行済株式数}}$$

（注1）同族株主等の議決権総数が50%以下の場合には，この価額の80%を評価額とします。

（注2）課税時期現在で仮決算して求めるのが原則。
繰延資産など財産性のないものは除く。

（注3）加えるもの

・確定した前期分の法人税，　事業税等

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

・前期分の配当金

・未納の固定資産税

・課税時期後に支給される死亡退職金

差し引くもの

・準備金及び引当金

（退職給与引当金以外のもの）

4)類似業種比準価額の評価方式

イ.類似業種比準価額の計算について

類似業種比準価額は，事業内容が類似する複数の上場会社からなる類似業種の平均株価に比準して計算した金額であり，具体的な計算方法は次によります。

$$\text{類似業種比準価額} = A \times \left[\frac{\frac{(B)}{B} + \frac{3 \times (C)}{C} + \frac{(D)}{D}}{5} \right] \times \text{斟酌率} \begin{bmatrix} \text{大会社}0.7 \\ \text{中会社}0.6 \\ \text{小会社}0.5 \end{bmatrix}$$

〔符号の説明〕

A …課税時期の属する月以前３か月間の各月の類似業種の平均株価及び前 年１年間の同平均株価のうち最も低いもの

B …課税時期の属する年分の類似業種の１株当たりの配当金額

C …課税時期の属する年分の類似業種の１株当たりの年利益金額

D …課税時期の属する年分の類似業種の１株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

(B)…評価会社の直前期末における１株当たりの配当金額

(C)…評価会社の直前期末 1 年間(又は２年間の年平均)における１株当たりの年利益金額

(D)…評価会社の直前期末における１株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

なお，この場合に評価会社の１株当たりの資本金の額（直前期末の資本金額を直前期末の発行済株式数で除した額）が 50 円以外の金額であるときには，上記算式により計算した価額を次のように修正することとなります。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

$$\text{類似業種比準価額方式により計算した評価額} \times \frac{\text{1株当たりの資本の額}}{50\text{円}} = \text{改訂類似業種比準価額}$$

ロ．１株当たりの配当金額

評価会社の１株当たりの配当金額の計算は以下のとおりです。

直前期末以前２年間のその会社の利益の配当金額(特別配当，記念配当等の名称による配当で，将来毎期継続することが予想できない金額を除きます。）の合計額の２分の１に相当する金額を，直前期末における 50 円換算発行済株式数（直前期末の資本金額を 50 円で除して計算した数をいいます。以下(C)，(D)において同じ。）で除して計算した金額とします。

$$\text{課税時期の直前期末以前２年間の配当金額の合計額} \times \frac{1}{2} \div \frac{\text{直前期末の資本金額}}{50\text{円}}$$

ただし，株式の券面額×発行株式数＝資本金額となる会社（直前期末以前２年間に増（減）資が行われている会社は除きます。）については次の算式によります。

$$\text{課税時期の直前期末以前２年間の一株当たり配当金額の合計額} \times \frac{1}{2} \div \frac{\text{券面金額}}{50\text{円}}$$

ハ．１株当たりの年利益金額

評価会社の１株当たりの利益金額の計算は以下のとおりです。

法人税の課税所得金額(固定資産売却益，保険差益等の非経常的な利益の金額を除きます。）に，その所得の計算上益金に算入されなかった利益の配当等の金額（法人税額から控除された配当等の源泉所得税額に相当する金額を除きます。）及び損金に算入された繰越欠損金の控除額を加算した金額を，直前期末における 50 円換算発行済株式数で除して計算した金額とします(その金額が欠損のときは，　０とします。）この金額は直前期末以前１年間について求めた金額と直前期末以前２年間について求めた金額の２分の１相当額とのうちいずれか納税者の選択した金額によります。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

ニ．１株当たりの純資産価額

評価会社の１株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）の計算は以下のとおりです。

直前期末の資本金額(払込否認の金額がある場合には，その金額を控除した資本金額)，法人税法第２条《定義》第 17 号に規定する資本積立金額及び同条第 18 号に規定する利益積立金額(法人税申告書別表五一「利益積立金額の計算に関する明細書」の差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額）の合計額を，直前期末における 50 円換算発行済株式数で除して計算した金額とします。

(注)利益積立金額がマイナスである場合には，資本金額と資本積立金との合計額からそのマイナス金額を控除した金額が純資産価額となりますが，その控除後の金額が，なおマイナスになるときは０とします。

(ニ)配当還元方式

取得後の持株割合に応じた評価方法が配当還元方式となった場合には，配当還元価額として評価し，次の〈算式〉により計算いたします。

〈算式〉

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{１株当たりの資本金額}}{50\text{円}}$$

この〈算式〉における年配当金額は次のとおりに計算します。

$$\frac{\text{直前期末以前}}{\text{２年間の配当金額}} \div \text{１株当たりの資本金額を50円とした場合の発行済株式総数}$$

＝年配当金額(この金額が２円 50 銭未満となる場合及び無配の場合には２円 50 銭)

(注 1)配当金額の計算上， 特別配当は除きます。

(注 2)配当還元価額が第１章，第２，３，(7)，(ハ)，(g)原則的評価方式により計算した金額を超える場合には， 原則的評価方式により計算した金額が評価額となります。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(ホ)特別な評価方法

(a)株式保有特定会社に該当する場合の評価方法

純資産価額方式か又は「S1＋S2 方式」(国税当局では簡易評価方法と呼んでいます。）のいずれかを選択します。

1)純資産価額方式…第１章，第２，３，(7)，(ハ)，(g)，3)純資産価額の評価方式を参照して下さい。

2)「S1＋S2 方式」(簡易評価方法)

株式保有特定会社の評価上，選択的適用が認められる簡易評価方法は以下のとおりです。

評価の概要

簡易評価方法は，株式等とその他の財産に区分して，株式等は株式等だけで評価（S2）し，その他の財産はその他の財産だけで評価（S1）し，両者を合計する方式。

(計算方法)

イ．S1（株式等及び受取配当金を除いて計算した場合の原則的評価方法による評価額)

a.評価方法

会社の規模により分類されるそれぞれの原則的評価方法において，　株式等と受取配当金だけを除いて原則的評価方法を適用して算出する方法。

b.評価上の留意点

あ．S1 算出のための類似業種比準価額の算式

第１章，第２，３，(7)，(ハ)，(g)，4)類似業種比準価額の評価方式で説明した類似業種比準価額の算式のうち，(B)(１株当りの配当金額)と(C)（１株当りの利益金額）については，受取配当金収入に相当する部分を差引き，(D)（１株当りの簿価純資産価額）については簿価純資産価額のうち株式等に相当する部分と，利益積立金のうち受取配当金に相当する部分の合計額を差引いたものにより計算します。

$$A \times \left[\frac{\frac{(B)-(b)}{B} + \frac{(C)-(c)}{C} \times 3 + \frac{(D)-(d)}{D}}{5} \right] \times 0.7$$

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(b)＝(B)×受取配当金収受割合(＊)

(c)＝(C)×受取配当金収受割合

$$(d)=\left((D)\times\frac{\text{直前期末の株式及び出資の帳簿価額}}{\text{直前期末の総資産価額(帳簿価額による)}}+\frac{\text{直前期末の利益積立金額}}{\text{直前期末の発行済株式数(50円換算)}}\times\text{受取配当金収受割合}\right)$$

(d)＞(D)の時は(d)＝(D)

(＊)受取配当金収受割合

$$=\frac{\text{直前期末以前2年間の受取配当金の合計額（X）}}{\text{X＋直前期末以前2年間のX以外の営業利益の合計額}}$$

い. S1算出のための1株当り純資産価額の計算

$$\text{1株当りの純資産価額}=\frac{\text{課税時期のその他資産(※1)の相続税評価額}-\text{課税時期現在の負債の合計額}-\text{評価差額に対する法人税額等相当額(※2)}}{\text{課税時期における発行済株式数}}$$

(※1)「課税時期のその他の資産」とは，株式および出資以外の資産をいう。

(※2)

$$\text{評価差額に対する法人税額等相当額}=\left\{\left(\text{課税時期のその他資産の相続税評価額の合計}-\text{課税時期の負債の合計額}\right)-\left(\text{課税時期のその他資産の帳簿価額の合計}-\text{課税時期の負債の合計額}\right)\right\}\times 42\%$$

なお，S1 算出のための1株当りの純資産価額においては，同族株主等の持株割合が50%未満でも，80%評価を適用しません。

ロ. S2（株式及び出資の相続税評価額）

a. 評価方法

株式等の相続税評価額から評価差額の 42%を引いた金額を発行済株式数で除した金額

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

b. S2の算式

$$S2 = \frac{\text{株式等の相続税評価額} - \overbrace{\left(\text{株式等の相続税評価額} - \text{株式等の帳簿価額}\right)\times 42\%}^{\text{0又はマイナスの時は0とする}}}{\text{課税時期における株式保有特定会社の発行済株式数}}$$

なお，株式等に取引相場のない株式が含まれており，当該株式を純資産価額により評価する場合には，評価差額に対する法人税等相当額を控除しないで計算した純資産価額の金額を「株式等の相続税評価額」とします。

(8)法人税法上の株式評価方法

法人税法上の株式評価方法は，法人税の課税目的に沿ったものであるため，上記(7)で詳述した相続税法上の株式評価方法とは異なった内容となっています。

(イ)上場株式（法人税施行令119条の13）

(a)取引所売買有価証券の場合（その売買が主として証券取引所において行われている有価証券をいう。以下同じ。）

証券取引所において公表された当該事業年度終了の日におけるその取引所売買有価証券の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には，公表された同日における最終の気配相場の価格とし，その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には，同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該事業年度終了の日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）

(b)その他価格公表有価証券((a)に掲げる有価証券以外の有価証券のうち， 価格公表者によって公表された売買の価格又は気配相場の価格があるものをいう。以下同じ。）

価格公表者によって公表された当該事業年度終了の日における当該その他価格公表有価証券の最終の売買の価格(公表された同日における最終の売買の価格がない場合には，公表された同日における最終の気配相場の価格のいずれもない場合には，同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

当該事業年度終了の日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）

(ロ)気配相場のある株式

登録銘柄と店頭管理銘柄の１月間の毎日の最終気配相場（証券業協会が発表する最高価格と最低価格との平均価格）の平均価格。

(ハ)取引相場のない株式（非上場株式）（法人税基本通達９－１－13）

上場有価証券等以外の株式につき法人税法 33 条２項《資産の評価損の損金算入》の規定を適用する場合の当該株式の価額は，次の区分に応じ，次による。

(a)売買実例のあるもの

当該事業年度終了の日前６月間において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額

(b)公開途上にある株式（証券取引所が大蔵大臣に対して株式の上場の承認申請を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式）で，当該株式の上場又は登録に際して株式の公簿又は売出し（以下９－１－13 において「公簿等」という。）が行われるもの((a)に該当するものを除く。）

証券取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公簿等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

(c)売買実例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類，規模，収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの((b)に該当するものを除く。）

当該価額に批准して推定した価額

(d)(a)から(c)までに該当しないもの

当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時における１株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(9)所得税法上の株式評価方法

所得税法上の株式評価方法は，所得税の課税目的に沿って下記の内容となっています（所得税基本通達 23～35 共９）。

(イ)上場株式

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

当該株式等につき金融商品取引法130条の規定により公表された最終価格（２以上の証券取引所における最終価格があるときは，その株式等の発行法人の本店に最も近い証券取引所における最終価格とし，権利行使日等における最終価格がいずれの証券取引所においてもなかったときは，同日前の同日に最も近い日における最終価格とする。）による。

(ロ)気配相場のある株式

当該株式等につき気配相場があるとき上場株式の最終価格を気配相場と読み替えて(イ)により求めた価額とする。

(ハ)(イ)から(ロ)までに掲げる場合以外の場合

次に掲げる区分に応じ，それぞれ次に掲げる価額とする。

(a)売買実例のあるもの

最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

(b)売買実例のないものでその株式等の発行法人と事業の種類，規模，収益の状況等が類似する他の法人の株式等の価額があるもの

当該価額に批准して推定した価額

(c)(a)及び(b)に該当しないもの

権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式等の発行法人の１株又は１口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

４　株式交換の効果

(1)完全親子会社関係の形成

株式交換によって，当事会社に完全親子会社関係がもたらされます。合併と異なり，消滅する当事会社はありません。また，各当事会社の会社財産も変動しません。

(2)資本の部の計数

完全親会社となる会社で増加する資本の額については，平成１７年改正前商法では，完全子会社となる会社の純資産額を基準として定められることとなっていました。

これに対し会社法では，企業グループ内再編のための株式交換により企業集団内を移転する株式の場合（共通支配下の取引）には，行為の効力が生ずる日の適正な帳簿価格による完全子会社となる会社の純資産額に基づき算定され（会社計算規則３９条１項２号)，それ以外，すなわち実体が企業買収である場合（同３９条１項１号）又は企業グループ内再編であるが少数株主からの株式取得である場合（親会社による子会社株式の追加取得等（同３９条１項２号かっこ書)）には，行為の時点の完全子会社となる会社の時価が計上されます（パーチェス方式)。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

5　株式交換無効の訴え

株式交換につき，その手続もしくは内容に瑕疵がある場合，一旦実行された株式交換を無効とすると，利害関係人に重大な影響が生じます。そこで，株式交換の無効の主張については，法的安定性の見地から，「株式交換無効の訴え」の制度が設けられ，主張方法，提訴期間，提訴権者等に以下のとおり一定の制限が加えられています。

(1)手続

株式交換無効の訴えは，効力発生日から６か月内に提起しなければなりません（会社法 828 条１項 11 号)。ただし，株主総会決議の取消事由に基づくときは，決議後３か月以内に限定されています（会社法 831 条１項参照)。

株式交換無効の訴えは，株式交換の効力が生じた日において株式交換契約をした会社の株主等若しくは社員等であった者又は株式交換契約をした会社の株主等，社員等，破産管財人若しくは株式交換について承認をしなかった債権者に限り提訴することができます（会社法 828 条２項 11 号)。

また，専属管轄，担保提供命令，弁論等の併合，原告が敗訴した場合に悪意又は重過失があったときの賠償責任について特別の規定がおかれています（会社法 835 条乃至 837 条，同法 846 条)。

(2)判決の効力

株式交換を無効とする判決は第三者にもその効力が及び（会社法 838 条)，また，将来に向かってのみその効力を生じることとされています（会社法 839 条)。

その結果，株式交換を無効とする判決が確定した場合には，完全親会社は株式交換で取得した株式を元の株主に返還しなければなりません（会社法 844 条)。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

第３　株式交換の会計と税務

１　会計処理と税務の概要

(1)会計処理

(イ)完全親会社となる会社

資本の増加額を確定するとともに，完全子会社となる会社の株式の受入価額を確定させる必要があります。更に，自己株式の交付がある場合には，その会計処理が必要となってきます。

(ロ)完全子会社となる会社・完全親会社となる会社の株主

株式交換の契約当事者外となるため会計処理は不要です。

(ハ)完全子会社となる会社の株主

株式交換により移転する完全子会社株式の譲渡価額と譲渡損益を決定するとともに，株式交換により取得する完全親会社株式の取得価額を決定するための会計処理が必要となってきます。

(2)税務

完全子会社の株主が株式交換により，課税を受けないための一定の要件を設けています。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

2　株式交換をした株主の会計処理と税務

(1)法人株主（租税特別措置法 67 条の９）

特定子会社の株主である法人がその有する特定子会社の株式につき，株式交換による移転があった場合において，その株式交換等により特定親会社から新株の割当て（一定の要件を満たすものに限る）を受けたときは，特定子会社株式の帳簿価額を交換時の価額であるとみなして各事業年度の所得の金額を計算すると規定しています。

(イ)交付金銭等がないケース

(a)例示

・株主甲は完全子会社となる会社の株式を 2，000 株所有

・株式交換により完全子会社株式１株について完全親会社株式 0.5 株を交付

・甲の完全子会社となる会社の株式の帳簿価額は 100 百万円

(b)株主甲の仕訳

完全親会社株式　100 百万円／ 完全子会社株式　100 百万円

(ロ)交付金銭等があるケース

(a)例示

・株主甲は完全子会社となる会社の株式を 2，000 株所有

・株式交換により完全子会社株式１株について完全親会社株式 0.5 株を交付

・甲の完全子会社となる会社の株式の帳簿価額は 100 百万円

・甲が受取る交換交付金銭等は６百万円

・甲が受取る完全親会社株式の時価 294 百万円

(b)株主甲の仕訳

現金	6 百万円	／	有価証券譲渡益	4 百万円(注 1)
完全親会社株式	98 百万円(注 2)		完全子会社株式	100 百万円

（注 1）交付金銭等に係る譲渡原価

$$100\text{ 百万円}\times\frac{6\text{百万円}}{6\text{百万円}+294\text{百万円}}=2\text{ 百万円}$$

有価証券譲渡益

６百万円－２百万円＝４百万円

（注 2）完全親会社株式の取得価額

100 百万円－２百万円＝98 百万円

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(2)個人株主（租税特別措置法 37 条の 14）

特定子会社の株主である個人が，その有する特定子会社の株式につき，株式交換等による移転があった場合において，その株式交換等により特定親会社から新株の割当て（一定の要件を満たすものに限る）を受けたときは，その株式交換等により移転したその特定子会社の株式の譲渡がなかったものとして取扱うと規定しています。

(イ)交付金銭等がないケース

(a)例示

・株主甲は完全子会社となる会社の株式を 2，000 株所有

・株式交換により完全子会社株式１株について完全親会社株式 0.5 株を交付

・甲の完全子会社となる会社の株式の取得価額は 100 百万円

(b)株主甲の仕訳

完全親会社株式　100 百万円／ 完全子会社株式　100 百万円

(ロ)交付金銭等があるケース

(a)例示

・株主甲は完全子会社となる会社の株式を 2，000 株所有

・株式交換により完全子会社株式１株について完全親会社株式 0.5 株を交付

・甲の完全子会社となる会社の株式の取得価額は 100 百万円

・甲が受取る交換交付金銭等は６百万円

・完全親会社株式の時価 294 百万円

(b)株主甲の仕訳

現金	6 百万円	有価証券譲渡益	4 百万円(注 1)
完全親会社株式	98 百万円(注 2)	完全子会社株式	100 百万円

（注 1）交付金銭等に係る譲渡原価

$$100\text{百万円}\times\frac{6\text{百万円}}{6\text{百万円}+294\text{百万円}}=2\text{百万円}$$

有価証券譲渡益の計算

６百万円－２百万円＝４百万円

（注 2）完全親会社株式の取得価額

100 百万円－２百万円＝98 百万円

このように法人株主の場合と全く同じ処理となります。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

3　具体例での会計処理と税務調整

(1)株主 50 人未満の場合

特定親会社が特定子会社の株式を特定子会社の株主のその特定子会社株式の取得価額の総額以下の金額で受け入れることが株主が課税されないための条件となります。

(イ)交付金銭等がないケース

(a)概要

・完全子会社株主が交換により取得する完全親会社株式の取得価額は，完全子会社株式の取得価額又は帳簿価額（以下取得価額等）を引継ぐことで課税関係が生じません。

・完全親会社の完全子会社株式の受入価額は会社法上要求されている金額（完全子会社の純資産額）と税務上の課税されないための要件を備える金額（特定子会社株主のその特定子会社株式の取得価額等以下の金額）とが異なるため，その差額について法人税確定申告書による調整が必要になってきます。

(b)例示

・完全子会社のＢ／Ｓ（単位：百万円）

<table>
<tr><td rowspan="3">資　産

600</td><td>負　債　　300</td></tr>
<tr><td>資本金　　100</td></tr>
<tr><td>剰余金　　200</td></tr>
</table>

・完全子会社の発行済株式総数　　2，000 株

・完全子会社株式１株について完全親会社株式 0.5 株を交付

・完全子会社株主の取得価額　　100 百万円

・完全親会社に移転する完全子会社の株式　　2，000 株

・完全親会社の資本金増加額　　50 百万円

(c)完全子会社株主の仕訳

完全親会社株式　100 百万円／ 完全子会社株式　100 百万円

(d)完全親会社の仕訳

1)会社法に基づく会計処理

完全子会社株式	300 百万円(注)	資本金	50 百万円
		資本準備金	250 百万円

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

（注）資本増加の限度額

$$300\text{百万円}\times\frac{2{,}000\text{株}}{2{,}000\text{株}}=300\text{百万円}$$

資本準備金

300 百万円－50 百万円＝250 百万円

受入価額

50 百万円＋250 百万円＝300 百万円

2)税務上の課税されないための要件に基づく仕訳

完全子会社株式	100 百万円(注)	資本金	50 百万円
		資本準備金	50 百万円

3)法人税確定申告書別表五㈠による調整

利益積立金額の計算に関する明細書　事業年度　：　：　法人名　　別表五㈠

区分		期首現在利益積立金額	当期中の増減 減	当期中の増減 増	当期利益処分等による増減（減は赤）	差引翌期首現在利益積立金額 ①－②＋③＋④
		①	②	③	④	⑤
完全子会社株式	1	円	円	円	(注)△200百万円	△200百万円
株式交換資本積立金	2				(注)　200百万円	200百万円
	3					

株式交換資本積立金　200 百万円／ 完全子会社株式　200 百万円

(注)完全子会社株式　　100 百万円－300 百万円＝△200 百万円

株式交換資本積立金　　50 百万円－250 百万円＝△200 百万円

資本積立金は貸方科目のため，不足額は別表五㈠上では，借方のプラスとして表示されます。

(ロ)交付金銭等があるケース

(a)概要

・完全子会社株主が交換により取得する完全親会社株式の取得価額は，完全子会社株式の取得価額等を引継ぐことで課税関係が生じません。交付金銭等に対応する部分については譲渡損益を計上するため課税関係が生じます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

・完全親会社の完全子会社株式の受入価額は会社法上要求されている金額（完全子会社の純資産額）と税務上の課税されないための要件を備える金額（特定子会社株主のその特定子会社株式の取得価額等以下の金額）とが異なるため，その差額について法人税確定申告書による調整が必要になってきます。

・交付金銭等の支払がある場合には会社法上完全子会社の純資産額から交付金銭等の額を控除した金額が資本増加の限度額となります。

(b)例示

・完全子会社のＢ／Ｓ（単位：百万円）

資　産	負　債　300
600	資本金　100
	剰余金　200

・完全子会社の発行済株式総数　2，000 株

・完全子会社１株について完全親会社株式 0.5 株を交付

・完全子会社株主の取得価額等　100 百万円

・交付金銭等　６百万円

・交換に際して受取る完全親会社株式の時価 294 百万円

・完全親会社に移転する完全子会社の株式　2，000 株

・完全親会社の資本金増加額　50 百万円

・交付金銭等以外の割合 $\dfrac{294\text{百万円}}{294\text{百万円}+6\text{百万円}}$ ＝98％…95％以上

(c)完全子会社株主の仕訳

現金	6 百万円	有価証券譲渡益	4 百万円(注)
完全親会社株式	98 百万円	完全子会社株式	100 百万円

（注）交付金銭等に係る譲渡原価

$$100\text{ 百万円}\times\frac{6\text{百万円}}{6\text{百万円}+294\text{百万円}}=2\text{ 百万円}$$

有価証券譲渡益

６百万円－２百万円＝４百万円

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(d)完全親会社の仕訳

1)会社法に基づく会計処理

完全子会社株式	300 百万円(注)	現金	6 百万円
		資本金	50 百万円
		資本準備金	244 百万円

(注) 資本増加の限度額

$$300\text{百万円}\times\frac{2{,}000\text{株}}{2{,}000\text{株}}-6\text{百万円}=294\text{百万円}$$

資本準備金

294 百万円－50 百万円＝244 百万円

受入価額

50 百万円＋244 百万円＋6 百万円＝300 百万円

2)税務上の課税されないための要件に基づく仕訳

完全子会社株式	104 百万円	現金	6 百万円
		資本金	50 百万円
		資本準備金	48 百万円

3)法人税確定申告書別表五㈠による調整

利益積立金額の計算に関する明細書　事業年度　：　：　法人名　　別表五㈠

区分		期首現在利益積立金額	当期中の増減 減	当期中の増減 増	当期利益処分等による増減(減は赤)	差引翌期首現在利益積立金額 ①－②＋③＋④
		①	②	③	④	⑤
完全子会社株式	1	円	円	円	(注)△196百万円	△196百万円
株式交換資本積立金	2				(注) 196百万円	196百万円
	3					

株式交換資本積立金　196 百万円／ 完全子会社株式　196 百万円

(注) 完全子会社株式　　104 百万円－300 百万円＝△196 百万円

株式交換資本積立金　　48 百万円－244 百万円＝△196 百万円

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(ハ)自己株式の移転を新株発行に代えるケース

(a)概要

・完全子会社株主が交換により取得する完全親会社株式の取得価額は，完全子会社株式の取得価額等を引継ぐことで課税関係が生じません。

・完全親会社の完全子会社の受入価額は会社法上要求されている金額（完全子会社の純資産額）と税務上の課税されないための要件を備える金額（特定子会社株主のその特定子会社株式の取得価額等以下の金額）とが異なるため，その差額について法人税確定申告書による調整が必要になってきます。

なお，完全親会社が完全子会社の株主に自己株式を交付した場合には，会社法上完全子会社の純資産額から交付した自己株式の帳簿価額を控除した金額が資本増加の限度額となります。

(b)例示

・完全子会社のＢ／Ｓ(単位：百万円)

資　産	負　債　300
600	資本金　100
	剰余金　200

・完全子会社の発行済株式総数　2，000 株

・完全子会社１株について完全親会社株式 0.5 株を交付

・完全子会社株式の取得価額等　100 百万円

・完全親会社株式の時価　300 百万円

・完全親会社の自己株式の帳簿価額　20 百万円

・完全親会社に移転する完全子会社の株式　2，000 株

・完全親会社の資本金増加額　50 百万円

(c)完全子会社株主の仕訳

完全親会社株式　100 百万円／ 完全子会社株式　100 百万円

(d)完全親会社の仕訳

1)会社法上に基づく会計処理

完全子会社株式	300 百万円(注)	自己株式	20 百万円
		資本金	50 百万円
		資本準備金	230 百万円

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

（注）資本増加の限度額

$$300\text{百万円}\times\frac{2{,}000\text{株}}{2{,}000\text{株}}=-20\text{百万円}=280\text{百万円}$$

資本準備金

280 百万円－50 百万円＝230 百万円

受入価額

50 百万円＋230 百万円＋20 百万円＝300 百万円

2)税務上の課税されないための要件に基づく仕訳

完全子会社株式	100 百万円	自己株式	20 百万円
		資本金	50 百万円
		資本準備金	30 百万円

3)法人税確定申告書別表五㈠による調整

利益積立金額の計算に関する明細書　事業年度　：　：　法人名　　別表五㈠

区分		期首現在利益積立金額	当期中の増減 減	当期中の増減 増	当期利益処分等による増減（減は赤）	差引翌期首現在利益積立金額 ①－②＋③＋④
		①	②	③	④	⑤
完全子会社株式	1	円	円	円	(注)△200百万円	△200百万円
株式交換資本積立金	2				(注)　200百万円	200百万円
	3					

株式交換資本積立金 200 百万円／ 完全子会社株式　200 百万円

(注)完全子会社株式　　100 百万円－300 百万円＝△200 百万円

株式交換資本積立金　30 百万円－230 百万円＝△200 百万円

(2)株主 50 人以上の場合

特定親会社が特定子会社の株式を特定子会社の純資産の帳簿価額以下の金額で受け入れることが株主が課税されないための条件となります。

(イ)交付金銭等がないケース

(a)概要

・完全子会社株主が交換により取得する完全親会社株式の取得価額は，完全子会社株式の取得価額等を引継ぐことで課税関係が生じません。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

・完全親会社の完全子会社株式の受入価額は会社法上要求されている金額（完全子会社の純資産額）と税務上の課税されないための要件を備える金額（特定子会社の税務上の純資産の帳簿価額以下の金額）とが異なるため，その差額について法人税確定申告書による調整が必要になってきます。

(b)例示

・完全子会社のＢ／Ｓ(単位：百万円)

資　産	負　債　　300
600	資本金　　100
	剰余金　　200

・完全子会社の発行済株式総数　　2，000 株

・完全子会社１株について完全親会社株式 0.5 株を交付

・完全子会社株主の取得価額等　　100 百万円

・完全子会社には減価償却超過額が 50 百万円あります。

・完全親会社に移転する完全子会社の株式　　2，000 株

・完全親会社の資本金増加額　　50 百万円

(c)完全子会社株主の仕訳

完全親会社株式　100 百万円／ 完全子会社株式　100 百万円

(d)完全親会社の仕訳

1)会社法に基づく会計処理

完全子会社株式	300 百万円(注)	資本金	100 百万円
		資本準備金	200 百万円

(注)資本増加の限度額

$$300\text{ 百万円}\times\frac{2{,}000\text{株}}{2{,}000\text{株}}=300\text{ 百万円}$$

資本準備金

300 百万円－50 百万円＝250 百万円

受入価額

50 百万円＋250 百万円＝300 百万円

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

2)税務上の課税されないための要件に基づく仕訳

完全子会社株式　350 百万円(注)　／　資本金　50 百万円

資本準備金　300 百万円

(注)税務上の純資産額

300 百万円＋50 百万円（減価償却超過額）＝350 百万円

3)法人税確定申告書別表五㈠による調整

利益積立金額の計算に関する明細書

事業年度	： ：	法人名	

別表五㈠

区分		期首現在利益積立金額	当期中の増減 減	当期中の増減 増	当期利益処分等による増減（減は赤）	差引翌期首現在利益積立金額 ①−②+③+④
		①	②	③	④	⑤
完全子会社株式	1	円	円	円	(注)　50百万円	50百万円
株式交換資本積立金	2				(注)△50百万円	△50百万円
	3					

完全子会社株式　50 百万円／ 資本準備金（株式交換差額）50 百万円

(注)完全子会社株式　350 百万円－300 百万円＝50 百万円

株式交換資本積立金　300 百万円－250 百万円＝50 百万円

資本積立金は貸方科目のため，超過額は別表五一上では，借方のマイナスとして表示されます。

(ロ)交付金銭等があるケース

(a)概要

・完全子会社株主が交換により取得する完全親会社株式の取得価額は，完全子会社株式の取得価額等を引継ぐことで課税関係が生じません。交付金銭等に対応する部分については，完全子会社株式の譲渡原価，譲渡損益を計上するため，課税関係が生じます。

・完全親会社の完全子会社株式の受入価額は会社法上要求されている金額（完全子会社の純資産額）と税務上の課税されないための要件を備える金額(特定子会社の税務上の純資産の帳簿価額以下の金額）とが異なるため，その差額について法人税確定申告書による調整が必要になってきます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

なお，　交付金銭等の支払がある場合には，会社法上完全子会社の純資産額から交付金銭等の額を控除した金額が資本増加の限度額となります。

(b)例示

・完全子会社のＢ／Ｓ（単位：百万円）

資　産	負　債	300
	資本金	100
600	剰余金	200

・完全子会社の発行済株式総数　　2，000 株

・完全子会社１株について完全親会社株式 0.5 株を交付

・完全子会社株主の取得価額　　100 百万円

・完全子会社には減価償却超過額が 50 百万円あります。

・交付金銭等　６百万円

・交付に際して受取る完全親会社株式の時価　294 百万円

・完全親会社に移転する完全子会社の株式　　2，000 株

・完全親会社の資本金増加額　　50 百万円

・交付金銭等以外の割合 $\dfrac{294\text{百万円}}{294\text{百万円}+6\text{百万円}}$ ＝98%…95%以上

(c)完全子会社株主の仕訳

現金	6 百万円	有価証券譲渡益	4 百万円
完全親会社株式	98 百万円	完全子会社株式	100 百万円

(注)交付金銭等に係る譲渡原価

$$100\text{百万円}\times\frac{6\text{百万円}}{6\text{百万円}+294\text{百万円}}=2\text{百万円}$$

有価証券譲渡益

６百万円－２百万円＝４百万円

(d)完全親会社の仕訳

1)会社法に基づく会計処理

完全子会社株式	300 百万円(注)	現金	6 百万円
		資本金	50 百万円
		資本準備金	244 百万円

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(注)資本増加の限度額

$$300\text{百万円}\times\frac{2{,}000\text{株}}{2{,}000\text{株}}-6\text{百万円}=294\text{百万円}$$

資本準備金

294 百万円－50 百万円＝244 百万円

受入価額

50 百万円＋244 百万円＋6 百万円＝300 百万円

2)税務上課税されないための要件に基づく仕訳

完全子会社株式	350 百万円(注)	現金	6 百万円
		資本金	50 百万円
		資本準備金	294 百万円

(注)税務上の純資産額

300 百万円＋50 百万円（減価償却超過額）＝350 百万円

3)法人税確定申告書別表五㈠による調整

利益積立金額の計算に関する明細書

事業年度	： ：	法人名	

別表五㈠

区分		期首現在利益積立金額	当期中の増減 減	当期中の増減 増	当期利益処分等による増減（減は赤）	差引翌期首現在利益積立金額 ①－②＋③＋④
		①	②	③	④	⑤
完全子会社株式	1	円	円	円	(注) 50百万円	50百万円
株式交換資本積立金	2				(注)△50百万円	△50百万円
	3					

完全子会社株式　50 百万円／ 株式交換資本積立金　50 百万円

(注)完全子会社株式　　350 百万円－300 百万円＝50 百万円

株式交換資本積立金　294 百万円－244 百万円＝50 百万円

(ハ)自己株式の移転を新株発行に代えるケース

(a)概要

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

・完全子会社株主が交換により取得する完全親会社株式の取得価額は，完全子会社株式の取得価額等を引継ぐことになります。

・完全親会社の完全子会社の受入価額は会社法上要求されている金額（完全子会社の純資産額）と税務上の課税されないための要件を備える金額（特定子会社の税務上の純資産の帳簿価額以下の金額）とが異なるため，その差額について法人税確定申告書による調整が必要になってきます。

なお，完全親会社が完全子会社の株主に自己株式を交付した場合には，会社法上完全子会社の純資産額から交付した自己株式の帳簿価額を控除した金額が資本増加の限度額となります。

(b)例示

・完全子会社のＢ／Ｓ（単位：百万円）

資　産	負　債　　300
600	資本金　　100
	剰余金　　200

・完全子会社の発行済株式総数　　2，000 株

・完全子会社１株について完全親会社株式 0.5 株を交付

・完全子会社株主の取得価額　　100 百万円

・完全子会社には減価償却超過額が 50 百万円あります

・完全親会社株式の時価　　300 百万円

・完全親会社の自己株式の帳簿価額　　20 百万円

・完全親会社に移転する完全子会社の株式　　2，000 株

・完全親会社の資本金増加額　　50 百万円

(c)完全子会社株主の仕訳

完全親会社株式　100 百万円／ 完全子会社株式　100 百万円

(d)完全親会社の仕訳

1)会社法に基づく会計処理

完全子会社株式	300 百万円(注)	自己株式	20 百万円
		資本金	50 百万円
		資本準備金	230 百万円

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

（注）資本増加の限度額

$$300\text{百万円}\times\frac{2{,}000\text{株}}{2{,}000\text{株}}-(0\text{百万円}+20\text{百万円})=280\text{百万円}$$

資本準備金

280 百万円－50 百万円＝230 百万円

受入価額

50 百万円＋230 百万円＋20 百万円＝300 百万円

2)税務上課税されないための要件に基づく仕訳

完全子会社株式	350 百万円	自己株式	20 百万円
		資本金	50 百万円
		資本準備金	280 百万円

（注）税務上の純資産額

3)法人税確定申告書別表五㈠による調整

利益積立金額の計算に関する明細書　事業年度　：　：　法人名

別表五㈠

区分		期首現在利益積立金額	当期中の増減 減	当期中の増減 増	当期利益処分等による増減（減は赤）	差引翌期首現在利益積立金額 ①－②＋③＋④
		①	②	③	④	⑤
完全子会社株式	1	円	円	円	(注)　50百万円	50百万円
株式交換資本積立金	2				(注)△50百万円	△50百万円
	3					

完全子会社株式　50 百万円／ 株式交換資本積立金　50 百万円

(注)完全子会社株式　　350 百万円－300 百万円＝50 百万円

株式交換資本積立金　280 百万円－230 百万円＝50 百万円

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

4　株式交換と相続税・贈与税

(1)株式交換と相続税評価額

(イ)財産評価基本通達 186-２の「現物出資等受入差額」について

(a)考え方

取引相場のない株式を１株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）で評価するときに，その資産の中に会社法の規定による株式交換により著しく低い価額で受け入れた株式がある場合には，その株式の相続税評価額と受け入れた金額（帳簿価額）との差額を帳簿価額による純資産価額に加算すると規定しています。

つまり，その差額（含み益）に対する法人税額に相当する金額は控除されないこととなります。

(b)具体例

1)前提条件

・甲株式会社（発行済株式総数 200，000 株）

・財産状態　　相続税評価額　　帳簿価額　　（単位:千円）

現金	10，000	10，000	
土地	50，000	5，000	
株式	50，000	10，000	（乙社との株式交換により
借入金	10，000	10，000	受け入れ）

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

2）記入例

取引相場のない株式　出資　の評価明細書

第５表　１株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書　　会社名　甲株式会社

1.資産及び負債の金額(課税時期現在)

資産の部				負債の部			
科　目	相続税評価額	帳簿価額	備考	科　目	相続税評価額	帳簿価額	備考
	千円	千円			千円	千円	
現　金	10，000	10，000		借入金	10，000	10，000	
土　地	50，000	5，000					
株　式	50，000	10，000					
合　計	① 110，000	② 25，000		合　計	③ 10，000	④ 10，000	
株式及び出資の価額の合計額	(イ) 50，000	(ロ) 10，000					
土地等の価額の合計額	(ハ) 50，000	5，000					
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	(ニ) 50，000	(ホ) 10，000					

2.評価差額に対する法人税額等相当額の計画		3.1株当たりの純資産価額の計算	
相続税評価額による純資産価額 (①－③)	⑤ 千円 100，000	課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額)(⑤－⑧)	⑨ 千円 81，100
帳簿価額による純資産価額 (②－④)＋｛(ニ)－(ホ)｝	⑥ 千円 55，000	課税時期現在の発行済株式数	⑩ 株 200，000
評価差益に相当する金額 (⑤－⑥)	⑦ 千円 45，000	課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額)(⑨÷⑩)	⑪ 千円 405
評価差益に対する法人税額等相当額 (⑦×42%)	⑧ 千円 18，900	同族株式等の持株割合(第1表の④の割合)が50%未満の場合(⑪×80%)	⑫ 千円

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

第４　株式移転の実務

１　株式移転の意義及び前提要件

(1)株式移転の意義

株式移転とは，新たに完全親会社を設立して，既存の会社との間で完全親子会社関係を創設する制度です。

具体的な内容は，株式移転により，完全子会社となる会社のすべての株式を，完全親会社となる会社が取得し，その完全子会社となる会社の株主は，その完全親会社となる会社の株式を取得します。

ここで，完全親会社とは，他の会社の発行済株式の総数を所有する会社のこと，完全子会社とは，他の会社に発行済株式の総数を所有されている会社のことを意味します。

２社以上が共同で株式移転をすることも可能です。この場合を「共同株式移転」といいます。

なお，株式交換の場合は，完全子会社となる会社の株主に対して，完全親会社となる会社の株式を交付せず，金銭その他の財産を交付することができることとされました（会社法 768 条１項３号，同法 770 条１項３号)。これを「対価柔軟化」といいますが，株式移転の場合は，対価柔軟化が認められていません。株式移転は，新たに会社を設立する性質を有するからです。

(2)当事者

株式移転の場合，会社法は，平成１７年改正前商法と同様，完全親会社・完全子会社のいずれも株式会社に限定しています。

この点は，会社法が，株式交換の場合には合同会社は完全親会社となることができるとしているのと異なります。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

２　株式移転の手続

(1)株式移転計画の作成

株式移転をなす場合，株式移転計画を作成しなければなりません（会社法 772 条１項)。また，共同株式移転をする場合は，共同して株式移転計画を作成しなければなりません（会社法 772 条１項)。

株式移転計画において定めるべき事項は，以下のとおりです（会社法 773 条１項各号。なお，同条２項乃至４項)。

(イ)完全親会社の目的，商号，本店の所在地及び発行可能株式総数

(ロ)（イ）のほか，完全親会社の定款で定める事項

(ハ)完全親会社の設立時取締役の氏名

(ニ)次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に応じて，当該(a)から(c)までに定める事項

(a)完全親会社が会計参与設置会社である場合

完全親会社の設立時会計参与の氏名又は名称

(b)完全親会社が監査役設置会社である場合（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社である場合を含む)

完全親会社の設立時監査役の氏名

(c)完全親会社が会計監査人設置会社である場合

完全親会社の設立時会計監査人の氏名又は名称

(ホ)完全親会社が株式移転に際して完全子会社の株主に対してその株式に対して交付するその株式に代わる当該完全親会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては，株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

(へ)完全子会社の株主に対する（ホ）の株式の割当てに関する事項

(ト)完全親会社が株式移転に際して完全子会社の株主に対してその株式に代わる当該完全親会社の社債等を交付するときは，当該社債等についての次に掲げる事項

(a)当該社債等が完全親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く）であるときは，当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(b)当該社債等が完全親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く）であるときは，当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

(c)当該社債等が完全親会社の新株予約権付社債等であるときは，当該新株予約権付社債についての(a)に規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての(b)に規定する事項

（チ）（ト）の場合には，完全子会社の株主に対する（ト）の社債等の割当てに関する事項

（リ）完全親会社が株式移転に際して完全親会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該完全親会社の新株予約権を交付するときは，当該新株予約権についての次に掲げる事項

(a)当該完全親会社の新株予約権の交付を受ける完全子会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下「株式移転契約新株予約権」という）の内容

(b)株式移転計画新株予約権の新株予約権者に対して交付する完全親会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

(c)株式移転計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは，完全親会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

（ヌ）（リ）の場合には，株式移転計画新株予約権の新株予約権者に対する（リ）の完全親会社の新株予約権の割当てに関する事項

(2)事前の開示

完全子会社となる会社において，株式移転計画その他法務省令事項を事前に開示し，株主及び会社債権者等の閲覧に供することが要求されています（会社法 803 条)。

(3)株主総会における株式移転計画の承認

株式移転計画について，効力発生日の前日までに，株主総会の特別決議による承認を得ることが必要です(簡易手続による場合を除きます。会社法 804 条，同法 805 条)。

なお，株式交換と異なり，株式移転では略式手続は認められていません。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(4)株式買取請求権

反対株主や新株予約権者には公正な価格での買取請求権が認められます（会社法806条乃至809条)。

(5)会社債権者保護手続

株式移転を行っても各当事会社の財産は変動しないので，会社法は，原則として会社債権者保護手続を実施することを要求していません。

しかし，会社法は，株式移転について，平成１７年改正前商法が認めていなかった新株予約権付社債の承継を認めることとしました。そのため，会社法は，この場合に限り，会社債権者保護手続の実施を要求しています（会社法810条１項３号)。

(6)登記

株式移転をする場合は，完全親会社となる会社の設立登記をしなければなりません（会社法925条)。

株式移転は設立登記の日に効力が発生します（会社法774条１項)。

(7)事後の開示

完全子会社については会社法811条により，完全親会社については会社法815条により，株式移転に関する一定の情報の開示の制度が設けられています。

開示する情報の具体的な内容は，法務省令で定められます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

３　株式移転比率

第１章，第２，３ 株式交換比率に併せて記述しております。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

4　株式移転無効の訴え

株式移転につき，その手続もしくは内容に瑕疵がある場合，一旦実行された株式移転を無効とすると，利害関係人に重大な影響が生じます。そこで，株式移転の無効の主張については，法的安定性の見地から，「株式移転無効の訴え」の制度が設けられ，主張方法，提訴期間，提訴権者等に以下のとおり一定の制限が加えられています。

(1)手続

株式移転無効の訴えは，効力発生日から６か月内に提起しなければなりません（会社法 828 条１項 12 号)。ただし，株主総会決議の取消事由に基づくときは，決議後３か月以内に限定されています（会社法 831 条１項参照)。

株式移転無効の訴えは，株式移転の効力が生じた日において株式移転をする株式会社の株主等であった者又は株式移転により設立する株式会社の株主等に限り提訴することができます（会社法 828 条２項 12 号)。

また，専属管轄，担保提供命令，弁論等の併合，原告が敗訴した場合に悪意又は重過失があったときの賠償責任について特別の規定がおかれています（会社法 835 条乃至 837 条，同法 846 条)。

(2)判決の効力

株式移転を無効とする判決は第三者にもその効力が及び（会社法 838 条)，また，将来に向かってのみその効力を生じることとされています（会社法 839 条)。

その結果，株式移転を無効とする判決が確定した場合には，完全親会社は株式移転で取得した株式を元の株主に返還しなければなりません（会社法 844 条)。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

第５　株式移転の会計と税務

１　会計処理と税務の概要

(1)会計処理

(イ)完全親会社となる会社（完全子会社となる会社の株主）

資本の増加額を確定するとともに，完全子会社となる会社の株式の受入価額を確定させる必要があります。

(ロ)完全子会社となる会社

株式移転の契約当事者外となるため会計処理は不要です。

(ハ)完全親会社となる会社の株主

株式移転により譲渡する完全子会社株式の譲渡価額と譲渡損益を決定するとともに，株式移転により取得する完全親会社株式の取得価額を決定するための会計処理が必要となってきます。

(2)税務

完全親会社の株主が株式移転により，課税を受けないための一定の要件を設けています。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

２　株式移転をした株主の会計処理と税務

株式交換と同じですので，第１章，第３，２を参照のうえ，株式交換を株式移転と読み替えて下さい。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

３　具体例での会計処理と税務調整

株式交換と同じですので，第１章，第３，３を参照のうえ，株式交換を株式移転と読み替えて下さい。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

第６　書式

１　株式交換契約書

株　式　交　換　契　約　書

○○株式会社（以下「甲」という）と○○株式会社（以下「乙」という）との間で，以下の各条項のとおり株式交換契約を締結する。

第１条　（完全親会社，完全子会社となる会社）

甲乙は，甲が乙の完全親会社となり，乙が甲の完全子会社となることを目的として本契約を締結する。

第２条　（甲の定款の変更）

甲は株式交換により定款を下記のとおり変更する。

記

（変更前）

第２条　（目的）

当会社は以下の各号の事業を営むことを目的とする。

1. ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
2. ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
3. ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（変更後）

第２条　（目的）

当会社は以下の各号の事業を営むことを目的とする。

1. ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
2. ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
3. ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

第３条　（新株の発行及び株式の割当等）

甲が株式交換に際し発行する新株は下記のとおりとする。

記

総数

額面無額面の別

種類

２　甲は乙の株主に対し，下記のとおり新株を割当てる。

記

乙の株式１株に対して甲の株式〇〇株の割合

第４条　（増加すべき資本金及び資本準備金）

株式交換により増加すべき甲の資本金及び資本準備金の額は下記のとおりとする。

(1)資本金　＿＿＿＿＿＿円

(2)資本準備金　＿＿＿＿＿＿円

第５条　（株式交換交付金）

甲は，株式交換の日現在の乙の株主名簿に記載された株主に対し，その所有する乙の株式１株につき金〇〇〇〇円の株式交換交付金を，株式交換の日以降遅滞なく支払うものとする。

第６条　（新株予約権に係る義務の承継）

甲が承継する乙の新株予約権の目的たる甲の株式の種類及び数は下記のとおりとする。

記

種類　〇〇株式

数　〇〇〇株

２　新株予約権の行使に際して払込をすべき額は〇〇につき金〇〇円とする。

３　新株予約権の行使期間は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日迄

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

とする。

第７条　（株主総会における承認）

甲及び乙は，平成○○年○○月○○日にそれぞれ株主総会を開催し，本契約の承認を求めるものとする。

第８条　（株式交換の日）

株式交換の日は，平成○○年○○月○○日とする。

第９条　（利益配当の限度額）

第８条所定の株式交換の日である平成○○年○○月○○日までに行う利益配当の限度額は下記のとおりとする。

記

甲　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

乙　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

第 10 条　（株式交換契約の効力）

本契約は，第７条所定の甲及び乙の株主総会の承認の時にその効力を生じるものとする。

第 11 条　（規定外事項）

本契約に定めるもののほか，株式交換に際し必要な事項は，法令及び本契約の趣旨にしたがい，甲乙協議のうえ決定する。

以上のとおり契約したので，契約書２通を作成し，甲乙１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

（甲）本店所在地

○○株式会社

代表取締役　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（乙）本店所在地

○○株式会社

代表取締役　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

2　株式移転の株主総会の議案の要領：但しある会社が甲株式会社と共同して株式移転をなす場合を前提とする

株 式 移 転 の 議 案 の 要 領

1. 設立する完全親会社の定款の規定

定　　款

第１章　　総　則

第１条　（商号）

当社は，〇〇株式会社と称する。

第２条　（目的）

当社は次の事業を行うことを目的とする。

1. _____

2. _____

3. _____

第３条

第４条

（以下，略）

2. 株式移転に際して発行する株式の種類及び数並びに完全子会社となる会社の株主に対する株式の割当てに関する事項

(1) 株式移転に際して発行する株式

額面普通株式　_____株（額面株式一株の金額　　円）

(2) 株式割当比率

当社株式　　_____株につき

〇〇株式会社株式　　_____とする。

甲株式会社株式　　_____株につき

〇〇株式会社株式　　_____とする。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

3. 設立する完全親会社の資本の額及び資本準備金に関する事項

資本の額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿円

資本準備金　　金＿＿＿＿＿＿＿＿円

4. 株式移転交換金

当社株式１株につき〇〇円を支払う。

甲株式会社株式１株につき〇〇円を支払う。

5. 新株予約権に係る義務の承継

(1)設立する完全親会社が承継する当社の新株予約権の目的たる設立する完全親会社の株式の種類及び数

〇〇株式　　〇〇〇株

(2)新株予約権の行使に際して払込を為すべき額

〇〇につき　金〇〇円

(3)新株予約権の行使期間

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日迄

6. 株式移転の日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

7. 配当金又は中間配当金の限度額

当社　　金＿＿＿＿＿＿＿＿円

甲株式会社　　金＿＿＿＿＿＿＿＿円

8. 設立する完全親会社の取締役及び監査役の指名

取締役

取締役

取締役

監査役

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

9.株式移転の共同

この度の株式移転は下記の甲株式会社と共同して行い，完全親会社となる〇〇株式会社を設立します。

記

商　号　　甲株式会社

本店所在地

代表取締役

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

第２章　会社分割

(1)四つの類型

新設分割と吸収分割，分社型分割（物的分割）と分割型分割（人的分割）を組み合わせますと，会社分割は四つの類型に区分されます。

(イ)新設・分社型分割

(a)内容

事業会社（Ａ社）が営業の全部または一部の承継のために新設会社（Ｂ社）を設立し，Ｂ社は営業承継の対価として，Ｂ社株式をＡ社に割り当てる方式です。分割によりＢ社はＡ社の子会社となります。

(b)図示

1)会社分割前

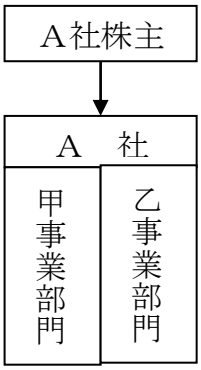

2)会社分割手続き

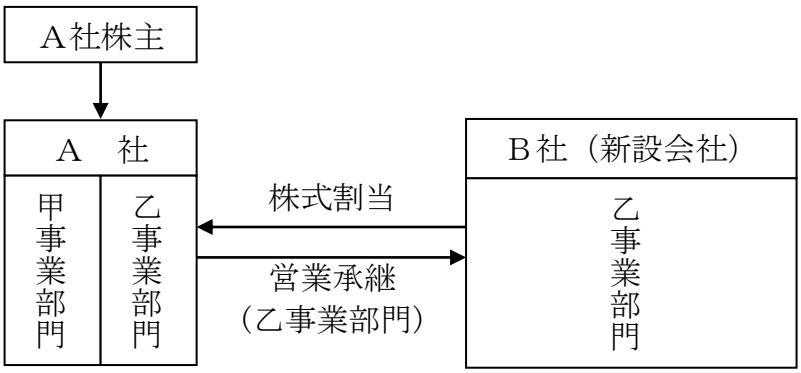

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

3)会社分割後

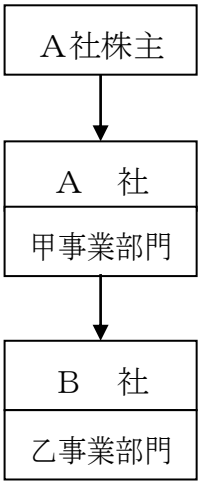

(ロ)新設・分割型分割

(a)内容

事業会社（Ａ社）が営業の全部または一部の承継のために，新設会社（Ｂ社）を設立し，Ｂ社は営業承継の対価としてＢ社株式をＡ社株主に割り当てる方式です。分割によりＢ社はＡ社と兄弟会社となり，Ａ社株主が直接Ｂ社の株式を所有することとなります。

(b)図示

1)会社分割前

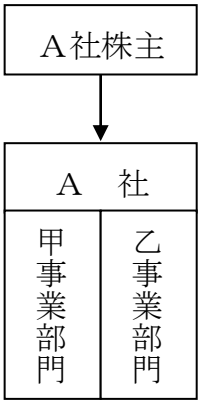

2)会社分割手続き

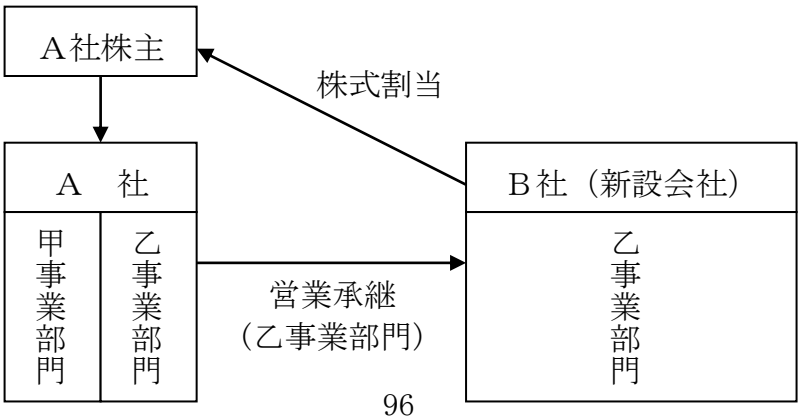

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

3)会社分割後

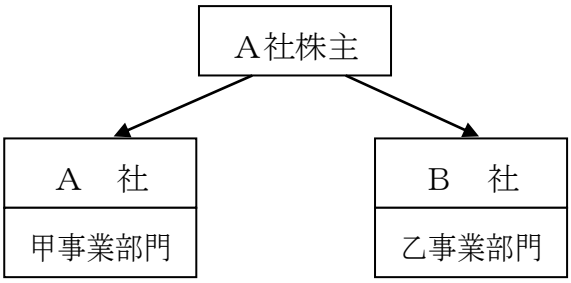

(ハ)吸収・分社型分割

(a)内容

事業会社（Ａ社)が営業の全部または一部の承継のために既に存在する会社（Ｃ社）に営業を承継し，Ｃ社はその対価としてＣ社株式をＡ社に割り当てる方式です。 分割によりＣ社はＡ社の子会社となります。

(b)図示

1)会社分割前

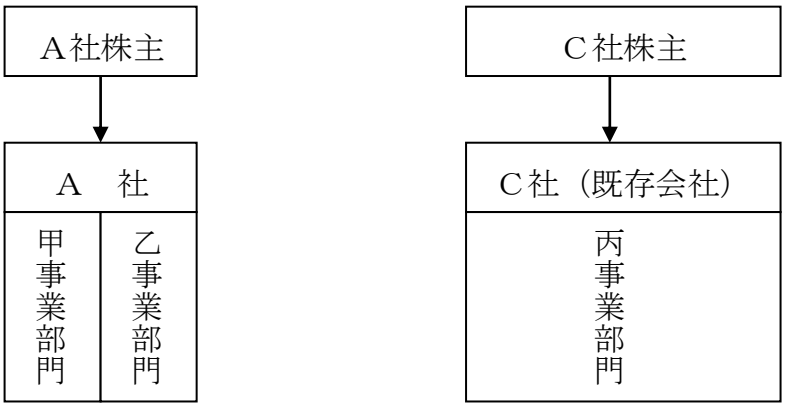

2)会社分割手続き

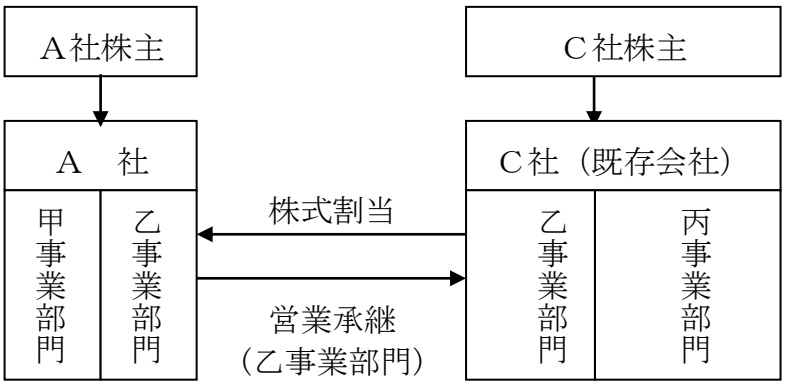

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

3)会社分割後

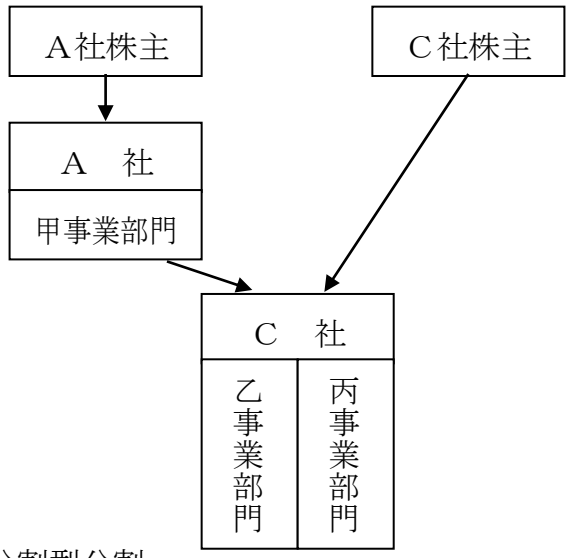

(ニ)吸収・分割型分割

(a)内容

事業会社（Ａ社）が営業の全部または一部の承継のために既に存在する会社（Ｃ社）に営業を承継し，Ｃ社はその対価としてＣ社株式をＡ社株主に割り当てる方式です。分割によりＣ社はＡ社と兄弟会社となり，Ａ社株主及びＣ社株主が直接Ｃ社の株式を所有することとなります。

(b)図示

1)会社分割前

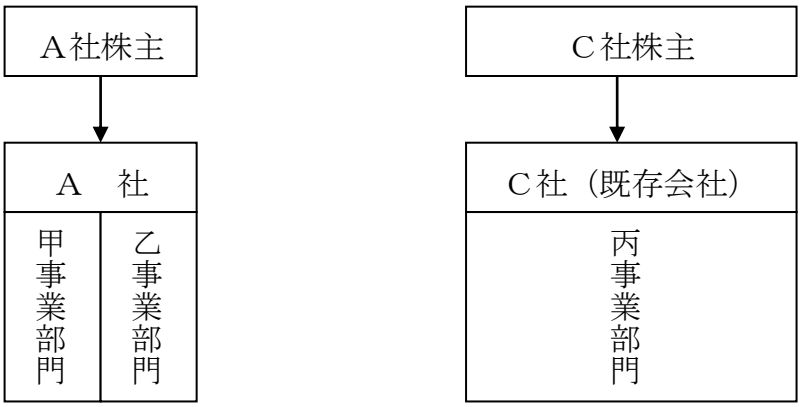

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

2)会社分割手続き

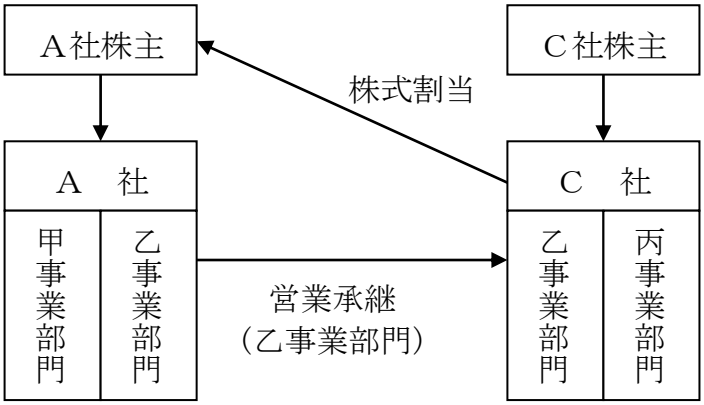

3)会社分割後

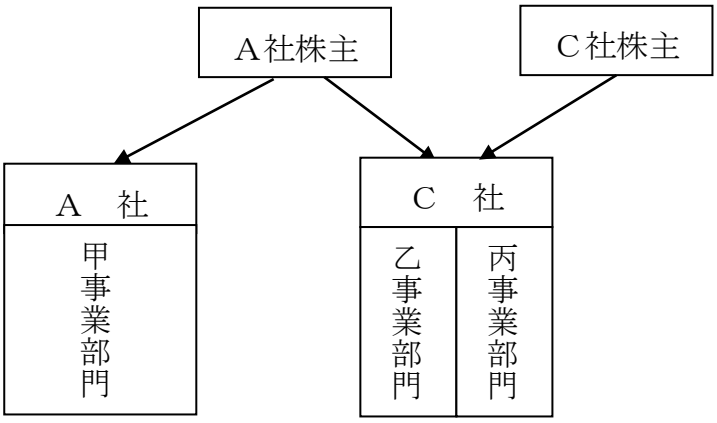

(2)メリット

(イ)分社化の手続きの効率化

従来は会社の特定の事業部門を子会社化するため，営業譲渡，現物出資という方法により行われていました。

しかし，これらの方法の場合には，検査役の調査その他商法上の規制が多く時間がかかり，機動的に行うことが困難でした。

会社分割の方法によりますと，これらの問題を解決でき効率的に行うことが可能となりました。

(ロ)人的な分割が可能

営業譲渡，現物出資という方法で分社化を行った場合には，既存の会社と分社された会社との間には資本関係が残ります。

これに対し，会社分割の方法によりますと，その分割によって新設された会社の株式を既存の会社ではなく，既存の会社の株主に割当てることにより，会社間の資本関係を生じさせないことが可能となりました。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(3)従来の分割方法との比較

(イ)営業譲渡

分割したい営業を他の会社または新たに設立する会社に譲渡する方法です。

(ロ)現物出資

分割したい営業に関する財産自体を，他の会社または新たに設立する会社に出資する方法です。

(ハ)従来の分割方法との比較

	会社分割	営業譲渡	現物出資
手　続	株主総会の特別会議で承認	株主総会の特別会議で承認	取締役会の決議で承認
適用可能会社	株式会社 有限会社	すべての会社	すべての会社
検査役の調査	不　要	不　要	必　要
反対株主の保護（買取請求権）	あ　り	あ　り	な　し
分割により営業を承継する会社の必要資金	不　要	必　要	不　要
債務の承継についての債権者の個別の承諾	不　要	必　要	必　要
人的分割方法	あ　り	な　し	な　し
課税上の取扱	分割により移転する資産については原則として時価譲渡となります。但し，「適格分割」に該当すれば課税の繰延べがされます。	営業の譲渡対価が益金となり課税の対象となります。	現物出資により移転する資産等については原則として時価譲渡となります。但し，「適格現物出資」に該当すれば課税の繰延べがされます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

3　会社分割の活用方法・活用例

(1)企業再編のための会社分割

(イ)持株会社の設立（新設・分社型分割）

会社分割の手法を使い，持株会社への移行をすすめることができます。その手順は，

①当該会社の各営業部門を会社分割により，複数の新設会社に承継させます。

②すべての営業部門を切り離した元の会社は持株会社になります。

［例］

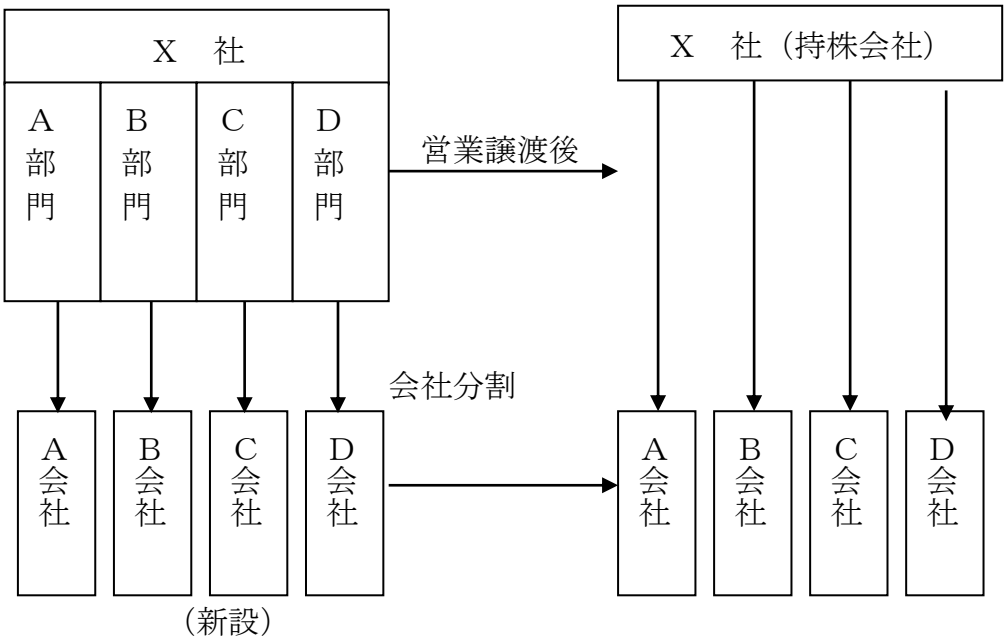

A社，B社，C社，D社は新設会社で，その株式をX社にすべて割当てることにより，A，B，C，Dの部門は独立の会社になり，X社はA，B，C，Dの会社の株式を保有する持株会社になります。

１つの会社の中に多くの部門があり，その部門の経営責任の明確化を図り，機動性を高めるために各部門を完全子会社にすることが有効です。

(ロ)成長部門等を切り離して子会社を設立する(新設・分社型分割)

１つの会社の中に，成長部門と停滞又は赤字部門がある場合，成長部門を会社分割の手法を使い，完全子会社化します。

このことにより，その子会社は親会社とは違う給与体系や昇進体系を採用することができて，さらに業績を延ばすことが可能となります。子会社の成長が大きい場合には，その子会社を公開することもでき，親会社の所有している子会社株式は，

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

大きな価値を持つこととなります。

［例］

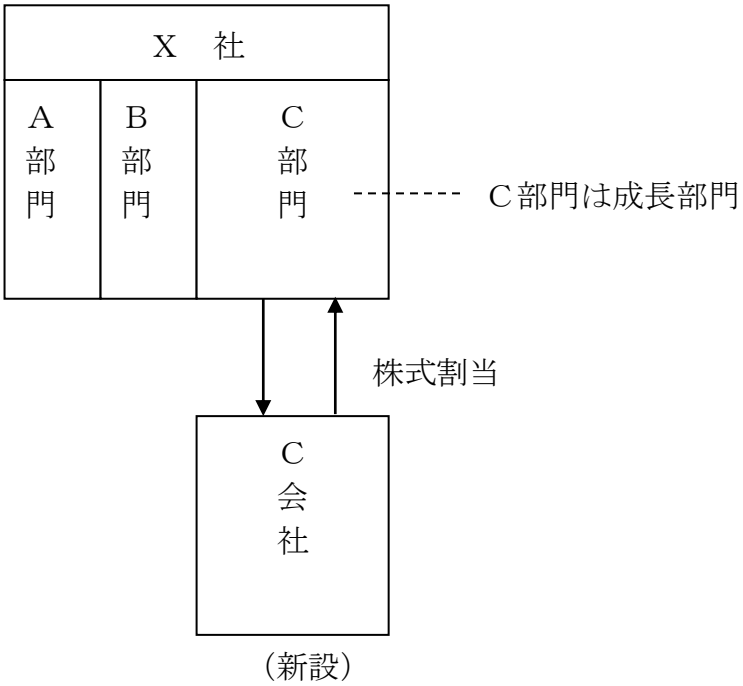

この結果，

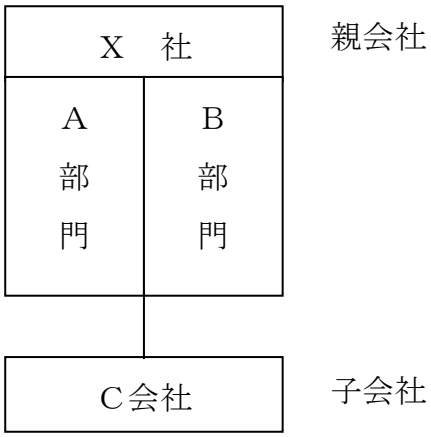

となります。

(ハ)不採算部門を分離し，別会社とする（新設・分社型分割）

不採算部門を会社分割の手法により切り離して，子会社とします。会社の中に，様々な部門がある場合，部門別経営管理を徹底したとしても，共通経費，管理部門経費を完全に分けることは難しく，その配分において，むしろ不採算部門の負担を軽減する形で作用してきます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

この弊害をなくするため，不採算部門を本社から切り離し，独立した子会社とします。子会社化した不採算部門は，他の部門との経費配分等の問題がなくなりますので，独立企業体としてその実態が明確になり，経営の合理化，給与体系の見直しを図っていきやすくなります。

資本の充実が求められる場合は，増資を行い親会社から資金を受け入れ，財務体質を強化することもできます。

また，他の会社がその子会社の購入意思を示せば，M＆Aにより譲渡して資金を回収することもできます。

［例］

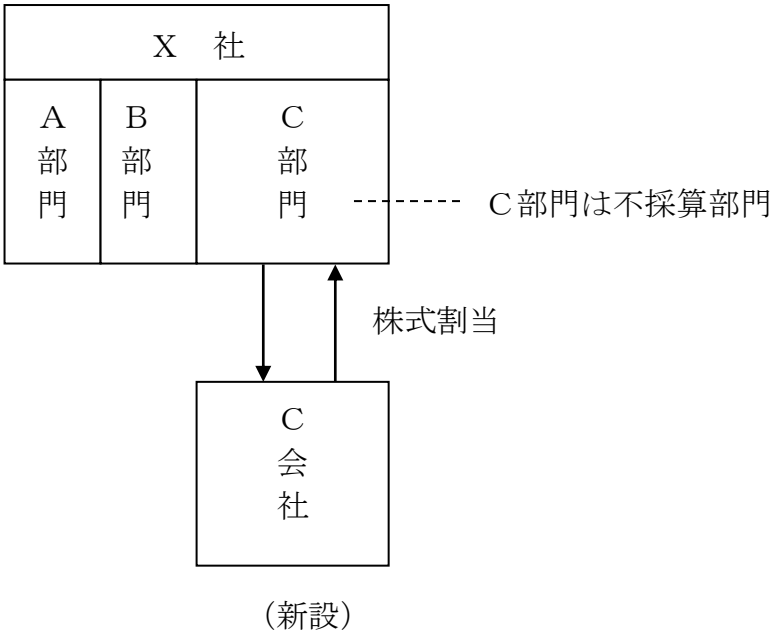

この結果，

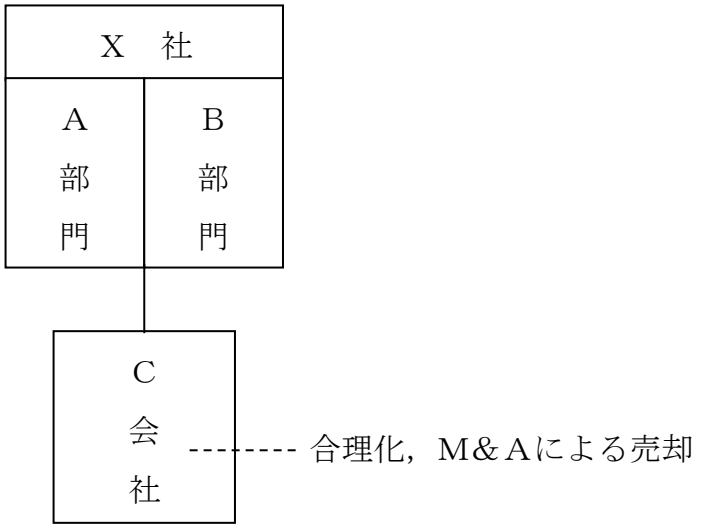

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(ニ)企業グループ内での会社の再編－新設・分社型分割の例

企業グループ内で同じ事業を行う部門が複数ある時に，それらを統合し１つの会社にすることによって経営の効率化を図ります。

［例］

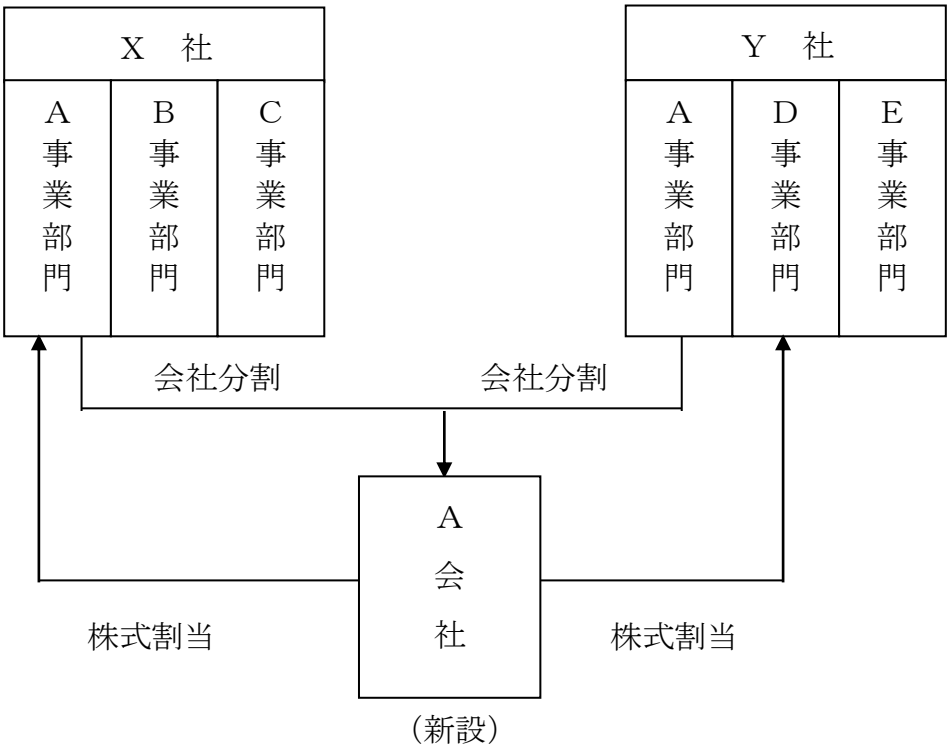

この結果，

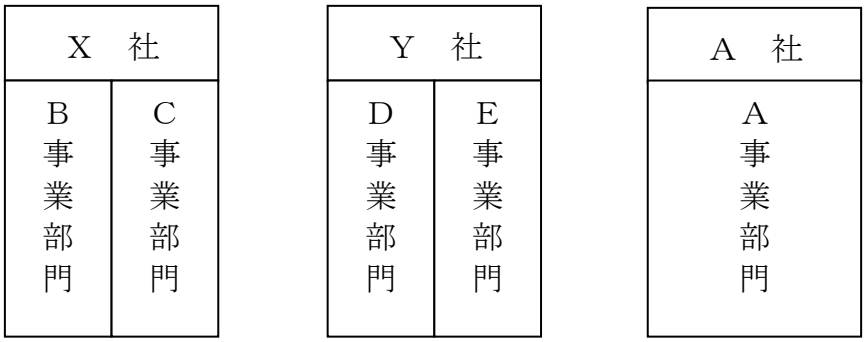

・Ａ社はＸ社，　Ｙ社の子会社となります。

(ホ)企業グループ内での会社の再編－吸収・分社型分割の例

企業グループ内で同じ事業を行う部門が複数ある時に，新設法人を作らずに，一方の会社が他方の会社の当該部門を吸収する型で，事業の再編をする手法です。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

［例］

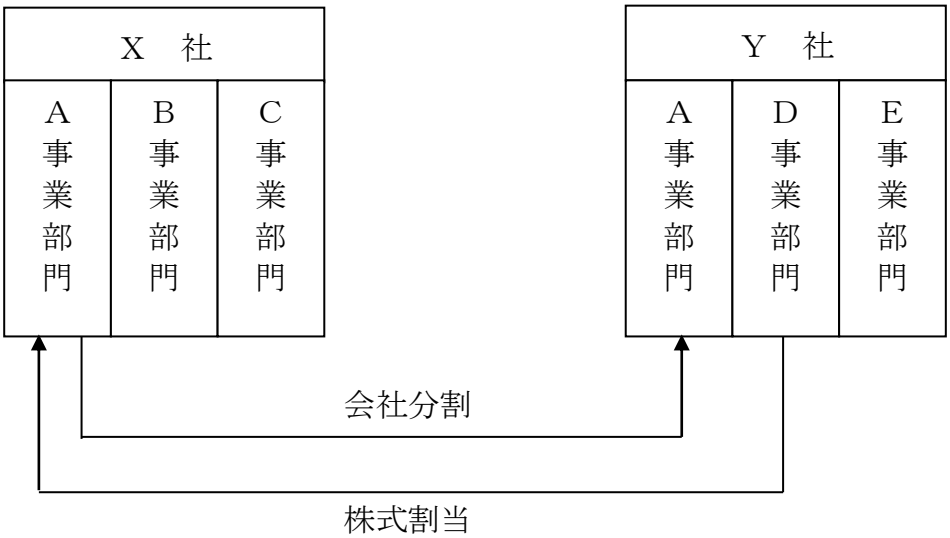

この結果，

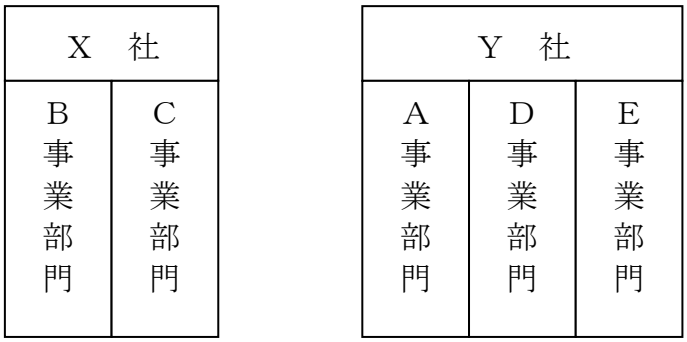

・Ｘ社はＹ社の株式を保有することになります。

・Ｙ社は自社の新株の割当により，Ｘ社のＡ事業部門の営業譲渡を受けたことになります。

(へ)企業グループ内での会社の再編－新設・分割型分割の例

会社分割の手法を使って企業再編を行う時に，分割されて営業を承継する会社を新設で作り，その株式を分割会社に割当てるのではなく，分割会社の株主に割当てる手法です。

この手法を使うことにより，新設会社（分割承継会社）は分割会社と親子関係ではなく，分割会社の株主が直接新設会社株式の持分を持つことになりますから，株主の移行が直接に反映されることになります。

また，新設した会社を公開させる場合にも，公開による保有株の価値増大のメリットは分割会社ではなく，分割会社の各株主が直接享受することとなります。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

［例］

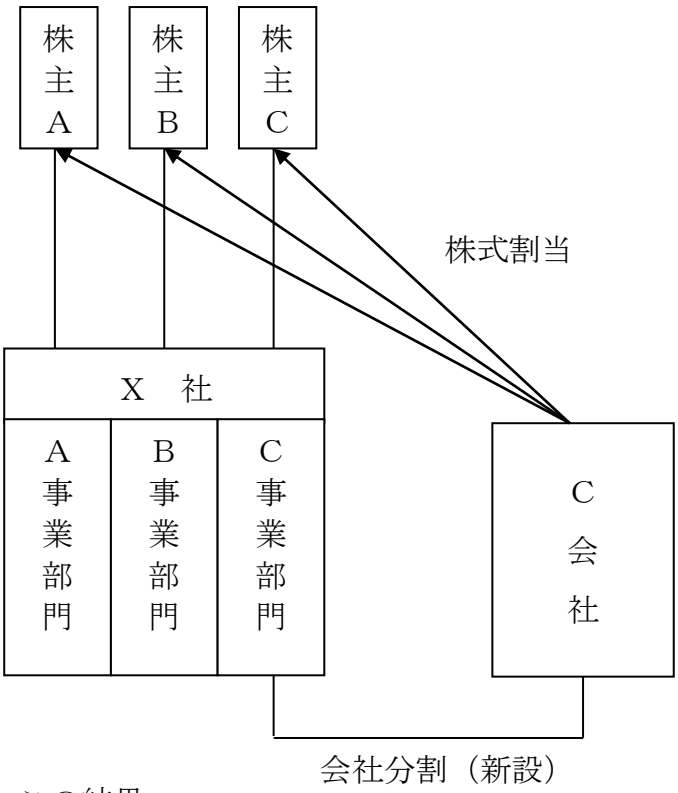

この結果，

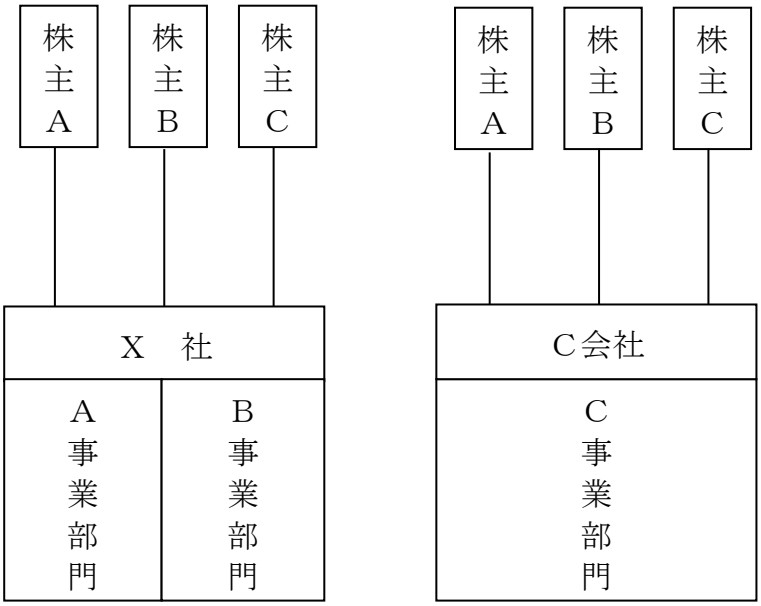

・原則として株主Ａ，Ｂ，ＣによるＸ社とＣ社の持株割合は同一となります。

(ト)企業グループ内での会社の再編－株式移転と吸収・分割型分割の組み合わせ

会社法上の株式移転の制度を使って持株会社を作り，そのもとでの完全子会社間の事業の再編のために吸収・分割型分割の会社分割制度を使います。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

この手法により，複数の競業する会社等の統合と統合されたグループ内の事業の再編が可能となります。

［例］

第一段階　３つの会社を株式移転により統合します。

統合前

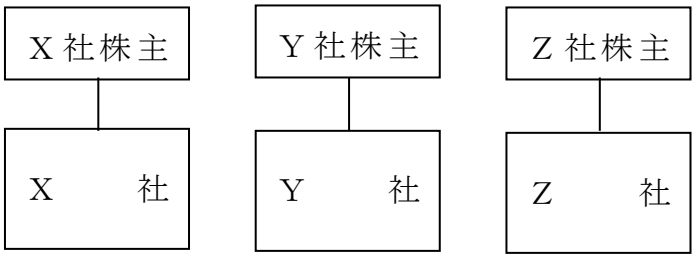

株式移転後

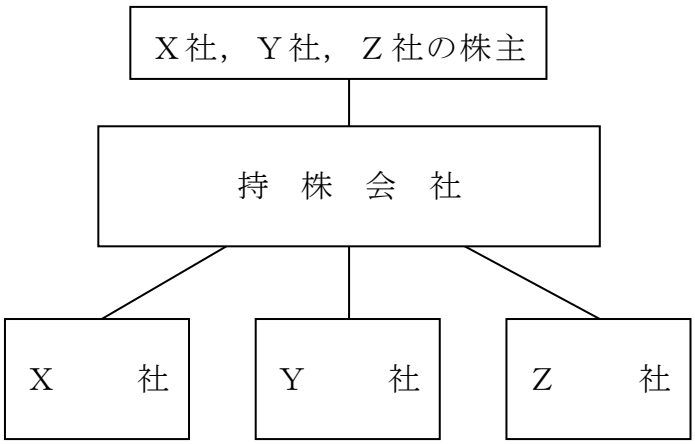

第二段階　３つの会社の事業のうち，統合する部門を吸収・分割型分割の会社分割により統合します。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

株式移転後会社分割実行

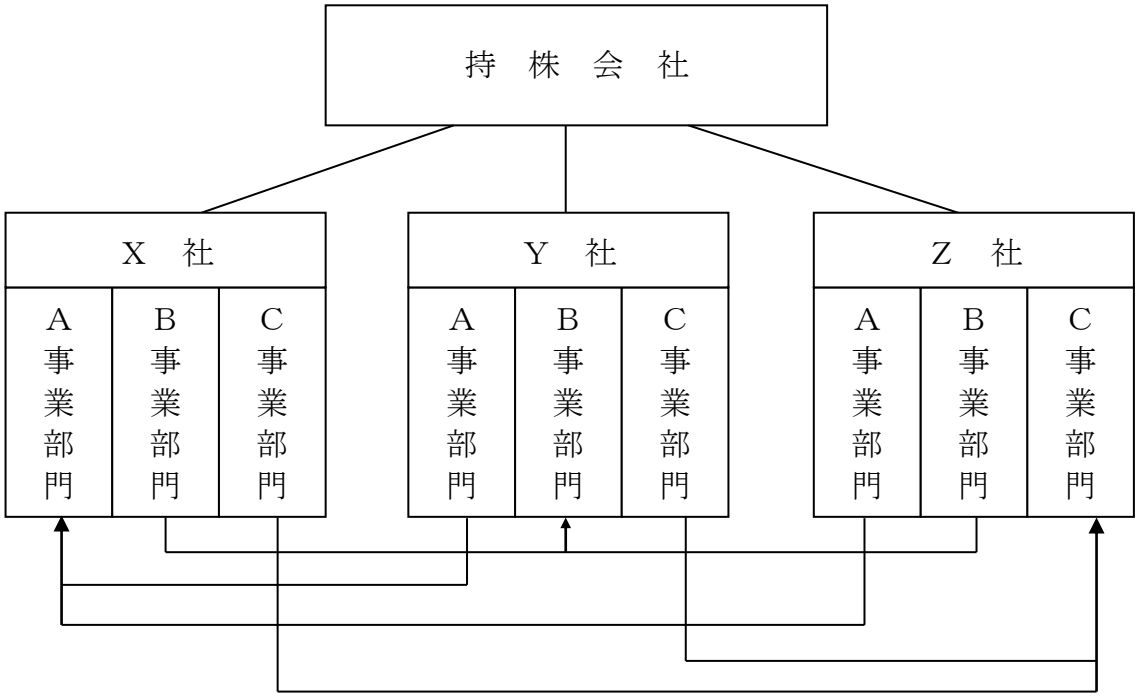

・Ｘ社は，Ｙ社，Ｚ社のＡ事業部門を譲受け，Ｘ社の新株をＸ社の株主である持株会社に割当てます。

・同様に，Ｙ社は，Ｘ社，Ｚ社のＢ事業部門を，Ｚ社はＸ社，Ｙ社のＣ事業部門を譲受け，Ｙ社，Ｚ社の新株を，Ｙ社，Ｚ社の株主である持株会社に割当てます。

会社分割実行後

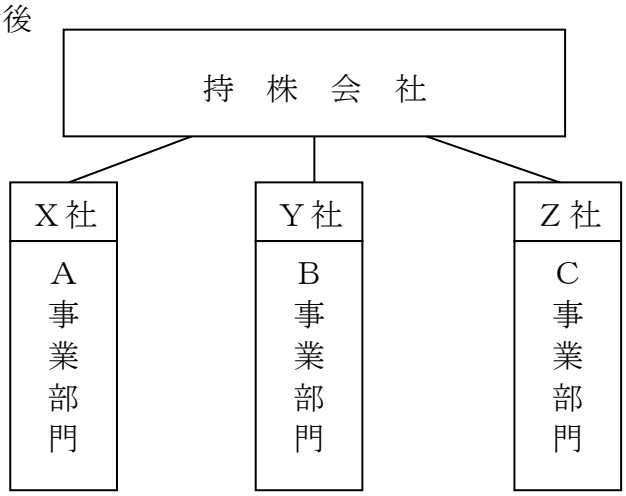

この手法は，現在第一勧業銀行，富士銀行，日本興業銀行のみずほファイナンシャルグループが進めている企業統合の手法で，平成 12 年 10 月２日に持株会社（みずほホールディングス）が設立され，株式移転が実行された段階です。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(2)企業売却のための会社分割

(イ)吸収・分社型分割の例

企業の一部分を売却するためには，今までは営業譲渡の方法が使われましたが，営業譲渡は譲渡する資産・負債を時価で売買することになるため，含み益のある資産の売却により，課税上の問題が発生します。

会社分割のうち，吸収・分社型分割を利用した会社の一部門の売却では，

［例］

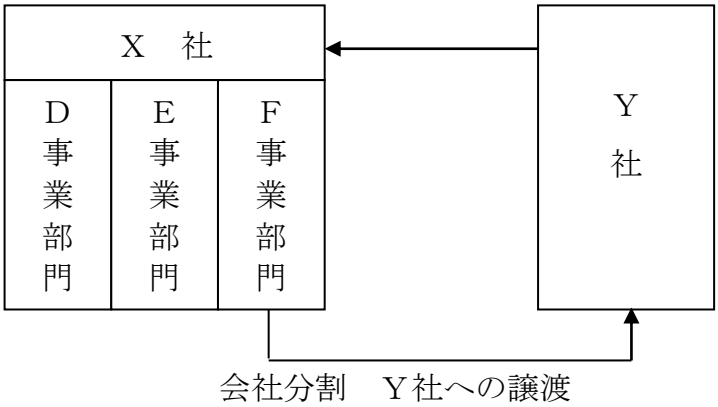

このようになり，X社はF事業部門をY社に譲渡するとともに，Y社の新株の割当を受けます。

実質的にはX社は，F事業部門をY社に営業譲渡したのと同じ効果を得ることになります。

(ロ)吸収・分割型分割の例

吸収・分割型分割の場合は，(イ)の場合と違いY社の新株はX社に割当てられるのではなく，X社の株主に割当てられます。このため，X社の株主は直接Y社株を所有することになりますので，各株主がそれぞれ自分の意思でY社株の保有又は処分を決めて行うことができます。(イ)の分社型分割では，Y社の新株はX社に割当てられますので，X社株主は直接その保有又は処分にかかわることが難しいといえます。また，Y社としては，Y社の総発行済株式数に占める，F事業部門の買収の対価として発行した新株の割合が高い場合，分社型分割ではX社が主要株主として議決権を行使してくることになりますので，X社の株主に割当てをする分割型分割を選択するケースが多くなることが予想されます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

［例］

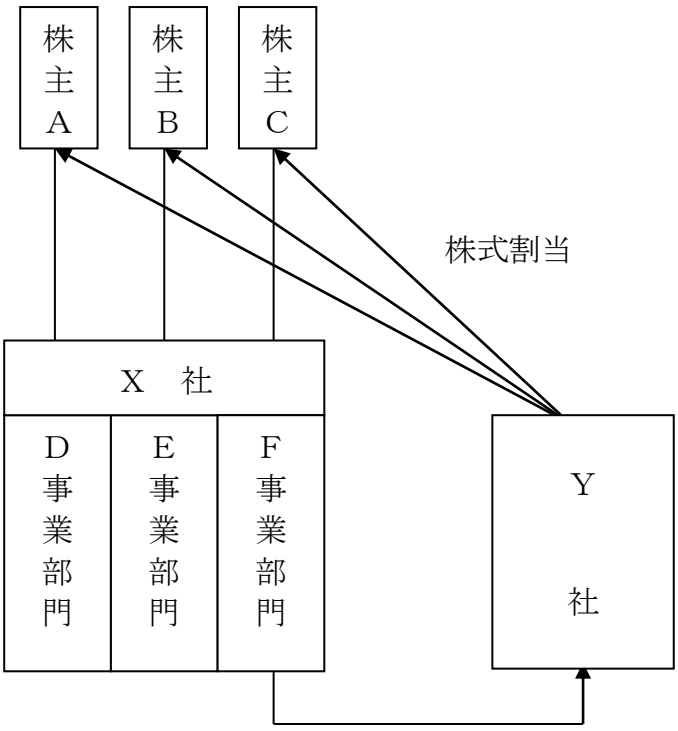

会社分割Ｙ社への譲渡

(ハ)新設・分社型分割の例

新設・分社型分割の場合，まず分割会社となる会社が事業部門の一部を分割し，新設会社を作ります。その新設会社の株式は，当該分割会社に割当てられます。次に，当該分割会社は新設会社を売却しますが，その場合に株式交換の制度を使って，売却を行うこともできます。

［例］

第一段階

会社分割実行前

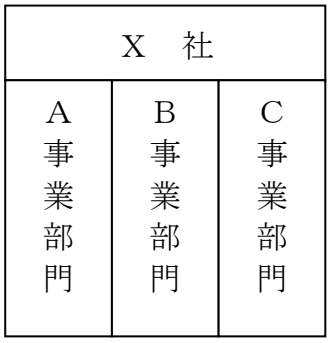

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

会社分割実行後

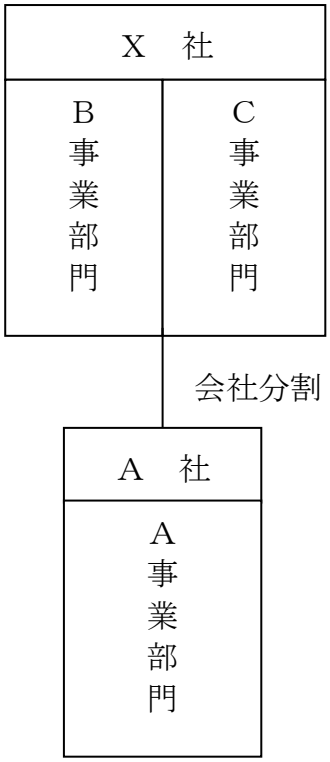

第二段階

会社分割実行後株式交換を行う

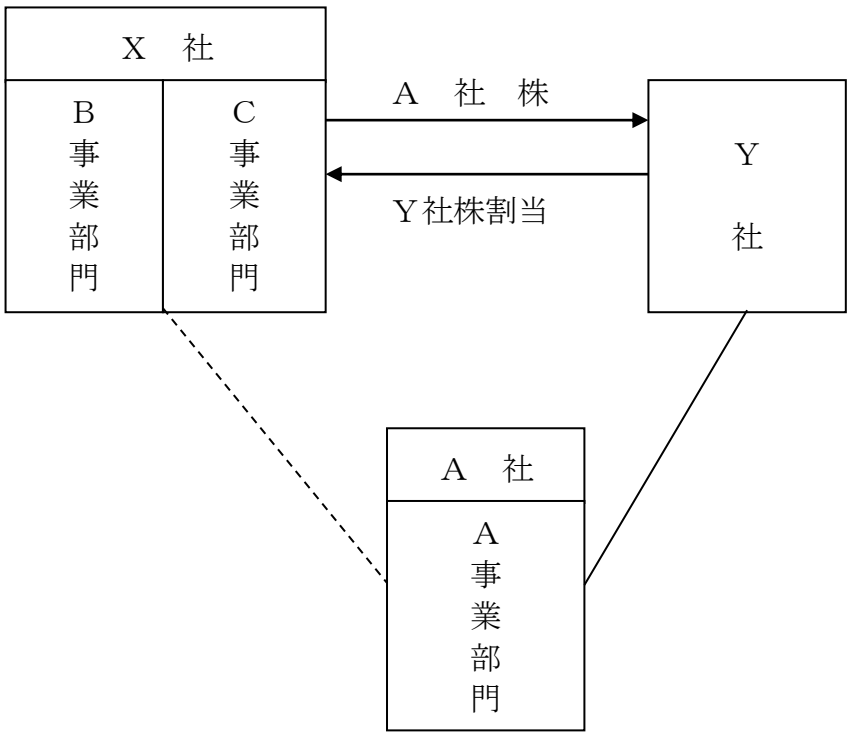

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

Ａ社は，Ｘ社の完全子会社からＹ社の完全子会社になります。株式交換による手法以外に①Ｙ社がＸ社に金銭を払ってＡ社を買収する方法と，②Ｙ社がＡ社を吸収合併しＸ社にＹ社株式を割当てる方法があります。

①の金銭による買収の場合は，Ｘ社においてＡ社株譲渡に伴う課税の問題が発生します。

②のＹ社によるＡ社の吸収合併の場合，合併比率，合併交付金，合併交付資産の関係により，Ｙ社にＡ社資産の評価益に対する課税が生じたり，Ｘ社にみなし配当課税が生じたり清算所得課税が発生する可能性があります。このような課税関係を生じさせないためには，株式交換による手法が最適と考えられます。

(3)事業承継のための会社分割

(イ)新設・分割型分割で非按分の例

会社が複数の部門を持つ場合，この会社を会社分割により複数の会社に分割します。新設・分割型分割で会社分割を行った場合，原則的には分割承継法人の株式が分割法人の株主の有する分割法人の株式の数の割合に応じて交付されます(これを按分型と呼びます)。

これに対して，分割承継法人の株式が分割法人の株式の数の割合に応じて交付されない場合を非按分型と呼び，事業承継の手法として利用できます。ただし，この非按分型のケースでは税務上の「非適格分割」となり，課税上の問題が生じます。

［例］

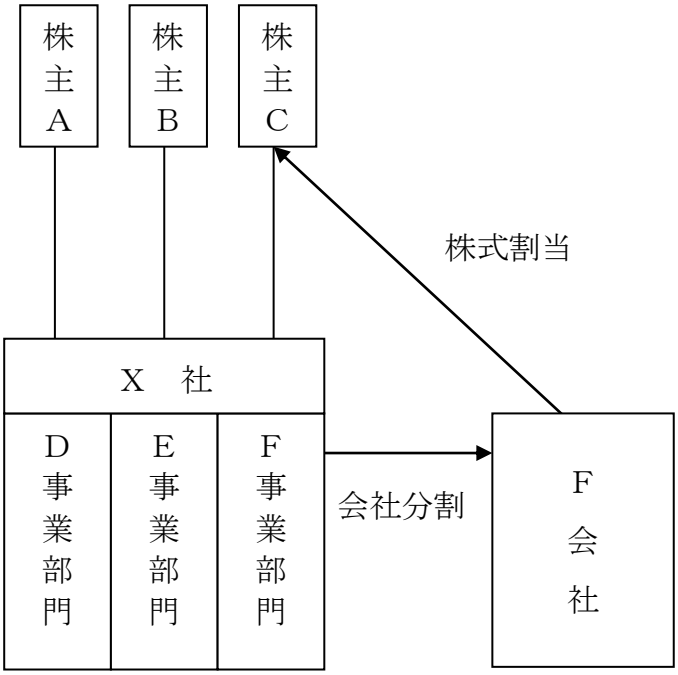

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

この株式割当の時に，株主Ｃにのみ全株式を割当てます。また，株主Ｃが持っているＸ社株式は全て消却します。

(ロ)吸収・分割型分割で非按分の例

上記(イ)の例で，株主Ｃが別の会社(Ｇ社とする）を所有する場合，Ｆ事業部門を分割するとともにＧ社に吸収させ，Ｘ社の株主ＣはＧ社株式の全株割当を受ける手法です。株主ＣのＸ社株式は全て消却します。

(4)企業価値を高めるための会社分割

１つの会社が複数の事業部門を持っており，その株価が会社規模等のため割損になっている場合に，各部門を会社分割で独立させて複数の会社にした時に割損が解消され，トータルとしての会社の株式時価総額が増大することがあります。

(5)企業救済のための会社分割

企業グループ内に債務超過の会社があり，その会社の支援をグループ全体で考える時に，吸収・分割型分割の会社分割が利用できます。手順は，

①グループ内の優良な会社の一部門を会社分割し，当該債務超過会社に吸収させます。

②この結果，　当該債務超過会社は収益源を得て，業績を回復し，債務超過を解消することができます。

③グループ全体の親会社は当該債務超過会社の株式の割当を受けることになりますが，債務超過会社の業績回復により，持株の価値が増大します。

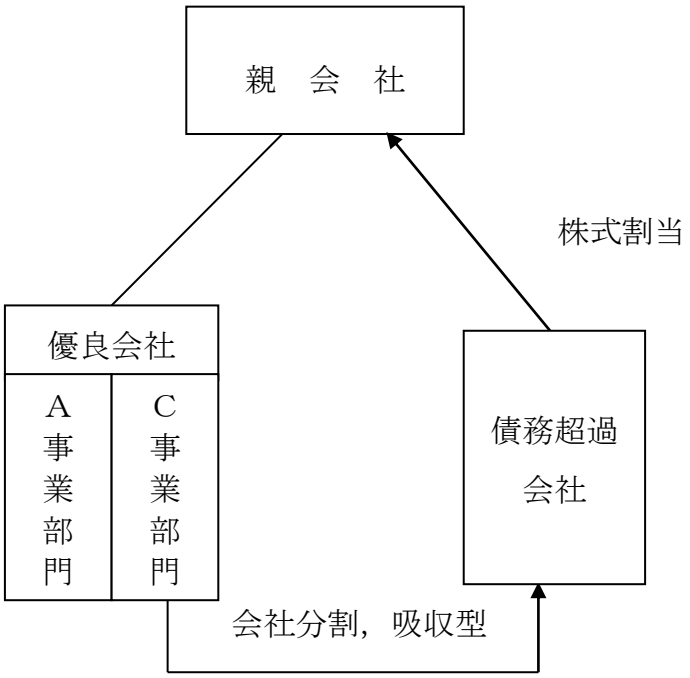

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(6)合弁会社解消のための会社分割

合弁会社が初期の目的を達した場合とか，合弁の一方が資金回収や事業撤退という目的で合弁の解消を申し出るという問題が生じた場合，会社分割の手法によりその目的を達成することができます。

［例］合弁会社を解消して，一部の事業を単独で行う場合

合弁会社が会社分割（新設・分割型分割）を行い，新設会社の株式を特定の株主（合弁の一方の株主でＡ社とする）に割当てる。

他方Ａ社が所有する合弁会社の株式は，これをすべて消却する。

この結果，元の合弁会社は事業を継続し，解消を申し出た株主は合弁会社の一部を分割した会社の 100％オーナーとなることができます。

(7)独占禁止法の規則を回避するための会社分割

(イ)寡占的状況を解消する場合

独占禁止法に定められた強制分割とは，大企業が一定の取引分野において独占的状態にあると認定された場合に，その大企業に対し，営業の一部の譲渡その他競争を回復させるために必要な措置を指します。私的独占や企業結合に対する排除措置命令の場合も，強制分割が考えられます。

公正取引委員会がこのような排除措置命令を下す場合，営業の一部の譲渡に加え，それに類似する会社分割の利用も許されるべきと思われます。営業の一部譲渡を受ける会社側の事情のなどにより，吸収分割を選択したに場合も出てくるからです。

(ロ)合併等の際に独占禁止法の規制に抵触する場合

会社が合併等の企業結合を行おうとする場合，両当事会社の取り扱う一部の商品の市場が，競争制限的であり，公正取引委員会から事前相談の過程等で問題とされる場合があります。このような場合，その問題の商品を取り扱う事業部門を営業譲渡して切り離すことにより，独占禁止法をクリアーします。今後は，会社分割の制度を用いて，公正取引委員会から問題視される事業部門を切り離したうえで企業結合を行うことも考えられます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

第２　新設分割の実務

１　新設分割の意義及び前提要件

(1)新設分割・吸収分割

会社分割とは，１つの会社を２つ以上の会社に分ける制度です。会社分割の種類には，次のものがあります。

(イ)新設分割

新設分割とは，分割をする会社（以下「分割会社」といいます）がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を，新しく設立した会社（以下「新設会社」といいます）に承継させる場合です（会社法２条 30 号）

(ロ)吸収分割

吸収分割とは，分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を既存の会社（以下「承継会社」といいます）に承継させる場合です（会社法２条 29 号）。

(2)物的分割・人的分割

(イ)物的分割（分社型分割）

会社分割の対価となる株式等が分割会社に交付される場合を，「物的分割」又は「分社型分割」と呼びます。

(ロ)人的分割（分割型分割）

会社分割の対価となる株式等が分割会社の株主に交付される場合を「人的分割」又は「分割型分割」と呼びます。

(ハ)会社法における構成

会社法は，上記（ロ）の人的分割について，対価はいったん分割会社に交付され，それが分割会社からその株主に剰余金として配当（金銭以外の場合には現物配当）されるものと構成しています。つまり，

人的分割　＝　物的分割＋剰余金（現物）配当

と構成しているのです。

その意味で，「会社法における会社分割はすべて物的分割である」といえます。

(3)会社分割の対象

(イ)「事業」の意義

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

平成１７年改正前商法の規定における「営業」の文言は，会社法では「事業」という文言に置き換えられました。

しかし，これは用語の整理を行ったものにすぎません。平成１７年改正前商法における「営業」概念の内容と会社法における「事業」概念の内容は同じです。

「事業」概念の内容については，事業譲渡の制度における「事業」概念が参考になります。

最高裁判例（最判昭和４０．９．２２）によれば，事業譲渡とは，①一定の事業目的のため組織化され，有機的一体として機能する財産の全部又は重要な一部を譲渡し，②これによって，譲渡会社がその財産によって営んでいた営業的活動の全部又は重要な一部を譲受人に受け継がせ，③譲渡会社がその譲渡の限度に応じ法律上当然に競業避止義務を負うもの，ということになります。

(ロ)「事業に関して有する権利義務の全部又は一部」の意義

平成１７年改正前商法では，会社分割の対象は「営業の全部又は一部」と規定されていたことなどから，会社分割の対象はそれ自体が「営業」としての内容を備えている必要があるという見解も存在しました。

しかし，会社分割において承継されるものは，あくまで吸収分割契約や新設分割計画において定められた権利義務であり，それ以外の権利義務は承継されません。したがって，単に承継すべき営業を特定するだけでは，具体的に承継される権利義務の内容を特定することはできないといえます。

そこで，会社法は，会社分割の対象は「事業」概念に縛られないものとすることとし，会社分割の対象を「事業に関して有する権利義務の全部又は一部」と規定しました(会社法２条 30 号及び同条 31 号)。会社法は，会社分割の対象が「事業」としての内容を備えている必要があるとの解釈は採用しないこととしたのです（相澤哲＝細川充「会社法の解説(14) 組織再編行為〔上〕」商事法務１７５２号５頁)。

(4)当事者

平成１７年改正前商法では，分割会社，承継会社又は新設会社のいずれについても，株式会社又は有限会社に限定されていました。

会社法では，会社分割をすることができる会社の種類の制限は，以下のとおりとなりました。

(イ)分割会社

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

株式会社・合同会社は，分割会社となることができます（会社法 757 条，同法２条 29 号，同法 762 条１項，同法２条 30 号)。

これに対し，合名会社・合資会社は，分割会社となることができません。

(ロ)承継会社・新設会社

株式会社・合同会社・合名会社・合資会社のすべての種類の会社が承継会社又は新設会社となることができます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

2　新設分割の手続

(1)分割計画の作成

会社が新設分割をする場合，分割計画を作成しなければなりません（会社法 762 条・同法 763 条)。

この分割計画により，分割会社から新設会社へ承継される権利義務の内容，範囲等が特定されることになります。

分割計画で定めなければならない事項は，以下のとおりです（会社法 763 条。分割会社が株式会社である場合)。

(イ)新設会社の目的，商号，本店の所在地及び発行可能株式総数

(ロ)（イ）のほか，新設会社の定款で定める事項

(ハ)新設会社の設立時取締役の氏名

(ニ)次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に応じて，当該(a)から(c)までに定める事項

(a)新設会社が会計参与設置会社である場合

新設会社の設立時会計参与の氏名又は名称

(b)新設会社が監査役設置会社である場合（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社である場合を含む)

新設会社の設立時監査役の氏名

(c)新設会社が会計監査人設置会社である場合

新設会社の設立時会計監査人の氏名又は名称

(ホ)新設会社が新設分割により分割会社から承継する資産，債務，雇用契約その他の権利義務（分割会社の株式及び新株予約権に係る義務を除く）に関する事項

(ヘ)新設会社が新設分割に際して分割会社に対して交付するその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる当該新設会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては，株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項

(ト)２以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときは，分割会社に対する（ヘ）の株式の割当てに関する事項

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

（チ）新設会社が新設分割に際して分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる当該新設会社の社債等を交付するときは，当該社債等についての次の掲げる事項

(a)当該社債等が新設会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く）であるときは，当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

(b)当該社債等が新設会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く）であるときは，当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

(c)当該社債等が新設会社の新株予約権付社債等であるときは，当該新株予約権付社債についての(a)に規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての(b)に規定する事項

（リ）（チ）の場合において，２以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときは，分割会社に対する（チ）の社債等の割当てに関する事項

（ヌ）新設会社が新設分割に際して分割会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該新設会社の新株予約権を交付するときは，当該新株予約権についての次に掲げる事項

(a)当該新設会社の新株予約権の交付を受ける分割会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下「新設分割計画新株予約権」という）の内容

(b)新設分割計画新株予約権の新株予約権者に対して交付する新設会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

(c)新設分割計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは，新設会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

（ル）（ヌ）の場合には，新設分割計画新株予約権の新株予約権者に対する（ヌ）の新設会社の新株予約権の割当てに関する事項

（ヲ）分割会社が新設会社の設立の日に次に掲げる行為をするときは，その旨

(a)全部取得条項付種類株式（会社法 171 条１項）の取得

(b)剰余金の配当

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(2)事前の開示

分割会社において，新設分割計画その他法務省令事項を事前に開示し，株主及び会社債権者等の閲覧に供することが要求されています（会社法 803 条)。

(3)株主総会における新設分割計画の承認

原則として，新設分割計画について，効力発生日の前日までに，各当事会社において株主総会の特別決議による承認を得ることが必要です(簡易手続による場合を除きます。会社法 804 条，同法 805 条)。

なお，新設分割では，略式手続は認められません。

(4)株式買取請求権

反対株主や新株予約権者には公正な価格での買取請求権が認められます。(会社法 806 条乃至 809 条)。

(5)会社債権者保護手続

分割会社は，会社債権者保護手続を実施しなければなりません（会社法 810 条)。

(6)登記

新設分割をする場合は，新設会社の設立登記をしなければなりません（会社法 924 条)。

新設分割は新設会社の設立登記の日に効力が発生します（会社法 764 条 1 項)。

(7)事後の開示

分割会社については会社法 811 条により，新設会社については会社法 815 条により，新設分割に関する一定の情報を開示する制度が設けられています。

開示する情報の具体的な内容は，法務省令で定められます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

３　新設分割の効果

(1)会社の支配関係

分割会社は分割後も存続します。この点は合併と異なるところです。

分割により，新設会社が成立し，分割会社は新設会社の株主になります。

分割と同時に，又は分割後に，分割会社は交付を受けた対価（例えば新設会社の株式）を分割会社の株主に交付することができますが，これは剰余金の配当であり，一定の条件を満たす場合を除いて，剰余金配当規制に服します。

(2)株式の交付と分割比率

分割によって新設会社に承継される資産（債務を含む）との関係で分割により交付される対価が定められ（「分割比率」といいます），それに応じて分割会社に新設会社の株式等が交付されます。

承継会社の株式を交付する場合には，新株・自己株式のいずれを交付することも可能です。

吸収分割と異なり，新設分割では，対価の柔軟化は認められていません。もっとも，新設会社の株式に加えて，新設会社の社債，新株予約権，新株予約権付社債を交付することは可能です（会社法 753 条１項８号）。

(3)事業に関して有する権利義務の移転

分割により，新設分割計画で定められた「事業に関して有する権利義務の全部又は一部」を新設会社が承継します。

債務も債権者の同意がなくても原則として新設会社に移転します。

合併と異なり，分割会社は分割後も存続するので，資産の移転については第三者対抗要件の具備が必要です。

なお，分割により移転するものは実質的な資産であって，計算上の数字である資本金や準備金が移転するわけではありません。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

4　新設分割無効の訴え

新設分割につき，その手続もしくは内容に瑕疵がある場合，一旦実行された新設分割を無効とすると，利害関係人に重大な影響が生じます。そこで，新設分割の無効の主張については，法的安定性の見地から，「新設分割無効の訴え」の制度が設けられ，主張方法，提訴期間，提訴権者等に以下のとおり一定の制限が加えられています。

(1)手続

新設分割無効の訴えは，効力発生日から６か月内に提起しなければなりません（会社法 828 条１項 10 号)。ただし，株主総会決議の取消事由に基づくときは，決議後３か月以内に限定されています（会社法 831 条１項参照)。

新設分割無効の訴えは，当該行為の効力が生じた日において新設分割をする会社の株主等若しくは社員等であった者又は新設分割をする会社若しくは新設分割により設立する会社の株主等，社員等，破産管財人若しくは新設分割について承認をしなかった債権に限り提訴することができます（会社法 828 条２項 10 号)。

また，専属管轄，担保提供命令，弁論等の併合，原告が敗訴した場合に悪意又は重過失があったときの賠償責任について特別の規定がおかれています（会社法 835 条乃至 837 条，同法 846 条)。

(2)判決の効力

新設分割を無効とする判決は第三者にもその効力が及び（会社法 838 条)，また，将来に向かってのみその効力を生じることとされています（会社法 839 条)。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

第３　吸収分割の実務

１　吸収分割の意義及び前提要件

(1)新設分割・吸収分割

会社分割とは，１つの会社を２つ以上の会社に分ける制度です。会社分割の種類には，次のものがあります。

(イ)新設分割

新設分割とは，分割をする会社（以下「分割会社」といいます）がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を，新しく設立した会社（以下「新設会社」といいます）に承継させる場合です（会社法２条 30 号）

(ロ)吸収分割

吸収分割とは，分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を既存の会社（以下「承継会社」といいます）に承継させる場合です（会社法２条 29 号）。

(2)物的分割・人的分割

(イ)物的分割（分社型分割）

会社分割の対価となる株式等が分割会社に交付される場合を，「物的分割」又は「分社型分割」と呼びます。

(ロ)人的分割（分割型分割）

会社分割の対価となる株式等が分割会社の株主に交付される場合を「人的分割」又は「分割型分割」と呼びます。

(ハ)会社法における構成

会社法は，上記（ロ）の人的分割の場合には，対価はいったん分割会社に交付され，それが分割会社からその株主に剰余金として配当（金銭以外の場合には現物配当）されるものと構成しています。つまり，

人的分割　＝　物的分割＋剰余金（現物）配当

と構成しているのです。

その意味で，「会社法における会社分割はすべて物的分割である」といえます。

(3)会社分割の対象

(イ)「事業」の意義

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

平成１７年改正前商法の規定における「営業」の文言は，会社法では「事業」という文言に置き換えられました。

しかし，これは用語の整理を行ったものにすぎません。平成１７年改正前商法における「営業」概念の内容と会社法における「事業」概念の内容は同じです。

「事業」概念の内容については，事業譲渡の制度における「事業」概念が参考になります。

最高裁判例（最判昭和４０．９．２２）によれば，事業譲渡とは，①一定の事業目的のため組織化され，有機的一体として機能する財産の全部又は重要な一部を譲渡し，②これによって，譲渡会社がその財産によって営んでいた営業的活動の全部又は重要な一部を譲受人に受け継がせ，③譲渡会社がその譲渡の限度に応じ法律上当然に競業避止義務を負うもの，ということになります。

(ロ)「事業に関して有する権利義務の全部又は一部」の意義

平成１７年改正前商法では，会社分割の対象は「営業の全部又は一部」と規定されていたことなどから，会社分割の対象はそれ自体が「営業」としての内容を備えている必要があるという見解も存在しました。

しかし，会社分割において承継されるものは，あくまで吸収分割契約や新設分割計画において定められた権利義務であり，それ以外の権利義務は承継されません。したがって，単に承継すべき営業を特定するだけでは，具体的に承継される権利義務の内容を特定することはできないといえます。

そこで，会社法は，会社分割の対象は「事業」概念に縛られないものとすることとし，会社分割の対象を「事業に関して有する権利義務の全部又は一部」と規定しました(会社法２条 30 号及び同条 31 号)。会社法は，会社分割の対象が「事業」としての内容を備えている必要があるとの解釈は採用しないこととしたのです（相澤哲＝細川充「会社法の解説(14) 組織再編行為〔上〕」商事法務１７５２号５頁)。

(4)当事者

平成１７年改正前商法では，分割会社，承継会社又は新設会社のいずれについても，株式会社又は有限会社に限定されていました。

会社法では，会社分割をすることができる会社の種類の制限は，以下のとおりとなりました。

(イ)分割会社

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

株式会社・合同会社は，分割会社となることができます（会社法 757 条，同法２条 29 号，同法 762 条１項，同法２条 30 号)。

これに対し，合名会社・合資会社は，分割会社となることができません。

(ロ)承継会社・新設会社

株式会社・合同会社・合名会社・合資会社のすべての種類の会社が承継会社又は新設会社となることができます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

2　吸収分割の手続

(1)吸収分割契約の作成

会社が吸収分割をする場合，吸収分割契約を作成しなければなりません（会社法 757 条・同法 758 条)。

この吸収分割契約により，分割会社から承継会社へ承継される権利義務の内容，範囲等が特定されることになります。

吸収分割契約で定めなければならない事項は，以下のとおりです（会社法 758 条。分割会社が株式会社である場合)。

(イ)分割会社及び承継会社の商号及び住所

(ロ)承継会社が分割により分割会社から承継する資産，債務，雇用契約その他の権利義務（分割会社及び承継会社の株式並びに分割会社の新株予約権に係る義務を除く）に関する事項

(ハ)分割により分割会社又は承継会社の株式を承継会社に承継させるときは，当該株式に関する事項

(ニ)承継会社が吸収分割に際して分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等を交付するときは，当該金銭等についての次に掲げる事項

(a)当該金銭等が承継会社の株式であるときは，当該株式の数（種類株式発行会社にあっては，株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項

(b)当該金銭等が承継会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く）であるときは，当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

(c)当該金銭等が承継会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く）であるときは，当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

(d)当該金銭等が承継会社の新株予約権付社債であるときは，当該新株予約権付社債についての(b)に規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての(c)に規定する事項

(e)当該金銭等が承継会社の株式等以外の財産であるときは，当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

（ホ）承継会社が吸収分割に際して分割会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該承継会社の新株予約権を交付するときは，当該新株予約権についての次に掲げる事項

(a)当該承継会社の新株予約権の交付を受ける分割会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下「吸収分割契約新株予約権」という）の内容

(b)吸収分割契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する承継会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

(c)吸収分割契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは，承継会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

（へ）（ホ）の場合には，吸収分割契約新株予約権の新株予約権者に対する（ホ）の承継会社の新株予約権の割当てに関する事項

（ト）吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）

（チ）分割会社が効力発生日に次に掲げる行為をするときは，その旨

(a)全部取得条項付種類株式（会社法 171 条 1 項）の取得

(b)剰余金の配当

(2)事前の開示

各当事会社において，吸収分割契約その他法務省令事項を事前に開示し，株主及び会社債権者等の閲覧に供することが要求されています（会社法 782 条，同法 794 条)。

(3)株主総会における吸収分割契約の承認

原則として，新設分割計画について，効力発生日の前日までに，各当事会社において株主総会の特別決議による承認を得ることが必要です(会社法 783 条，同法 784 条，同法 795 条，同法 796 条)。

(4)株式買取請求権

反対株主や新株予約権者には公正な価格での買取請求権が認められます（会社法 785 条乃至 788 条，同法 797 条・798 条)。

(5)会社債権者保護手続

各当事会社は，会社債権者保護手続を実施しなければなりません（会社法 789 条，同法 799 条)。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(6)効力発生

吸収分割は，吸収分割契約で定めた効力発生日に効力が発生します（会社法 759 条１項)。

(7)事後の開示

分割会社については会社法 791 条により，承継会社については会社法 801 条により，吸収分割に関する一定の情報を開示する制度が設けられています。

開示する情報の具体的な内容は，法務省令で定められます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

３　吸収分割の効果

(1)対価柔軟化

平成１７年改正前商法では，吸収分割に際して分割会社の株主に対して交付される財産は，原則として，承継会社の株式に限定されることを各種の規律が設けられていました。

しかし，近年，事業の再構築の必要性の高まり等を背景として，経済界を中心として，金銭その他の財産をもその対価とすることができるようにし，いわゆる三角合併やキャッシュ・アウト・マージャー等の選択肢を増やしたいという要望が強くなっています。

会社法は，このような状況を踏まえて，吸収合併における存続会社や吸収分割における承継会社の株式を交付することなく，金銭その他の財産を交付することや，対価を交付しないことができることとしています。これを「対価柔軟化」といいます。

(2)会社の支配関係

分割会社は分割後も存続します。この点は合併と異なるところです。

典型的には，分割により，承継会社の新株その他の財産が分割会社に交付され，分割会社が承継会社の株式の交付を受けた場合は，分割会社は承継会社の株主となります。

分割と同時に，又は分割後に，分割会社は交付を受けた対価（例えば承継会社の株式）を分割会社の株主に交付することができますが，これは剰余金の配当であり，一定の条件を満たす場合を除いて，剰余金配当規制に服します。

(3)株式の交付と分割比率

分割によって承継会社に承継される資産（債務を含む）との関係で分割により交付される対価が定められ（「分割比率」といいます），それに応じて分割会社に承継会社の株式等が交付されます。

承継会社の株式を交付する場合には，新株・自己株式のいずれを交付することも可能です。

(4)事業に関して有する権利義務の移転

分割により，吸収分割契約で定められた「事業に関して有する権利義務の全部又は一部」を承継会社が承継します。

債務も債権者の同意がなくても原則として承継会社に移転します。

合併と異なり，分割会社は分割後も存続するので，資産の移転については第三者対抗要件の具備が必要です。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

なお，分割により移転するものは実質的な資産であって，計算上の数字である資本金や準備金が移転するわけではありません。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

4　吸収分割無効の訴え

吸収分割につき，その手続もしくは内容に瑕疵がある場合，一旦実行された吸収分割を無効とすると，利害関係人に重大な影響が生じます。そこで，吸収分割の無効の主張については，法的安定性の見地から，「吸収分割無効の訴え」の制度が設けられ，主張方法，提訴期間，提訴権者等に以下のとおり一定の制限が加えられています。

(1)手続

吸収分割無効の訴えは，効力発生日から６か月内に提起しなければなりません（会社法 828 条１項９号)。ただし，株主総会決議の取消事由に基づくときは，決議後３か月以内に限定されています（会社法 831 条１項参照)。

吸収分割無効の訴えは，吸収分割の効力が生じた日において吸収分割契約をした会社の株主等若しくは社員等であった者又は吸収分割契約をした会社の株主等，社員等，破産管財人若しくは吸収分割について承認をしなかった債権者に限り提訴することができます（会社法 828 条２項９号)。

また，専属管轄，担保提供命令，弁論等の併合，原告が敗訴した場合に悪意又は重過失があったときの賠償責任について特別の規定がおかれています（会社法 835 条乃至 837 条，同法 846 条)。

(2)判決の効力

吸収分割を無効とする判決は第三者にもその効力が及び（会社法 838 条)，また，将来に向かってのみその効力を生じることとされています（会社法 839 条)。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

第４　会社分割の税制と会計処理

１　会社分割の税制

(1)適格組織再編税制の概要

平成 13 年度の税制改正においては，企業が組織再編した場合に，法人や株主に対する課税を実体に合わせて行うように法整備が行われました。その概要は以下のとおりとなります。

(イ)法人に対する課税の取扱い

(a)移転資産等の譲渡損益の取扱い

法人が分割等の「組織再編」によりその有する資産等を他に移転した場合には原則としてその移転資産等は時価により移転したものとして譲渡損益が認識されることになります。しかし，「組織再編」により資産等が移転されても，その移転資産等に対する支配が継続している場合など一定の要件を満たす場合には，税法上「適格組織再編」として，移転資産等はその帳簿価額により移転されたものとして譲渡損益の計上は繰り延べられることとなります。

なお，「適格組織再編」となる会社分割（以下「適格分割」といい「適格分割型分割」と「適格分社型分割」にそれぞれ分かれます。）とは次のいずれかに該当することが要件とされます。

ただし，分割に伴って分割承継法人の株式のみが交付され，かつ，分割型分割（人的分割）にあっては，分割法人に対する持株の割合に応じて分割承継法人の株式が交付されるものに限ります。

1)企業グループ内の組織再編成

イ.完全支配関係がある法人間で行う分割

次のいずれかに該当する分割をいいます。

a.分割前に，分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の 100%を直接又は間接に保有する関係があり，かつ，分割後に，分割法人と分割承継法人との間に当事者間の完全支配関係が継続することが見込まれている場合の分割（b.に該当するものを除きます。）

b.分割前に，分割法人と分割承継法人との間に同一の者によってそれぞれの法人の発行済株式等の 100%を直接又は間接に保有される関係があり，

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

かつ，分割後に，同一者による完全支配関係が継続することが見込まれている場合の分割

ロ.支配関係にある法人間で行う分割（イ.に該当するものを除きます。）

次の a.又は b.のいずれかの分割のうち，あ～うの要件に該当するものがこれに該当します。

a.分割前に，分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の 50%超の株式を直接又は間接に保有する関係があり，かつ，分割後に，分割法人と分割承継法人との間に当事者間の支配関係が継続することが見込まれている場合の分割（b.に該当するものを除きます。）

b.分割前に，分割法人と分割承継法人との間に同一の者によってそれぞれの法人の発行済株式等の 50%超の株式を直接又は間接に保有される関係があり，かつ，分割後に，同一者による支配関係が継続することが見込まれている場合の分割

あ.分割により分割事業に係る主要な資産等が分割承継法人に移転していること。

い.分割の直前の分割事業に係る従業者のうち，その総数のおおむね 80%以上の者が分割後に分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること。

う.分割事業が分割後に分割承継法人において引き続き営まれることが見込まれていること。

2)共同事業を営むための分割

上記 1)の分割以外の分割で，次のイ.からへ.要件のすべてに該当するものをいいます。（分割型分割に係る分割法人の株主等が 50 人以上である場合には，この要件からへ.が除かれます。）

イ.分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業（分割承継法人の分割前に営む事業のうちのいずれかの事業）とが相互に関連するものであること。

ロ.分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業（分割事業と関連する事業に限られます。）のそれぞれの売上金額，従業者の数若しくはこれらに準ずるものの規模の割合がおおむね 5 倍を超えないこと又は分割前の分割法

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

人の役員等のいずれかと分割承継法人の特定役員のいずれかとが分割後に分割承継法人の特定役員となることが見込まれていること。

この役員等とは，役員又は社長，副社長，代表取締役，専務取締役，常務取締役に準ずる者で法人の経営に従事している者をいいます。

ハ. 分割により分割法人の分割事業に係る主要な資産等が分割承継法人に移転すること。

ニ. 分割法人の分割の直前の分割事業に係る従業員のおおむね 80%以上が分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること。

ホ. 分割法人の分割事業（分割承継法人の分割承継事業と関連する事業に限られます。）が分割承継法人において引き続き営まれることが見込まれていること。

ヘ. 分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人の株式の全部を継続して保有することが見込まれていること（分割型分割の場合には，分割の直前の分割法人の株主等で分割により交付を受ける分割承継法人の株式の全部を継続して保有することが見込まれる者が有する分割法人の株式の数の合計数が分割法人の発行済株式等の 80%以上であること）。

この場合の株式及び発行済株式等から議決権のないものが除かれます。

(b) 資本の部の取扱い

1) 分割型分割

適格分割型分割の場合には，分割法人の利益積立金額の一部が分割承継法人に引き継がれるとともに，分割法人の移転した資産及び負債等の簿価純資産価額から当該引き継がれた利益積立金及び分割により減少した資本金額を控除した金額を資本積立金から減少させます。一方，非適格分割型分割の場合には，利益積立金額の引き継ぎは行われません。

2) 分社型分割

適格分社型分割の場合には，分割承継法人は，移転受けた資産及び負債の簿価純資産価額から分割により増加した資本金額等を減算した金額を資本積立金額とすることとなります。なお，分社型分割においては，利益積立金額の引き継ぎは行われません。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(ロ)株主等における課税の取扱い

(a)みなし配当課税

分割型分割による金銭その他の資産の交付については，基本的に合併による金銭等の交付と同様に取り扱われており，分割法人の株主等はその分割型分割が非適格分割である場合には，交付を受けた金銭等の額のうち一定の金額を超える部分の金額についてはみなし配当とされます。なお，金銭等の交付が行われない場合には，みなし配当課税は行われません。

(b)旧株式の譲渡損益

適格分割型分割により，分割法人の株主が分割承継法人の株式のみ交付を受けた場合には，旧株式（分割法人の株式）は帳簿価値による譲渡を行ったものとして譲渡損益の計上が繰り延べられます。

(ハ)その他引当金等の取扱い

組織再編が行われた場合における各種引当金等の取扱いについては，基本的には，その組織再編が税法上適格組織再編である場合には，その引き継ぎが行われ，他方非適格組織再編である場合には，その引き継ぎは出来ないことになります。

(2)適格分割が行われた場合の取扱い

(イ)分割法人における取扱い

(a)移転資産等の譲渡損益

1)適格分割型分割（適格人的分割）

適格分割型分割により分割法人が分割承継法人に資産及び負債の移転を行なった場合には，当該移転資産等の分割前事業年度終了の時の帳簿価額による引継ぎをしたものとして，移転資産等の譲渡損益の計上が繰り延べられることとなります。

この場合において，分割法人は，資産等の移転の対価として分割承継法人の株式を移転資産等の簿価純資産価額に相当する金額により取得し，直ちにこれを分割法人の株主等に交付したものとされます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

2)適格分社型分割（適格物的分割）

適格分社型分割により分割法人が分割承継法人に資産及び負債の移転を行った場合には，当該移転資産等の適格分社型分割の直前の帳簿価額による譲渡があったものとして移転資産等の譲渡損益の計上が繰り延べられることとなります。

(b)資本の部の金額の取扱い

1)適格分割型分割（適格人的分割）

適格分割型分割の場合には，分割法人の利益積立金額の一部が分割承継法人に引き継がれ，分割承継法人に移転する資産及び負債の分割の日の前日の属する事業年度末の簿価純資産価額から分割承継法人に引き継がれる利益積立金及び分割により減少した資本金額を控除した金額を分割法人の資本積立金から減少させます。

2)適格分社型分割（適格物的分割）

分社型分割の場合には，分割法人においては，資産及び負債の移転を行い，その対価として分割承継法人の株式等を取得することから，利益積立金額の引き継ぎは行われません。

(c)欠損金の繰越控除

合併類似適格分割型分割が行われた場合において，分割法人の当該分割の日前5 年以内に開始した各事業年度（前 5 年内事業年度）において生じた欠損金額（未処理欠損金額）があるときは，当該未処理欠損金額は分割承継法人の前５年内事業年度開始の日の属する各事業年度に生じた欠損金とみなして分割事業年度以後の各事業年度において繰越控除することとなります。

したがって，合併類似適格分割型分割が行われた場合に分割法人における分割の日の属する事業年度以後の各事業年度における未処理欠損金額の繰越控除については，当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額はないものとされます。

なお，合併類似適格分割型分割とは，次に掲げる要件のすべてに該当するものをいいます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

・分割法人の分割型分割前に営む主要な事業が分割承継法人において分割型分割後に引き続き営まれることが見込まれていること。
・分割法人の分割型分割の直前に有する資産及び負債の全部が分割承継法人に移転すること。
・分割法人を分割型分割後直ちに解散することが分割型分割の日までに分割法人の株主総会又は社員総会において決議されていること。

※平成 16 年度の税制改正によると，平成 13 年 4 月 1 日以降開始事業年度で生じた青色欠損金の繰越控除期間が５年から７年へと延長されました。（以下，欠損金の繰越控除の取扱いについて同じ）。

(ロ)分割承継法人の取扱い

(a)移転を受けた資産等の取扱い

1)適格分割型分割

適格分割型分割により分割法人が分割承継法人に資産及び負債の移転を行った場合には，当該移転資産等の分割事業年度終了の時の帳簿価額による引継ぎをしたものとして，移転資産等の譲渡損益の計上が繰り延べられることとなります。

この場合において，分割承継法人における分割法人からの資産等の引継価額は，分割法人におけるその資産等の帳簿価額となります。

2)適格分社型分割

適格分社型分割により分割法人が分割承継法人に資産等の移転を行った場合には，当該移転資産等の適格分社型分割の直前の帳簿価額による譲渡があったものとして，移転資産等の譲渡損益の計上が繰り延べられることとなります。

この場合において，適格分社型分割により分割法人が分割承継法人に資産等の移転を行った場合の分割承継法人における分割法人からの資産等の取得価額は，分割法人におけるその資産等の帳簿価額に相当する金額（取得費用がある場合にはその取得費用を加算した金額）となります。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(b)資本の部の取扱い

1)適格分割型分割

適格分割型分割の場合，分割承継法人が移転を受けた資産及び負債の分割の日の前日の属する事業年度末の簿価純資産価額から，分割により増加した資本金額及び交付した自己株式の帳簿価額ならびに分割法人から引継を受けた利益積立金額を控除した金額の合計額を，分割承継法人の資本積立金額とします。

2)適格分社型分割

適格分社型分割の場合，分割承継法人が移転を受けた資産及び負債の分社型分割直前の簿価純資産価額から，分割により増加した資本金額及び交付した自己株式の帳簿価額を控除した金額の合計額を，分割承継法人の資本積立金額とします。

なお，分社型分割においては，利益積立金額の引き継ぎは行われません。

(c)欠損金の繰越控除

合併類似適格分割型分割が行われた場合において，分割法人の当該分割の日前5年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額（未処理欠損金額）があるときは，当該未処理欠損金額は分割承継法人の前５年内事業年度開始の日の属する各事業年度に生じた欠損金とみなして分割事業年度以後の各事業年度において繰越控除することとなります。

なお，合併類似適格分割型分割とは，次に掲げる要件のすべてに該当するものをいいます。

- 分割法人の分割型分割前に営む主要な事業が分割承継法人において分割型分割後に引き続き営まれることが見込まれていること。
- 分割法人の分割型分割の直前に有する資産及び負債の全部が分割承継法人に移転すること。
- 分割法人を分割型分割後直ちに解散することが分割型分割の日までに分割法人の株主総会又は社員総会において決議されていること。

(d)代用自己株を交付する場合

分割に際し分割承継法人は新株の発行に代えて，自己株式を分割法人又は分割法人の株主に交付することが会社法上認められています（代用自己株式）。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

この場合，分割承継法人は当該自己株式を帳簿価額により譲渡したものとして譲渡損益は認識されないこととなります。

(3)非適格分割が行われた場合の取扱い

(イ)分割法人における取扱い

(a)移転資産等の譲渡損益

非適格分割（分割型分割・分社型分割）により分割法人が分割承継法人に資産等の移転を行った場合には，当該移転した資産等の分割の時の価額（時価）による譲渡があったものとして，移転資産等の譲渡損益の計算を行います。

この場合において，非適格分割型分割により資産等を移転した分割法人は，分割承継法人から新株等をその時の価額により取得し，直ちに当該新株等を分割法人の株主等へ交付したものとなります。

(b)資本の部の取扱い

1)非適格分割型分割

非適格分割型分割の場合には，分割により移転した分割の日の属する事業年度終了の時の資産及び負債の時価純資産価額相当額が分割法人の資本の部の減少額となります。

なお，非適格分割の場合には利益積立金の引き継ぎはされません。

2)非適格分社型分割

非適格分社型分割の場合には，分割法人においては時価により資産及び負債を分割承継法人に移転し，その対価として分割承継法人の株式の交付を受けることから，資本の部の変動はありません。

(c)欠損金の繰越控除

非適格分割により分割が行われた場合には，分割法人の分割の日前5年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額は，分割承継法人には引き継がれません。

(ロ)分割承継法人における取扱い

(a)移転を受けた資産等の取扱い

非適格分割（分割型分割・分社型分割）により分割法人が分割承継法人に資産及び負債の移転を行った場合には，当該移転した資産等の分割の時の価額（時価）による譲渡があったものとして，移転資産等の譲渡損益の計算を行います。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

したがって，この場合の分割承継法人における分割法人からの移転資産等の取得価額は時価により計上することとなります。

(b)資本の部の取扱い

非適格分割（分割型・分社型）の場合には，分割により移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額から，分割により増加した資本金額及び分割交付した自己株式の価額ならびに分割交付した株式等以外の資産の価額の合計額を控除した金額を資本積立金額とします。

なお，非適格分割の場合には利益積立金額の引き継ぎはされません。

(c)欠損金の繰越控除

非適格分割により分割が行われた場合には，分割法人の分割の日前5年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額は，分割承継法人には引き継がれません。

(d)代用自己株を交付する場合

分割に際し分割承継法人は新株の発行に代えて，自己株式を分割法人又は分割法人の株主に交付することが会社法上認められています（代用自己株式）。

この場合，分割承継法人は当該自己株式を帳簿価額により譲渡したものとして譲渡損益は認識されないこととなります。

ただし非適格分割において，分割法人が有していた分割承継法人株式を交付した場合には，自己株式を分割時の時価で譲渡したものとされます。

(4)株主等の取扱い

(イ)みなし配当課税

(a)金銭その他の資産の交付がない場合

金銭その他の資産の交付がない場合には，みなし配当課税はされません。

(b)金銭その他の資産の交付がある場合

1)適格分割型分割

適格分割型分割が行われた場合には，分割法人の資産等が帳簿価額で分割承継法人に引き継がれ，また分割法人の利益積立金が分割承継法人に引き継がれることとなるため，分割法人の株主等においてはみなし配当は生じません。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

2)非適格分割型分割

非適格分割型分割においては，分割法人の株主等が交付を受けた株式・金銭等のうち次の算式により計算した金額を超える部分の金額については，みなし配当の金額とされます。

（算式）

$$\text{分割法人の分割事業年度終了の時の資本等の金額} \times \frac{\text{分割事業年度終了の時の移転資産の簿価から移転負債の簿価を控除した金額（分母の金額を限度とする）}}{\text{分割法人の分割事業年度又はその前事業年度終了の簿価純資産価額}}$$

（小数点以下1位切り上げ）

(ロ)旧株式の譲渡損益

(a)分割承継法人の株式のみの交付を受ける場合

分割型分割において，分割法人の株主等が分割承継法人の株式のみの交付を受けた場合には，分割法人の株主等は分割法人の株式（旧株）をその帳簿価額による譲渡を行ったものとして譲渡損益の計上は繰り延べられることになります。

(b)分割承継法人の株式以外の資産の交付を受ける場合

分割型分割において，分割法人の株主等が分割承継法人の株式以外の資産の交付を受けた場合には，分割法人の株主等は，分割法人の株式（旧株）を時価により譲渡を行ったものとして譲渡損益の計算を行うことになります。

(c)非按分型分割の場合

分割型分割において，分割承継法人の株式が分割法人の株式の数の割合に応じて交付されないいわゆる「非按分型分割」の場合には，分割法人の株主等に分割承継法人の株式のみが交付される場合であっても，旧株の譲渡損益の計上を行なうものとされます。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

2　会計処理

(1)根拠

会社分割に関する会計処理につきましては，平成 13 年 3 月 30 日付日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第 7 号において公表されています。

(2)概要

会社分割に当たり，分割会社が移転する営業に対する支配を喪失して承継会社が支配を獲得する場合（支配の移転）と，分割会社が引き続き（又は他社と共同で）支配を維持する場合（支配の継続）とがあるが，前者の場合には，分割会社及び承継会社において，移転する資産及び負債を売買処理法により，後者の場合には，簿価引継法により会計処理する。

(3)会計処理方法の判定図

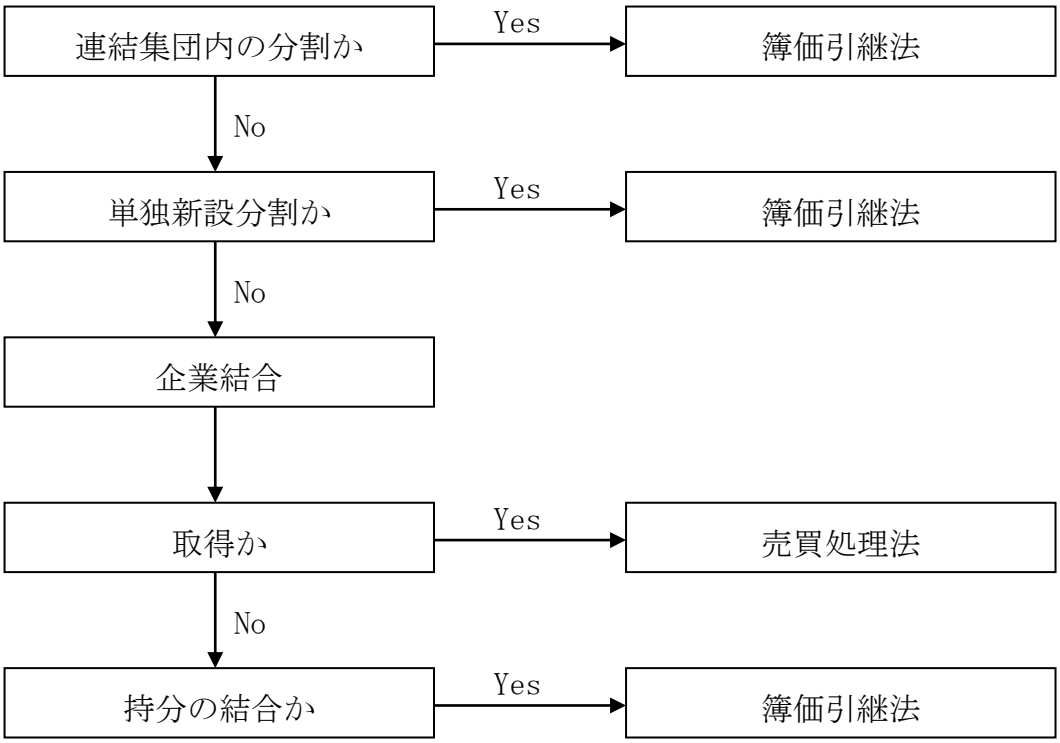

(注)按分型の分割を前提としている。非按分型の分割の場合は，売買処理法となる。

(4)定義

(イ)企業結合

ある会社が他の会社の純資産や経営に対する支配を獲得するか又はある会社と他の会社が合体して両社に対する持分を結合する結果，独立した会社同士が一体とな

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

って一つの経済企業体となることをいう。企業結合の具体例には合併，企業買収，営業譲受，株式交換・移転等がある。

この「独立した会社」とは，支配・被支配の関係又は共通の支配下の関係にない会社をいう。

(ロ)取得

ある会社（取得会社）が他の会社（被取得会社）の純資産や経営に対する支配を獲得する企業結合をいい，具体的には，結合当事会社のうち，いずれかの会社について取得会社を識別できるものをいう。

(ハ)持分の結合

ある結合前会社の株主と他の結合前会社が，それぞれの結合前会社の純資産及び経営のすべて（又は事実上すべて）に対する支配を結合し，結合後会社のリスクと便益を継続的に共同して負担及び享受する場合であって，かつ，結合前会社のいずれかが取得会社か識別できない企業結合をいう。

(ニ)売買処理法

会社分割により移転する資産及び負債が売買されたものとして会計処理を行う方法であり，会社分割が「取得」と判定される場合に適用される。この方法によると，原則として，承継会社は分割日に取得した資産及び負債を投資原価（取得の対価と取得の費用の合計）により評価し，承継会社が分割前に有していた資産及び負債については従来の支配が継続しているため，帳簿価額を維持する。

(ホ)簿価引継法

会社分割において，それぞれの結合当事会社の支配が継続しているため，各会社が保有する資産及び負債を，帳簿価額で結合する方法である。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

３　会計処理と税務処理のケース分け

<table>
<tr><th>ケース分け</th><th>分割方法</th><th>会計処理</th><th>税務上の適用</th></tr>
<tr><td>1－1－1</td><td rowspan="4">分割型分割</td><td rowspan="2">簿価引継法</td><td>適格分割</td></tr>
<tr><td>1－1－2</td><td>非適格分割</td></tr>
<tr><td>1－2－1</td><td rowspan="2">売買処理法</td><td>適格分割</td></tr>
<tr><td>1－2－2</td><td>非適格分割</td></tr>
<tr><td>2－1－1</td><td rowspan="4">分社型分割</td><td rowspan="2">簿価引継法</td><td>適格分割</td></tr>
<tr><td>2－1－2</td><td>非適格分割</td></tr>
<tr><td>2－2－1</td><td rowspan="2">売買処理法</td><td>適格分割</td></tr>
<tr><td>2－2－2</td><td>非適格分割</td></tr>
</table>

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

4　具体的処理

(1)分割型分割

(イ)図

分割前

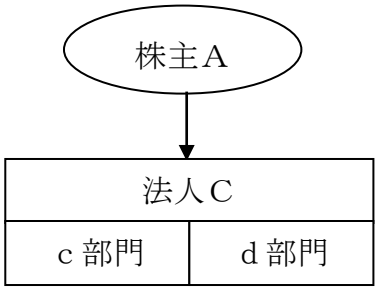

分割後

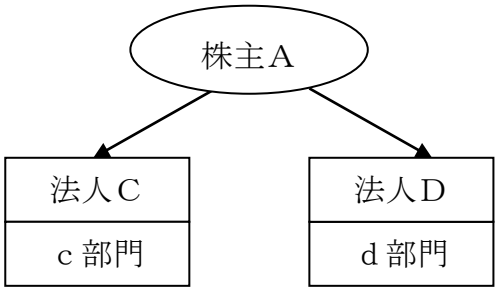

(ロ)法人Ｃの分割前の貸借対照表

ｃ事業資産	1000	ｃ事業負債	500
ｄ事業資産	500	ｄ事業負債	250
（含み益	200）		
		資本金	300
		資本準備金	150
		利益準備金	150
		剰余金	150

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(ハ)会計上の処理

(a)簿価引継法

1)分割法人Ｃの仕訳

ｄ事業負債	250	ｄ事業資産	500
資本金	100(*)		
資本準備金	50(*)		
利益準備金	50(*)		
剰余金	50(*)		

(*)分割計画書，契約書による

2)分割承継法人Ｄの仕訳

ｄ事業資産	500	ｄ事業負債	250
		資本金	100(*1)
		資本準備金	50(*3)
		利益準備金	50(*2)
		剰余金	50(*2)

(*1)分割計画書，契約書による

(*2)分割法人Ｃが取崩した範囲内で引き継ぐ

(*3)500-250-100-(50+50)=50

3)税務上の処理

イ.適格分割

a.分割法人Ｃの税務上の仕訳

ｄ事業負債	250	ｄ事業資産	500
資本金	100		
資本積立金	50(*2)		
利益積立金	100(*1)		

(*1) $(150+150)\times\frac{250}{750}=100$

(*2)　500-250-100-100=50

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

b. 分割承継法人Ｄの税務上の仕訳

ｄ事業資産	500	ｄ事業負債	250
		資本金	100
		資本積立金	50
		利益積立金	100

c. 税務調整

・分割法人Ｃ

なし

・分割承継法人Ｄ

なし

ロ. 非適格分割

a. 分割法人Ｃの税務上の仕訳

ｄ事業負債	250	ｄ事業資産	500
資本金	100	譲渡益	200
資本積立金	50(*1)		
利益積立金	300(*2)		

(*1) $(300+150)\times\frac{250}{750}-100=50$

(*2) (500+200)−(250+100+50)=300

b. 分割承継法人Ｄの税務上の仕訳

ｄ事業資産	700	ｄ事業負債	250
		資本金	100
		資本積立金	350

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

c. 税務調整

・分割法人Ｃ

利益積立金	200	譲渡益	200

・分割承継法人Ｄ

Ｂ事業負債	200	資本積立金	300
利益積立金	100		

(b)売買処理法

1)分割法人Ｃの仕訳

ｄ事業負債	250	ｄ事業資産	500
資本金	100	営業移転利益	200
資本準備金	50		
利益準備金	50		
剰余金	250		

2)分割承継法人Ｄの仕訳

ｄ事業資産	700	ｄ事業負債	250
		資本金	100
		資本準備金	250
		利益準備金	50
		剰余金	50

3)税務上の処理

イ. 適格分割

a. 分割法人Ｃの税務上の仕訳

ｄ事業負債	250	ｄ事業資産	500
資本金	100		
資本積立金	50		
利益積立金	100		

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

b. 分割承継法人Ｄの税務上の仕訳

ｄ事業資産	500	ｄ事業負債	250
		資本金	100
		資本積立金	50
		利益積立金	100

c. 税務調整

・分割法人Ｃ

営業移転利益	200	利益積立金	200

・分割承継法人Ｄ

資本積立金	300	Ｂ事業負債	200
		利益積立金	100

ロ. 非適格分割

a. 分割法人Ｃの税務上の仕訳

ｄ事業負債	250	ｄ事業資産	500
資本金	100	営業移転利益	200
資本積立金	50		
利益積立金	300		

b. 分割承継法人Ｄの税務上の仕訳

ｄ事業資産	700	ｄ事業負債	250
		資本金	100
		資本積立金	350

c. 税務調整

・分割法人Ｃ

なし

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

・分割承継法人Ｄ

利益積立金	100	資本積立金	100

(2)分社型分割

（イ）図

分割前

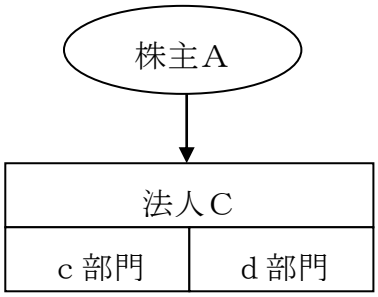

分割後

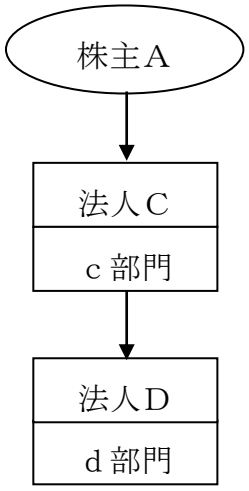

（ロ）法人Ｃの分割前の貸借対照表

Ｃ事業資産	1000	Ｃ事業負債	500
ｄ事業資産	500	ｄ事業負債	250
（含み益	200）		
		資本金	300
		資本準備金	150
		利益準備金	150
		剰余金	150

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(ハ)会計上の処理

(a)簿価引継法

1)分割法人Ｃの仕訳

ｄ事業負債	250	ｄ事業資産	500
Ｄ社株式	250		

2)分割承継法人Ｄの仕訳

ｄ事業資産	500	ｄ事業負債	250
		資本金	100(*1)
		資本準備金	150(*2)

(*1)　分割計画書，契約書による

(*2)　分社型分割の場合は利益準備金の引継はできない

3)税務上の処理

イ.適格分割

a.分割法人Ｃの税務上の仕訳

ｄ事業負債	250	ｄ事業資産	500
Ｄ社株式	250		

b.分割承継法人Ｄの税務上の仕訳

ｄ事業資産	500	ｄ事業負債	250
		資本金	100
		資本積立金	150

c.税務調整

・分割法人Ｃ

なし

・分割承継法人Ｄ

なし

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

ロ. 非適格分割

a. 分割法人Ｃの税務上の仕訳

ｄ事業負債	250	ｄ事業資産	500
Ｄ社株式	450	譲渡益	200

b. 分割承継法人Ｄの税務上の仕訳

ｄ事業資産	700	ｄ事業負債	250
		資本金	100
		資本積立金	350

c. 税務調整

・分割法人Ｃ

Ｄ社株式	200	譲渡益	200

・分割承継法人Ｄ

ｄ事業資産	200	資本積立金	200

(b) 売買処理法

1) 分割法人Ｃの税務上の仕訳

ｄ事業負債	250	ｄ事業資産	500
Ｄ社株式	450	営業移転利益	200

2) 分割承継法人Ｄの税務上の仕訳

ｄ事業資産	700	ｄ事業負債	250
		資本金	100
		資本準備金	350

3) 税務上の処理

イ. 適格分割

a 分割法人Ｃの仕訳

ｄ事業負債	250	ｄ事業資産	500
Ｄ社株式	250		

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

b. 分割承継法人Ｄの仕訳

ｄ事業資産	500	ｄ事業負債	250
		資本金	100
		資本積立金	150

c. 税務調整

・分割法人Ｃ

営業移転利益	200	Ｄ社株式	200

・分割法人Ｄ

資本準備金	200	ｄ事業資産	200

ロ. 非適格分割

a. 分割法人Ｃの税務上の仕訳

ｄ事業負債	250	ｄ事業資産	500
Ｄ社株式	450	営業移転利益	200

b. 分割承継法人Ｄの税務上の仕訳

ｄ事業資産	700	ｄ事業負債	250
		資本金	100
		資本積立金	350

c. 税務調整

・分割法人Ｃ

なし

・分割承継法人Ｄ

なし

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

第５　書式

１　分割計画書

分　割　計　画　書

当社（以下，甲という）は，事業の合理化を目的として，〇〇部門を分離し，新設会社（以下，乙という）に承継させる会社分割（以下，「本件会社分割」という）の内容を次のとおり定める。

（設立会社の定款）

第１条　乙の定款は，別紙「定款」（省略）記載のとおりとする。

（本件会社分割に際して発行する株式及び株式の割当て）

第２条　乙が，本件会社分割に際して発行する株式及びその割当てについては，次のとおりとする。

(1)発行する株式　普通株式

(2)発行総数　〇〇〇株

(3)割当ての対象　平成〇〇年〇〇月〇〇日の甲の最終の株主名簿に記載された株主に対して割当て交付する。

(4)割当比率　甲の普通株式〇株に対し，乙の株式〇株を割当てる。

（乙の資本の額及び準備金）

第３条　乙の資本金，資本準備金等の額は，次のとおりとする。

(1)資本金　〇〇〇円

(2)資本準備金　上記(1)の資本金に組み入れなかった額から下記の利益準備金，その他の留保利益を控除した額

(3)利益準備金　〇〇〇円

(4)留保利益　〇〇〇円

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

（承継する権利義務）

第４条　甲は，別紙「承継する権利義務一覧表」（省略）記載の権利義務を乙に承継させる。

但し，乙が承継する債務は，甲とともに負担する重畳的債務引受とする。

（甲の資本減少及び株式の消却）

第５条　甲は，本件会社分割に伴い，その資本金○○○○円を○○○円に減少する。

2. 前項の資本減少は，甲の株主が有する甲株式○○株に対し，１株の割合により，甲株式を無償消却する方法により行う。

（分割承認総会）

第６条　甲は，平成○○年○○月○○日，株主総会を開催し，本計画書の承認及び本件会社分割に必要な事項の承認決議を求める。

但し，上記の総会期日は，本件会社分割手続の進行に応じ，必要があるときは，予めこれを変更することができる。

（分割をなすべき時期）

第７条　本件会社分割の時期は，平成○○年○○月○○日とする。

但し，上記期日は，本件会社分割手続の進行に応じ，必要があるときは，予めこれを変更することができる。

（利益配当）

第８条　甲は，第６条による株主総会の承認を得て，平成○○年○○月○○日の甲の最終の株主名簿に記載された株主に対して，総額○○○円を限度として，利益配当を行う。

（役員の就任）

第９条　乙の取締役及び監査役に就任する予定者は，次のとおりである。

(1) 取締役

(イ) 氏　名　○　○　○　○

経歴等

(ロ) 氏　名　○　○　○　○

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

経歴等

(2)監査役

(イ)氏　名　○　○　○　○

経歴等

(ロ)氏　名　○　○　○　○

経歴等

以　上

平成○○年○○月○○日

株式会社　○　○　○

代表取締役　○　○　○　○　㊞

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

２　分割契約書

分　割　契　約　書

株式会社Ａ（以下，甲という）及び株式会社Ｂ（以下，乙という）は吸収分割に関し，次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は，第６条記載の営業を乙に承継させることとし，乙は右営業を甲から承継する（以下，「本件会社分割」という）。

（定款変更）

第２条　乙は本件会社分割により，その定款を別紙「定款」（省略）記載のとおりに変更する。

（本件会社分割に際して発行する新株及び新株の割当て）

第３条　乙が，本件会社分割に際して発行する新株及びその割当てについては，次のとおりとする。

(1)発行する新株　普通株式

(2)発行総数　〇〇〇株

(3)割当ての対象　平成〇〇年〇〇月〇〇日の甲の最終の株主名簿に記載された株主に対して割当て交付する。

(4)割当比率　甲の普通株式〇株に対し，乙の新株〇株を割当てる。

（乙の増加すべき資本の額及び準備金）

第４条　本件会社分割により乙の増加すべき資本金，資本準備金等の額は，次のとおりとする。

(1)資本金　〇〇〇円

(2)資本準備金　上記(1)の資本金に組み入れなかった額から下記の利益準備金，その他の留保利益を控除した額

(3)利益準備金　〇〇〇円

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(4)留保利益　　○○○円

（分割交付金）

第５条　乙は，平成○○年○○月○○日の甲の最終の株主名簿に記載された株主に対し，下記の割合による金員を本件会社分割をすべき時期の経過後遅滞なく支払う。

甲の株式１株につき金○○円

（承継する権利義務）

第６条　甲は，別紙「承継する権利義務一覧表」（省略）記載の権利義務を乙に承継させる。

（甲の資本減少及び株式の消却）

第７条　甲は，本件会社分割に伴い，その資本金○○○○円を○○○円に減少する。

2.前項の資本減少は，甲の株主が有する甲株式○○株に対し，１株の割合により，甲株式を無償消却する方法により行う。

（分割承認総会）

第８条　甲及び乙は，平成○○年○○月○○日，それぞれ株主総会を開催し，本契約の承認及び本件会社分割に必要な事項の承認決議を求める。

但し，上記の総会期日は，本件会社分割手続の進行に応じ，必要があるときは，甲乙協議の上，予めこれを変更することができる。

（分割をなすべき時期）

第９条　本件会社分割の時期は，平成○○年○○月○○日とする。

但し，上記期日は，本件会社分割手続の進行に応じ，必要があるときは，甲乙協議の上，予めこれを変更することができる。

（利益配当）

第 10 条　甲は，第８条による株主総会の承認を得て，平成○○年○○月○○日の甲の最終の株主名簿に記載された株主に対して，総額○○○円を限度として，利益配当を行う。

（役員の就任）

第 11 条　本件会社分割に伴い，新たに乙の取締役及び監査役に就任する予定者は，次のとおりである。

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

(1)取締役

(イ)氏　名　○ ○ ○ ○

経歴等

(ロ)氏　名　○ ○ ○ ○

経歴等

(2)監査役

(イ)氏　名　○ ○ ○ ○

経歴等

(ロ)氏　名　○ ○ ○ ○

経歴等

（分割対象財産の善管注意義務）

第 12 条　甲は，本件会社分割の時期まで，乙に承継させる営業を真摯に遂行するとともに，分割対象にかかる財産を善良なる管理者の注意義務をもって管理することを要する。

2. 万一，甲が前項の注意義務を怠ったため，本件会社分割を実行することが不可能もしくは著しく困難となった場合には，乙は本契約を解除することができる。

（事情変更による解除）

第 13 条　本契約締結後，本件会社分割の時期に至るまでの間に，天災地変その他契約当時予期しえなかった事由により，甲又は乙の財産内容もしくは経営状況に重大な変動が生じた場合には，甲乙協議の上，本件会社分割の条件を変更し，または本契約を解除することができる。

（規定外事項）

第 14 条　本契約に記載なき事項について疑義が生じたときは，関係法規その他本契約の趣旨に従い，甲，乙誠実に協議の上，これを決定する。

以上のとおり契約が成立したので，本契約の証として，本契約書２通を作成し，甲，乙各記名捺印の上，各１通宛保有する。

○○○○年○○月○○日

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.

甲　株式会社　A
代表取締役　○　○　○　○　㊞

乙　株式会社　B
代表取締役　○　○　○　○　㊞

Copyright(C)2020 Asahi Chuo All Rights Reserved.